

渋谷区
震災復興マニュアル

令和8年3月

渋谷区

目 次

第 1 部 基本的事項

第 1 章	渋谷区震災復興マニュアルの位置づけ	1
第 1 節	マニュアル策定の背景と目的	1
第 2 節	関連する計画	1
第 3 節	マニュアルの役割	2
第 1	予防から復興までの防災まちづくりに関する実行計画	2
第 2	災害発生から復興までの活動マニュアル	2
第 3	復興に関する事前の計画	2
第 4 節	マニュアルの構成	2
第 5 節	マニュアルの管理・見直し	3
第 6 節	想定被害及び地域危険度	4
第 1	被害想定	4
第 2	地域危険度	7
第 2 章	復興の基本的な考え方	9
第 1 節	復興とは	9
第 1	生活の復興	9
第 2	都市の復興	9
第 3	応急・復旧対策との関係	9
第 2 節	復興の基本方針	10
第 1	復興の目的と方向性	10
第 2	復興に向けた重点分野	10
第 3	復興推進の仕組み	10
第 4	事前復興の推進	10
第 3 節	復興と基本構想との関係	10
第 1	価値観の継承と深化	10
第 2	未来像の実現に向けた転換	10
第 3	分野別構想と復興の統合	10
第 4	区政運営の柔軟性と備え	11
第 3 章	復興の基本的手順	12
第 1 節	震災復興の体制づくり	12
第 1	渋谷区震災復興本部の設置	12
第 2	渋谷区震災復興本部の組織と任務	12
第 2 節	震災復興計画等の策定	12
第 3 節	都市の復興	12
第 4 節	生活の復興	13
第 1	被災者の生活再建支援の実施	13
第 2	良質な生活環境の実現	14
第 3	地域コミュニティの復興	14
第 4	産業の復興（雇用の確保・事業の再開等）	14
第 5 節	協働による復興：自助・共助・公助の連携	15

第1 地域協働復興	15
第2 被災者個人による自力復興	15
第3 地域復興協議会について	15
第4 時限的市街地づくりについて	16

第2部 復興のための行動指針

第1章 本部体制	17
第1節 本部体制・本部会議	17
第1 準備室・震災復興本部の設置	17
（1）復興準備室・震災復興本部の設置	17
（2）震災復興本部の運営	19
第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	21
第1 家屋・住家の被害状況の把握	21
（1）応急危険度判定の実施	21
第2 住民の被害・被災後の生活状況の把握	22
（1）被災者生活実態調査の実施	22
第3節 り災証明書の交付	24
第1 り災証明書の交付	24
（1）認定調査の実施及びり災証明書の交付	24
第4節 震災復興計画の策定	25
第1 震災復興方針及び震災復興計画の策定	25
（1）震災復興方針及び震災復興計画の策定	25
第5節 財政方針の策定等	28
第1 財政方針の策定等	28
（1）財政需要見込額の把握	28
（2）予算執行方針の策定	30
（3）予算見積り方針の策定	32
第2 財源の確保	34
（1）財源の確保	34
第3 国・都等からの支援に基づく復興基金の創設	36
（1）国・都等からの支援に基づく復興基金の創設	36
第6節 人的資源の確保	38
第1 人的資源の確保	38
（1）職員の適正配置・受援	38
第7節 用地の確保・調整	40
第1 用地の確保・調整	40
（1）用地の確保・調整	40
第8節 がれき等の処理	42
第1 がれき等の処理	42
（1）がれき等の処理	42
第9節 広報・相談体制	43
第1 復興関連情報の提供	43

(1) 復興関係広報の実施	43
(2) 外国人に対する情報提供等	46
第2 相談体制の整備・運営	47
(1) 相談体制の整備・運営（被災者総合相談所の設置）	47
第2章 都市の復興	49
第1節 調査	49
第1 被災前の調査	49
(1) 都市づくりの現行計画とその整備状況	49
(2) 都市基盤施設の整備水準	51
(3) 災害種類別の被害想定	53
(4) 優先調査地区	55
第2 被災後の調査	57
(1) 家屋の被害状況、被害区域（災害種類別）、街区別の家屋被害割合	57
(2) 都市基盤施設の被害状況	60
第2節 方針	62
第1 都市復興方針の策定	62
(1) 都市復興方針の策定	62
第2 第一次建築制限	64
(1) 第一次建築制限	64
(2) 土地取引規制	67
第3 時限的市街地	69
(1) 時限的市街地	69
第4 復興対象地区の設定	72
(1) 市街地復興の対象区域及びその地区区分の指定	72
(2) 地域復興協議会及び協働復興区の認定	74
第3節 計画	76
第1 都市復興計画	76
(1) 都市復興計画	76
第2 復興まちづくり計画等	79
(1) 復興まちづくり計画等	79
第3 第二次建築制限	81
(1) 第二次建築制限	81
第4節 復興事業計画等の策定、復興事業の推進	84
第1 復興事業	84
(1) 復興事業	84
第5節 区有施設、土木施設等の再建	86
第1 区有施設等の再建	86
(1) 区有施設等の再建	86
第2 土木施設の再建	89
(1) 土木施設の再建	89
第3章 住宅の復興	91
第1節 応急的な住宅の整備に向けた準備	91

第1 住宅の被害状況の判定	91
(1) 住宅の応急危険度判定の実施	91
(2) 区営住宅の被災度区分判定の実施	92
(3) 民間住宅の被災度区分判定の周知	94
(4) 住宅の被害状況の把握	95
第2節 応急的な住宅の整備	97
第1 被災住宅の応急修理	97
(1) 被災住宅の応急修理（緊急）	97
(2) 被災住宅の応急修理（必要最小限）	99
第2 応急的な住宅の整備	101
(1) 公的住宅等の空き住戸の確保	101
(2) 応急仮設住宅等の建設	102
(3) 賃貸型応急住宅の提供	103
第3 入居者の募集・選定・入居手続き	104
(1) 入居者の募集・選定・入居手続き	104
第4 入居者の管理	105
(1) 応急仮設住宅入居者の管理	105
第3節 恒久的な住宅の整備	106
第1 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	106
(1) 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	106
第2 住宅復興計画の策定	108
(1) 住宅復興計画の策定	108
第3 公営住宅の整備等	110
(1) 公営住宅等の新築・建替、買取・借上	110
第4 被災者の円滑な入居	112
(1) 被災者の円滑な入居	112
第4節 自力での住まい確保への支援	114
第1 マンションの再建に対する支援	114
(1) マンション建替えの合意形成、建替え・補修に係る支援	114
第2 住宅資産活用等による住宅再建支援	116
(1) 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援	116
(2) 民間住宅の供給支援	117
第3 民間賃貸住宅入居支援	119
(1) 民間賃貸住宅入居者に対する支援	119
第4 住まい・まちづくり推進体制	121
(1) 住まい・まちづくり活動への支援	121
(2) まちづくりとの連携	123
(3) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進	125
第5 情報提供及び相談の実施	127
(1) 情報提供・相談体制の整備	127
第4章 暮らしの復興	129
第1節 福祉	129
第1 地域福祉需要の把握等	129

(1) 地域福祉需要の把握(福祉)	129
(2) 子育て支援需要の把握(保育等)	131
(3) 一時入所の実施(福祉施設)	133
(4) 一時入所の実施(児童施設)	135
第2 社会福祉施設等の再建	137
(1) 社会福祉施設等の再建(区立福祉施設)	137
(2) 社会福祉施設等の再建(民間福祉施設)	139
(3) 子育て支援施設等の再建	141
第3 福祉サービス体制の整備	143
(1) 在宅サービス体制の整備	143
第4 生活支援対策	146
(1) 生活支援対策(災害援護資金)	146
(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	148
(3) 被災者生活再建支援金の支給	150
(4) 義援金募集、配分	152
(5) 生活保護対策	153
(6) ボランティア活動への支援	155
(7) 税金・保険料等の減免	156
第2節 保健	157
第1 保健対策	157
(1) 被災者に対するメンタルヘルスケア	157
(2) 被災児童・生徒に対するメンタルヘルスケア	159
(3) 被災区民の健康管理	161
(4) 防疫活動の実施	163
第2 生活環境の整備	164
(1) 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再建支援	164
(2) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援	166
(3) 食品・飲料水の安全確保	168
(4) 動物救護	169
第3節 医療	170
第1 地域医療体制	170
(1) 医療機関の復旧状況に関する情報提供	170
(2) 仮設診療所の設置支援	172
第2 医療機関の機能回復	174
(1) 医療施設(診療所等)の再建支援	174
第4節 教育・文化	176
第1 学校教育施設の再建	176
(1) 学校教育施設の再建	176
(2) 授業等の再開	178
第2 社会教育施設の再建、文化財の復旧	180
(1) 社会教育施設の再建	180
(2) 図書館の再建	183
(3) 文化財の復旧・復興支援	185
第5節 その他	187

第1 ごみ等の処理	187
(1) ごみ等の処理	187
第2 防犯対策	188
(1) 防犯対策	188
第5章 産業の復興	190
第1節 産業復興体制の整備	190
第1 産業復興体制の整備	190
(1) 産業復興体制の整備	190
第2節 産業復興方針の策定	192
第1 産業復興方針の策定	192
(1) 緊急対応事項選定のための状況報告	192
(2) 産業復興計画原案に対する東京都への意見及び調整	194
(3) 相談・指導体制の整備	196
第3節 中小企業施策	198
第1 被害状況等の把握	198
(1) 東京都への人員派遣及び支援策の検討	198
(2) 取引状況調査に基づく支援策の検討	200
第2 一時的な事業スペースの確保支援	202
(1) 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供に向けた検討体制の整備等	202
(2) 地域内の民間貸し工場・店舗情報の収集・提供	204
第3 施設の再建のための金融支援	206
(1) 資金需要の把握と関係金融機関への資金準備要請	206
(2) 既往融資制度の事業主・組合等への周知	208
(3) 信用保証協会基本財産の造成支援	210
第4 新たな支援制度の検討・創設	212
(1) 新たな支援制度の事業主への周知	212
第4節 観光施策	214
第1 都市イメージの回復	214
(1) 情報発信、観光復興イベント等の開催	214
第5節 雇用・就業支援	216
第1 雇用状況の把握	216
(1) 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等	216
第2 雇用の維持	218
(1) 事業者への雇用維持の周知	218
第3 離職者の再就職の促進	220
(1) 職業訓練施設への入校者募集の周知	220
第4 離職者の生活支援	222
(1) 雇用保険制度の活用促進	222
第6節 消費生活	224
第1 相談・指導体制の整備	224
(1) 消費生活相談等の実施	224

第 1 部

基 本 的 事 項

第 1 部 基本的事項

第 1 章 渋谷区震災復興マニュアルの位置づけ

第 1 節 マニュアル策定の背景と目的

日本では歴史的に多くの大地震が発生し、その度に各種震災対策の見直しが行われてきた。こうした中、阪神・淡路大震災（1995 年）では、甚大な被害をもたらし、都市の復旧・復興、被災者の生活再建等の復興活動が長期にわたるとともに、事業も広範囲に及ぶことなどが明らかになった。その後も、東日本大震災（2011 年）、熊本地震（2016 年）、能登半島地震（2024 年）など各地で甚大な被害をもたらす災害が発生し、被災地では復興に向けた取り組みが続けられている。

首都直下地震の切迫性が懸念される状況の中、渋谷区では、令和 5 年（2023 年）度～令和 6 年（2024 年）度にかけて「渋谷区地域防災計画」、「渋谷区業務継続計画」、「渋谷区災害時職員行動マニュアル」及び「渋谷区災害受援計画」を修正し、災害応急・復旧対策の見直しを行った。

災害応急・復旧対策の見直しと合わせて、過去の大災害を教訓としつつ、大規模かつ広範な施策が必要となる復興を迅速かつ適切に進めるためには、事前対策を講じることが重要である。

また、災害からの迅速な復旧にとどまらず、「ちがいを ちからに 変える街。」という基本構想の理念のもと、安全性・快適性・持続可能性に配慮した都市構造への再構築を進めることが求められている。これは、「成熟した国際都市」「つながり支え合う共生のまち」「多様な主体との連携による持続可能な区政」という 3 つのまちづくりの方向性を、災害からの復興過程においても実現することを意味する。

このため、渋谷区は、発生が懸念される首都直下地震等の大規模災害が発生した場合においても、区民の生命および財産を守り、できる限り速やかに区民の生活を取り戻し、復興を通じて基本構想に掲げる未来像を具現化することを目的に、復興のための業務に携わる職員の行動指針や手順等をまとめた「渋谷区震災復興マニュアル」を策定する。

第 2 節 関連する計画

本マニュアルは「渋谷区基本構想」、「渋谷区長期基本計画 2017-2026」を踏まえた「渋谷区地域防災計画」を具体化し、大規模災害発生直後から復興に向けて区の行うべき行動や事業を分野別に整理したものである。

作成にあたっては、「東京都震災復興マニュアル復興施策ガイドライン」、「渋谷区業務継続計画」、「渋谷区災害時職員行動マニュアル」等の諸計画と整合性を図りつつ、整備した。

第3節 マニュアルの役割

第1 予防から復興までの防災まちづくりに関する実行計画

本マニュアルは、「渋谷区まちづくりマスタープラン」等と一体となって予防から復興までの防災まちづくりに関する実行計画とする。

第2 災害発生から復興までの活動マニュアル

本マニュアルは、「渋谷区災害時職員行動マニュアル」と一体となって、震災からの復興過程を事前に想定し、早期の復興を図るための活動マニュアルとしての役割を果たすものとする。

第3 復興に関する事前の計画

本マニュアルは、「渋谷区地域防災計画 第1部 震災編 第3編 災害復興計画」を具体化し、震災からの復興の進め方を示す事前の計画としての役割を果たすものとする。

第4節 マニュアルの構成

本マニュアルは、本編と資料編の2部構成とし、本マニュアルで扱う業務を、以下の5章に区分する。

第1章 本部体制

第2章 都市の復興

第3章 住宅の復興

第4章 暮らしの復興

第5章 産業の復興

各章の行動指針は、次の5つの項目から整理している。

表1 渋谷区震災復興マニュアルにおける行動指針の項目と概要

行動指針の項目	概要
担当課・支援課	責任主体として各対策を主体的に進める課を「担当課」、担当課の取り組みを補完・支援する課を「支援課」として整理 なお、担当課、支援課は組織順に記載
対策概要	各行動の概要と目的を簡単に整理
プロセスのポイント	各段階でポイントとなる区の担当課及び東京都の行動を整理
事前対策	事前の取組を整理
行動内容	震災後に行うべき行動を時間軸に沿って整理 具体的な行動、実施時期及び担当部署を明記することにより、いつ、誰が、どのように活動を行うのかを整理
対策実施スケジュール	対策項目の実施時期を整理

第5節 マニュアルの管理・見直し

本マニュアルは、現時点での組織体制や制度的枠組みに基づき作成されたものであるため、復興関連業務に関する内容の変更が生じた際は、速やかに見直しを行うこととする。また、本マニュアルの成果は、地域防災計画に反映することとし、適宜地域防災計画の修正を行う。

また、令和元年台風第15号及び台風第19号や平成27年9月関東・東北豪雨など、大規模な風水害が全国で毎年のように発生している。渋谷区内には大規模河川はないものの、長時間の降雨や局地的大雨による住家への浸水被害が懸念されることから、風水害時の復興についても本マニュアルを準用しつつ、適宜追加する。

さらに、予想される震災に備えて、震災復興マニュアルを定期的に見直すとともに、行政職員と区民が協働の理念や復興手順を共有するため、継続的に復興の意識啓発を行う。

【これまでの改定履歴】

- ・令和元年（2019年）度 渋谷区震災復興マニュアル策定
- ・令和7年（2025年）度 関係法令・上位計画等の変更に伴う改定

第6節 想定被害及び地域危険度

第1 被害想定

1 渋谷区震災対策基礎調査（令和5年3月）

渋谷区では、区内における建物、地形、道路、工作物等の危険箇所の実態調査を行い、その他の基礎データを収集して、防災マップを作成し、防災意識の高揚を図る資料の作成を目的として、平成18年3月に震災対策基礎調査を実施した。この調査は、全建物の目視調査、全道路踏査により、身近な震災危険度を明らかにしたものである。平成25年3月にその後の不燃化・耐震化の進捗や東日本大震災の教訓を踏まえ、あらためて震災対策基礎調査を実施した。

平成30年3月に実施した最新の震災対策基礎調査では、平成24年度の調査以降の不燃化・耐震化の進捗を踏まえ、新たな建物データを作成し、地震による被害予測の見直しを実施した。

なお、平成30年調査の想定地震は、平成24年度の調査と同様、次項の「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月 東京都防災会議公表）における東京湾北部地震をその対象とした。

令和5年3月に実施した最新の震災対策基礎調査では、東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」において見直した想定地震等の設定に基づき、大規模地震による渋谷区内の建物被害、火災被害、人的被害、避難者等の予測等の見直しを実施した。

本調査の被害想定概要は次のとおりである。

項 目	内 容
想定 家屋被害	都心南部直下 M7.3 冬18時・8m/s 全壊 1,311.6 棟、半壊 3,418.1 棟 火災による焼失 286.4 棟（倒壊建物を含まない） 296.5 棟（倒壊建物を含む）
死者数	83 人
重傷者数	365 人
負傷者数	2,954 人（重傷者含む）

2 東京都防災会議「首都直下地震等における東京の被害想定」（令和4年5月）

東京都防災会議では、令和4年5月に東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

この調査報告書の想定地震は、次のとおりである。

項 目	内 容
震 源 地	都心南部、多摩東部
規 模	マグニチュード 7.3（都心南部 M7.3 の場合、渋谷区の大部分で震度 6 強）
発 生 時 刻	冬の朝 5 時、冬の昼 12 時、冬の夕方 18 時
自 然 条 件	風速 4m/秒、8m/秒

3 被害の様相

作成者		渋谷区「震災対策基礎調査」 (令和5年3月)			
対象区域		渋谷区			
前提条件	発生時刻	冬 18時	冬 12時	冬 5時	秋 12時
	震源地	都心南部直下			
	規模	マグニチュード 7.3			
	自然条件	風速 8m/s			
人的被害	死者数	83人	67人	81人	67人
	負傷者数	2,954人	3,010人	1,492人	3,010人
	うち重傷者数	365人	321人	159人	321人
建物被害	揺れ/液状化による全壊棟数		1,312棟		
	内訳	木造	994棟		
		非木造	318棟		
	揺れ/液状化による半壊棟数		3,418棟		
	内訳	木造	2,367棟		
		非木造	1,051棟		
避難者数 (冬 18時・ 風速 8m/s)	1日後		23,326人		
	内訳	うち避難所避難者数	19,827人		
		うち避難所外避難者数	19,827人		
	4日～1週間後		53,124人		
	内訳	うち避難所避難者数	35,416人		
		うち避難所外避難者数	17,708人		
	1ヶ月後		20,724人		
	内訳	うち避難所避難者数	6,217人		
		うち避難所外避難者数	14,507人		

*小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

第1章 渋谷区震災復興マニュアルの位置づけ

作成者		東京都防災会議 「首都直下地震等による東京の被害想定」 (令和4年5月)			
対象区域		東京都	渋谷区	東京都	渋谷区
前提条件	発生時刻	冬の夕方 18 時頃			
	震源域	都心南部			
	規模	マグニチュード 7.3			
	自然条件	風速 4m/秒		風速 8m/秒	
人的被害	死者数	5,925 人	82 人	6,148 人	83 人
	原因別	ゆれ建物被害	3,209 人	56 人	3,209 人
		屋内収容物	239 人	10 人	239 人
		急傾斜地崩壊	8 人	0 人	8 人
		火災	2,260 人	9 人	2,482 人
		落下物ブロック塀等	210 人	6 人	210 人
	負傷者数	92,487 人	2,953 人	93,435 人	2,954 人
	原因別	うち重傷者	13,564 人	365 人	13,829 人
		ゆれ建物被害	69,547 人	2,390 人	69,547 人
		屋内収容物	6,496 人	308 人	6,496 人
		急傾斜地崩壊	11 人	0 人	11 人
		火災	8,999 人	24 人	9,947 人
		落下物ブロック塀等	7,435 人	230 人	7,435 人
建物被害	全壊棟数	82,199 棟	1,312 棟	82,199 棟	1,312 棟
	原因別	揺れによる建物倒壊	80,530 棟	1,301 棟	80,530 棟
		液状化による建物倒壊	1,549 棟	11 棟	1,549 棟
		地震火災 ※1	102,025 棟	258 棟	112,232 棟
		その他(急傾斜地崩壊等)	120 棟	0 棟	120 棟
ライフライン	電力施設 停電率	11.6%	10.8%	11.9%	10.9%
	通信施設 不通率	3.7%	1.1%	4.0%	1.2%
	ガス施設 供給停止率	24.3%	2.1%	24.3%	2.1%
	上水道施設 断水率	26.4%	32.3%	26.4%	32.3%
	下水道施設 管きよ被害率	4.0%	6.2%	4.0%	6.2%
その他	帰宅困難者数 ※2	4,151,327 人	237,837 人	4,151,327 人	237,837 人
	避難者の発生	2,947,941 人	52,965 人	2,993,713 人	53,124 人
	閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数	22,308 台	1,082 台	22,426 台	1,084 台
	要配慮者死者数	3,773 人	19 人	3,915 人	19 人
	自力脱出困難者	31,251 人	1,026 人	31,251 人	1,026 人
	震災廃棄物	3,139 万 t	88 万 t	3,164 万 t	88 万 t

*小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※1 焼失した建物に、倒壊した建物は含まない。

※2 渋谷駅周辺 4km² の帰宅困難者想定数は、246,502 人。

第2 地域危険度

令和4年9月に東京都都市整備局が発表した「地震に関する地域危険度測定調査報告書」(第9回)を有効に活用する(参考:第9回地域危険度測定調査結果一覧表)。

1 地域危険度とは

地震による被害の程度は、地震の強さ、震源地、発生する時刻などの地震そのものの要因と地域のもっている危険な要因との組み合わせにより異なる。

地震の被害には、物的な被害としての地震の揺れによる建物被害と、火災の発生による延焼被害があり、人的な被害としては、避難場所への円滑な避難が阻害されることによる被害がある。

この調査では、主に「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」の3つの危険度を町丁目ごと(都内全5,192町丁目)に5ランクに分けて相対的に評価している。

2 被害想定と地域危険度との関係

被害想定調査は、主に地域防災計画の策定の目標値とするものである。他方、地域危険度調査は地震に強い都市づくりの指標として、区や都が震災対策事業を実施する地域を選択する際に参考とするとともに、地震災害に対する区民(都民)の認識を深め、防災意識の高揚に役立てることを目的としている。

なお、この「地域危険度」とは、被害の大きさを予測したものではなく、あくまで地域別の危険性を相対的に比較したものである。従って同じ危険度のところでも、事前の対策や住民の心構えにより、実際の被害は大きく変わることが考えられる。

3 測定結果

渋谷区内(80町丁目)の危険度ランクは以下のとおりである。

渋谷区の地域危険度ランク別町丁目数

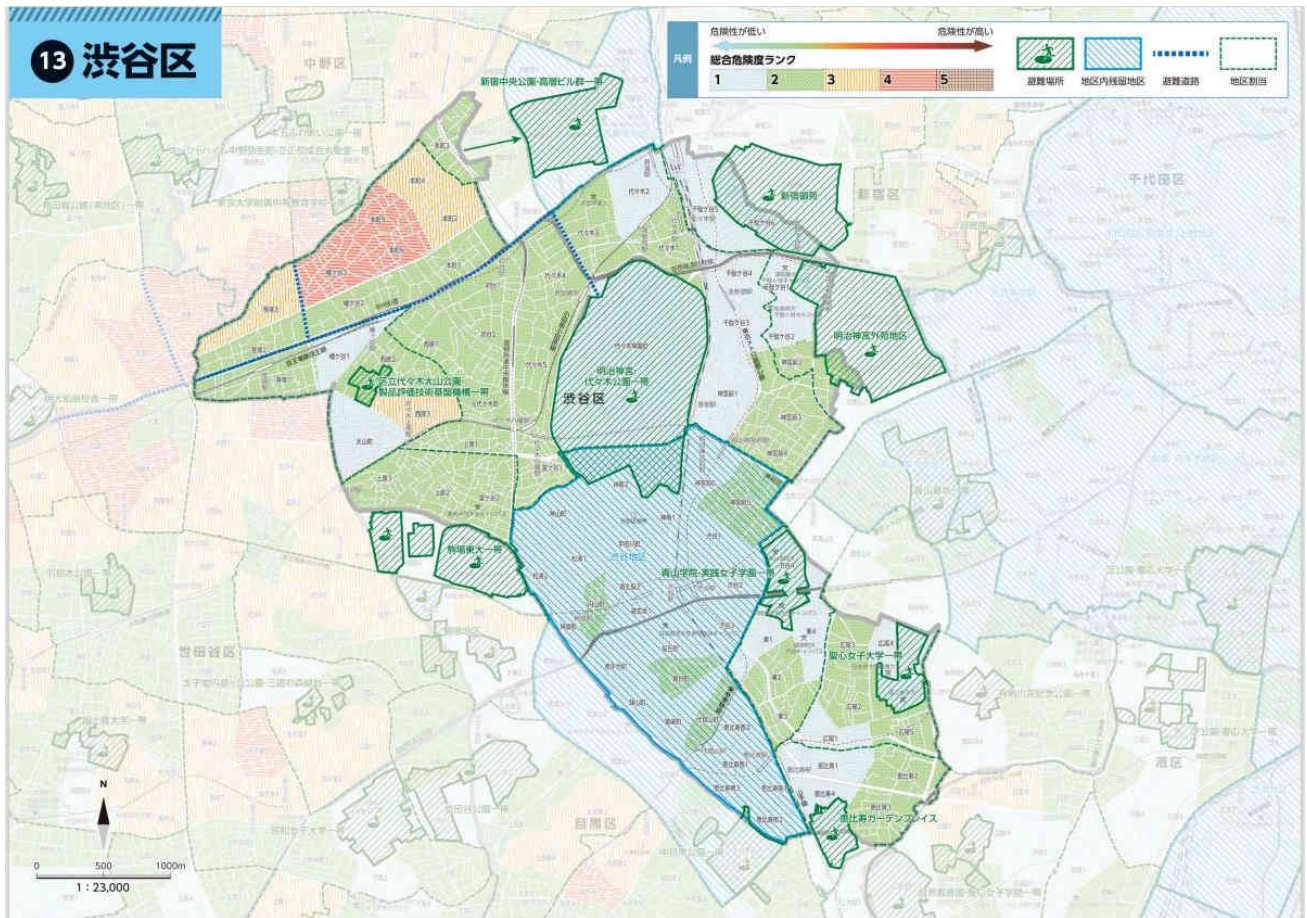
	低 ← → 高				
ランク	1	2	3	4	5
項目					
建物倒壊危険度	35	39	6	0	0
火災危険度	54	21	5	0	0
総合危険度	40	33	4	3	0

※ 総合危険度とは、建物倒壊危険度及び火災危険度に、災害時活動困難度を加味して総合化し、相対的順位によりランク付けして評価したもの。

総合危険度における東京都全体と渋谷区の比較

ランク	1	2	3	4	5
項目					
東京都全町丁目数	2,344	1,653	822	288	85
構成比率(%)	45%	32%	16%	5%	2%
渋谷区全町丁目数	40	33	4	3	0
構成比率(%)	50%	41%	5%	4%	0

第1章 渋谷区震災復興マニュアルの位置づけ



出典：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）

第2章 復興の基本的な考え方

第1節 復興とは

第1 生活の復興

- 1 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 2 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合は、被災者が新しい現実に適した暮らしのスタイルを構築できるようにする。
- 3 個人及び事業者は、自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供、指導、相談等を通じて自立のための環境を整備する。
- 4 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第2 都市の復興

- 1 特に大きな被害を受けた地域の復興に止まらず、都市全体の防災性の向上と都市基盤の量的・質的な充実により、良好な市街地の形成と「被災を繰り返さない都市づくり」を図る。
- 2 旧状の回復に止まらず、将来世代も含む人々が快適なくらしや都市活動を営み、新しい時代の要請に応える質の高い「持続的発展が可能な都市」の実現を目指す。
- 3 区民、事業者、都、国等の多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」に取り組む。

第3 応急・復旧対策との関係

復興は、応急対応以降に行われる、都市復興や生活再建に関する一連の対策（＝復興対策）を中心に扱う。

しかしながら、復興に直接属さない応急・復旧対策でも、復興と同時並行で進み、かつ復興に大きな影響を与える場合は対象とする（例：被害状況把握、用地調整等）

特に、用地調整等では、復興まちづくりの基礎になる地権者等関係人の整理、相続等の実施を円滑に進める必要があり、応急復旧対策におけるオープンスペースや被災地の使用においては、復興を妨げないようにする必要がある。

また、被災地に仮設の市街地を造成する方法の他に、地域外のオープンスペースに恒久の店舗付き災害公営住宅を早急に整備する方法などについても、今後検討していく必要がある。また、予算確保や国への要望など、復興対策かどうかの区分が適当でない事項も含める。

以上を整理すると本マニュアルが対象とする範囲は次のとおりとなる。

- ・ 応急対応以降の都市復興・生活復興の対策（復興対策）
- ・ 復興本部設置や復興計画策定などの総括的事項
- ・ 復興に関連し影響を与える応急・復旧対策
- ・ 復興か否かを区分せず扱うべき事項

第2節 復興の基本方針

第1 復興の目的と方向性

- ・復旧にとどまらず、安全性、快適性、持続可能性に配慮した都市構造への再構築を目指す。
- ・「基本構想」や「まちづくりマスタープラン」に掲げられた未来像を、災害からの復興を通じて実現する。

第2 復興に向けた重点分野

- ・都市基盤（インフラ、道路、公共施設など）の迅速な復旧と強靱化
- ・住宅再建支援と多様な住まいの確保
- ・地域コミュニティ、福祉、教育、医療等の生活基盤の回復
- ・産業活動の再開支援、雇用の創出、観光・文化の活性化

第3 復興推進の仕組み

- ・災害対策本部から復興本部への円滑な移行と連携
- ・震災復興計画の策定を中核とした段階的復興の推進
- ・区民、関係機関、専門家との協働による意思決定と合意形成
- ・東京都、国等との連携による支援とリソースの活用

第4 事前準備の推進

- ・復興に関する事前計画（震災復興方針、復興ビジョン等）の整備
- ・復興に必要な基礎データ（建物台帳、要配慮者名簿等）の管理
- ・復興本部設置基準、運営体制、職員訓練等の事前検討

第3節 復興と基本構想との関係

渋谷区の復興は、「渋谷区基本構想」に掲げられた未来像と価値観を根幹に据え、その実現に向けた道筋として位置付けられる。復興は、単なる過去の状態への回帰ではなく、将来を見据えた都市再構築の契機とする。

第1 価値観の継承と深化

「ダイバーシティとインクルージョン」「共助」「サステナビリティ」といった基本構想の価値観を、復興のあらゆる段階で踏襲・強化し、人を中心としたまちづくりを進める。

第2 未来像の実現に向けた転換

「ちがいをちからに変える街」というビジョンのもと、震災を契機に、都市の脆弱性を克服し、包摂的かつ創造的な都市像への転換を図る。

第3 分野別構想と復興の統合

基本構想の7分野ごとの目標を踏まえ、それぞれの復興施策との整合性を図りつつ、段階的な計画・実施を行う。

第4 区政運営の柔軟性と備え

迅速かつ柔軟な対応を可能とする組織体制（復興本部）、意思決定プロセス、情報連携、財源確保、人的資源の確保など、平時からの制度・運用の整備を行う。

第3章 復興の基本的手順

第1節 震災復興の体制づくり

第1 渋谷区震災復興本部の設置

震災が発生した際は、渋谷区災害対策本部を設置し、渋谷区地域防災計画に基づき、災害応急対策を実施する。

その後、震災による被害が甚大であり、区民生活の迅速な再建が必要な場合、被災後1週間程度の時期に、渋谷区震災復興本部（以下、「復興本部」という。）を設置する。

復興本部は、震災復興計画の策定や復興事業全体に係る庁内体制を統括する組織として、災害対策本部とは別に、復興へ向けての活動を円滑かつ効率的に行うための組織であり、災害対策本部が実施する災害応急対策との連続性を確保しながら、復興対策を推進するための組織である。

第2 渋谷区震災復興本部の組織と任務

復興本部の組織は、庁内の関係部局で構成し、区長を本部長、副区長、教育長及び危機管理対策監を副本部長とする。また、本部長が指名する本部員を置く。

復興本部各部の分掌事務は、資料編Ⅱに示すとおりである。

また、各個別の対策における役割分担はマニュアルの中で個別に担当課及び支援課を定める。

担当課は、主体的に実施する課を示すものである。支援課は、担当課と調整や連携が想定される課を示すものであり、対策が円滑に実施されることを期待し、事前に明示するものである。

第2節 震災復興計画等の策定

復興本部においては、まず、「渋谷区震災復興方針」、「渋谷区震災復興計画」の策定に取り組む。

これらは、区の復興後の将来像を定めるとともに、ここに至る基本的な戦略を示すものであり、策定にあたっては、「渋谷区基本構想」、「渋谷区長期基本計画 2016-2027」、「渋谷区まちづくりマスタープラン」等の計画に基づいて策定する。

第3節 都市の復興

都市の復興とは、「渋谷区基本構想」及び「渋谷区まちづくりマスタープラン」に示された区の将来像を復興により実現していくことである。

<都市復興の段階の区分と主な活動>

第1段階 復興初動体制の確立（発災～1週間）

都市復興に取り組む基本的な体制を確立し、初動期の適切な対応を図るため、災害対策本部・復興本部の設置、被害概況の把握等を行う。

第2段階 都市復興方針等の策定（1週間～1か月）

都市復興に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市復興方針（渋谷区震災復興方針＜都市の復興＞）の策定・周知、被害状況調査の実施等を行う。

第3段階 都市復興計画等の策定（1か月～6か月）

復興地区の復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興計画（原案）の検討・調整のうえ、公表・周知し、区民の意見を踏まえ都市復興計画（渋谷区震災復興計画＜都市の復興＞）の作成等を行う。

第4段階 復興事業計画等の確定（6か月～1年）

復興のための事業計画を立案・作成し、区民との合意形成を進めながら、復興事業計画を決定する。

第5段階 復興事業の推進（1年以降）

事業計画に基づいて、復興事業を円滑に推進する。（但し、都市復興方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、区民合意のもとに、被災後できるだけ早期に実施する。）

第4節 生活の復興

生活の復興は、「暮らしの再建」を第一の基本目標とする。

また、震災前の暮らしに戻ることが困難な被災者が、新たに生じた現実の下でそれに適合した新しい暮らしのスタイルを構築することができるようにすることも生活の復興の重要な目標とし、区は区民等との協働・連携の下で生活基盤・環境を形成していくものとする。

震災後にあっては、まず生活の再建と安定を最優先とするほか、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保と一刻も早い事業の再開を目指す必要がある。

このような考え方にに基づき、生活の復興に関する基本目標の具体的な方向を次のとおり定める。

第1 被災者の生活再建支援の実施

被災者が震災から受けたダメージを克服し、以前のように家庭や職場で生き生きと暮らすことができるようになるためには、応急的な住宅の供給をはじめとして、生活基盤をできるだけ早く再建し安定させることが不可欠であり、これを生活の復興の第一の目標とする。

区は、被災者の自立・共助を原則としつつ、被災者の置かれている状況や、将来の見とおしに関する情報を提供し、被災者が自ら持てる力を十分に発揮して再び元の暮らしに戻ることができるよう、相談、情報提供、災害援護資金の貸付、融資等の様々な手段を用いて支援を行う。

また、心身や財産に大きなダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な被災者については、それらの人々が新しい現実のもとで、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるよう、医療・保健、福祉、教育、その他の施策による支援を行う。

第2 良質な生活環境の実現

都市復興施策と調整・連携の上、区は、住宅等の建築物の耐震・不燃化を促進し、被災者が良質な住宅を取得できるよう支援を行う。

第3 地域コミュニティの復興

また、地域コミュニティの復興にあたり、町会・自治会等の地域コミュニティ団体への支援など、きめ細かく、すべての人々がそれぞれの活動・居住地域において安全で快適な暮らしをすることができるよう支援を行う。

第4 産業の復興（雇用の確保・事業の再開等）

被災者の暮らしの再建の前提となる雇用の維持・確保のためには、まず事業所等の速やかな再開が必要であることから、区は、雇用対策と事業の再開に対する支援を基本に産業の復興を図る。

また、産業支援情報の収集・発信を行うとともに、震災を一つの契機として、事業の転換等を図ろうとする企業に対しては、相談、融資、補助等の手段を用いて積極的にこれを支援する。

第5節 協働による復興：自助・共助・公助の連携

復興の過程、特に、大規模な被害を受けた地区の復興においては、地区における区民の選択が重要な役割を果たすため、どのような地区としての復興を望むのかを被災地区に居住する区民自身が選択していくことが、望ましい地区の復興を目指す上で大きな役割を果たす。

このような地域における取組（共助）や個々の住宅再建（自助）などが適切に連携し、これに区の実取組（公助）を組み合わせることで、災害に強く暮らし続けることのできる地域づくりを実現する。

第1 地域協働復興

復興を円滑に進めるためには、行政の役割はもとより、地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方について協議をしていくことが重要です。その上で一定の役割を担うのが地域ごとに住民や事業者等が結成する地域復興協議会となる。

地域復興協議会は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行う。地域復興協議会を核とする地域力を生かした復興（地域協働復興）は、効果的で総合的な復興へとつながるという視点において、理想的な取組となる。

第2 被災者個人による自力復興

被害が散在的である場合や住宅の再建等の場合には、個人や企業が、自らの努力と責任において自力で復興に取り組む、自力復興が基本となる。行政は、これに対し、被災者個人や企業の負担を少しでも軽減し、復興が円滑に進むよう支援する。

一方、被災者個人や企業の努力と行政の個別支援策だけで、地域の力が発揮されなければ、自分たちのくらしや経済活動を支える地域をどのように復興していくのかという視点がどうしても弱くなる。このため、被害規模が大きくなるにつれて、被災者個人による自力復興は困難となる。

第3 地域復興協議会について

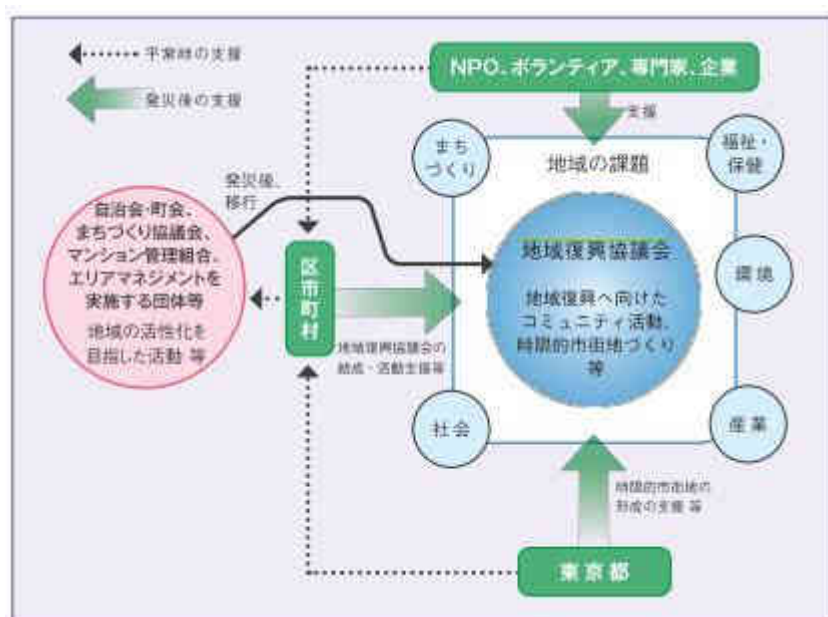
震災により被害が発生した地域において迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めていく上では、地域の課題を解決し相互に支え合う力（地域力）を発揮しながら、ボランティアやNPO、専門家、区等との協働により主体的に復興に取り組む「地域協働復興」が重要となる。

「地域協働復興」にあたっては、区民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要となり、この合意形成において、復興のあり方を協議し地域住民の総意としてまとめ上げる組織（地域復興協議会）が非常に大きな役割を果たす。

区は、地域復興協議会の結成や活動を支援し、「地域協働復興」を進める。

地域協働復興協議会とは、被災地域の住民や事業者等が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む核となる組織である。

- 役割
復興を総合的に推進するための計画や、地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取り決めを定める。
- 活動区域
平常時のコミュニティ（自治会・町会など）を中心として設立を想定する。
- 設立単位
地域復興協議会は、区民からの申請に応じて、区が認証する。
区は情報提供や専門家派遣、技術的支援を行い、協議会の活動を支援する。
- 協議会の認証
小学校区や自治会・町会の区域などの日常生活圏程度を想定する。
活動区域は「協働復興区」として区が認定する。



出典：東京都震災復興マニュアル復興プロセス編（修正案）

第4 時限的市街地づくりについて

時限的市街地は、被災者が地域に留まって主体的に復興まちづくりに取り組むための暫定的な生活の場であり、仮設の住宅や店舗、利用可能な残存建物等から構成される。

区は、時限的市街地の形成に向けた取組みを、地域復興協議会の活動を支援しながら進める。

第 2 部

復興のための行動指針

第 1 章

本部体制

項 目	1 準備室・震災復興本部の設置
対策名	(1) 復興準備室・震災復興本部の設置
担当課	経営企画課

対策概要

災害発生後、災害対策本部内に、復興対策の準備に関わる「渋谷区震災復興本部準備室」（以下「復興準備室」という。）を設置する。

復興準備室設置後、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別組織となる「渋谷区震災復興本部」（以下「復興本部」という。）を臨時的組織として設置する。

復興本部は、復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害対策本部とはその目的と機能を異にする。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【経営企画課】	東京都 【総務局総合防災部】
1 日 以内	震災復興本部準備室の設置	重要方針及び 震災復興計画の調整
1 週間 以内	震災復興本部の設置	震災復興事業の推進に伴う 重要事項の調整
復興活動 終了後	震災復興本部の廃止	

事前対策

事前対策
☐ 復興本部設置基準の検討 ☐ 各部分掌事務・震災復興本部体制の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 復興準備室の設置	【経営企画課】 ①災害対策本部設置後、災害対策本部内に復興準備室を設置する。 ②復興準備室長は、災対統括部復興準備担当部長（経営企画部長）とし、経営企画課職員は復興本部の設置準備、震災復興計画の策定準備等を行う。 ③復興準備室は、復興本部が設置されるまでの間、東京都と震災復興に関する連絡調整を行う。	被災後、1日以内
(2) 復興本部の設置	【経営企画課】 ①復興準備室長（経営企画部長）は、東京都震災復興本部の設置、震災被害の重大性、激甚災害の指定状況等を考慮して、都市の復興及び区民生活の再建等に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を区長に申請する。 ②区長は、復興準備室長（経営企画部長）の要請を受けた場合において、その必要性を認めるときは、被災後1週間程度をめぐに復興本部を設置する。 ③復興本部を設置したときは、直ちに各部、都、防災関係機関等にその旨を通知するとともに区民への公表を行う。	被災後、1週間以内
(3) 復興本部の廃止	【経営企画課】 ①復興経営企画部長（経営企画部長）は、復興本部の設置目的が達成されたと認めるときは区長に復興本部の廃止を申請する。 ②区長は、復興本部の設置目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止する。 ③復興本部を廃止したときは、東京都等に通知するとともに、区民に公表する。	復興活動終了後

《対策実施スケジュール》

対策項目	1日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	活動終了後
(1) 復興準備室の設置							
(2) 復興本部の設置							
(3) 復興本部の廃止							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

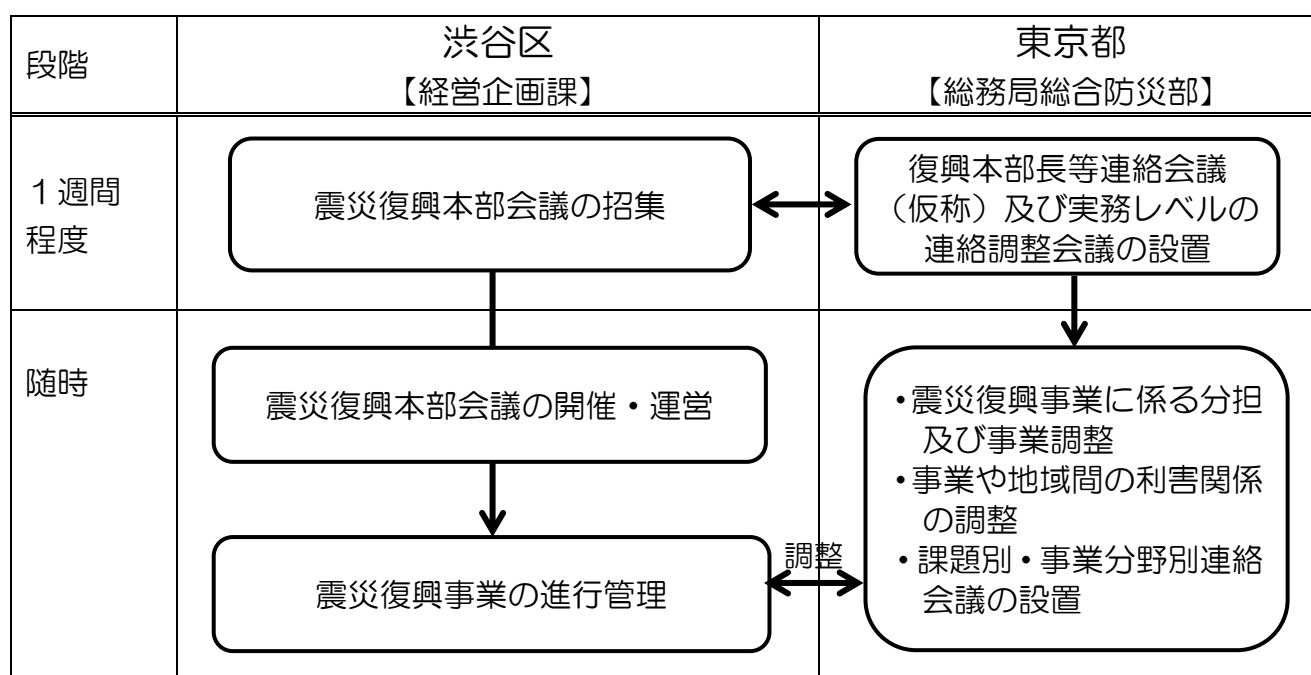
項 目	1 準備室・震災復興本部の設置
対策名	(2) 震災復興本部の運営
担当課	経営企画課

対策概要

復興に係る区の政策決定機関として「震災復興本部会議」を設置し、震災復興方針及び震災復興計画の策定等に関する決定を行う。震災復興本部会議においては、主に以下に関する審議を行う。

- ・震災復興に係る重要事項の審議
- ・震災復興方針、震災復興計画の策定等の調整
- ・震災復興に係る重要事業の進行管理
- ・その他震災復興事業に係る重要事項

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 震災復興本部運営要領の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 震災復興本部会議の招集	【経営企画課】 ①本部長（区長）は、震災復興本部会議を招集し、主宰する。 ②本部員は、震災復興本部会議を開く必要がある場合には、その旨を復興経営企画部長（経営企画部長）に申請する。 ③復興経営企画部長（経営企画部長）は、本部員からの要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合には、ただちに本部長に会議の開催を要請する。	被災後、 1週間以内
(2) 震災復興本部会議の開催・運営	【経営企画課】 ①震災復興に係る基本方針、復興計画、事業計画、財政計画、人事計画等重要事項を審議する。	随時
(3) 震災復興事業の進行管理	【経営企画課】 ①各部の震災復興施策の進行を管理するとともに、東京都震災復興本部との連絡調整を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 震災復興本部会議の招集						
(2) 震災復興本部会議の開催・運営						
(3) 震災復興事業の進行管理						

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 家屋・住家の被害状況の把握
対策名	(1) 応急危険度判定の実施
担当課	木密・耐震整備課、建築課、まちづくり課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

災害発生後、余震等に伴う家屋・住家の倒壊（宅地含む）や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。
判定結果は、「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」、「調査済（緑紙）」を建築物に貼付する。

（参考マニュアル等）

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-3-1 応急危険度判定対策班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【木密・耐震整備課・建築課・まちづくり課】	東京都 【都市整備局市街地建築部】
3時間 以内	「応急危険度判定実施本部」の設置 - 応急危険度判定の広報	
1日 以内	- 実施体制の整備 - 都への応援要請	必要人員の応援派遣
3日 以内	応急危険度判定の実施	
判定後	- 調査結果の整理 - 災害情報システム（DIS）による都への報告	報告の受理及び調査結果等の集約

事前対策

事前対策
☐ 応急危険度判定員の名簿作成・更新 ☐ 判定拠点の確保、資機材整備

項目	2 住民の被害・被災後の生活状況の把握
対策名	(1) 被災者生活実態調査の実施
担当課	高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、介護保険課、障がい者福祉課
支援課	地域振興課、施設プロジェクト担当課長、子ども家庭部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区民の被害状況については、家屋・住家の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。

このため、避難所滞在者、自宅残留者、区外・都外避難者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を東京都と調整した上で実施する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】	東京都 【福祉局・都市整備局市街地整備部・総務局総合防災部】
1週間程度	被災者生活実態調査体制の準備	他自治体への応援要請及び調査要員の派遣
1か月以内	被災者生活実態調査の実施 ↓ 調査結果の集計	調査結果報告の受取

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被災者生活実態調査の実施準備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①東京都と調整し、調査方法・調査項目・調査表様式及び集計フォーマットについて定める。 ②調査員の任命・調査拠点・調査地域区分など実施体制を構築する。 ③実地調査については、必要により地域福祉需要調査と一体のものとして実施する。 ④必要に応じて、都福祉局、他課に応援を要請する。	被災後、 1週間以内
(2) 被災者生活実態調査の実施	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①各課連携し、被災者生活実態調査を実施する。 ②応援職員に対し、調査の手順について、周知徹底する。 ③被災していない場合は、被災区市町村の調査に協力する。	被災後、 1か月以内
(3) 調査結果の集計	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①調査結果は、家屋・住家被害状況調査結果のデータとともに蓄積し、データベース化を図る。 ②集計フォーマットに従って調査結果を集計し、東京都福祉局に報告する。 ③被災者台帳を作成している場合には、被災者生活実態調査の、被災者台帳への取り込みについても検討する。	被災後、 1か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 被災者生活実態調査の実施準備							
(2) 被災者生活実態調査の実施							
(3) 調査結果の集計							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 り災証明書の交付
対策名	(1) 認定調査の実施及びり災証明書の交付
担当課	住民戸籍課、税務課、国民健康保険課
支援課	デジタルサービス課、ICT センター、副参事（行政 DX 推進担当課長）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

り災証明書の交付を円滑に実施するため、関係機関による「り災証明発行に関する調整会議」を設置し、住家被害認定調査の実施状況を確認する。また、住家被害認定調査等の実施結果に加え、固定資産税関連情報等に基づき、り災証明書の交付体制を整備する。

（参考マニュアル等）

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 4-2-1_被害認定班[窓口発行担当]マニュアル
4-3-1_被害認定班[調査担当]マニュアル、4-4-1_被害認定班[調整担当]マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住民戸籍課・税務課・ 国民健康保険課】	東京都 【総務局総合防災部】
3日 以内	- 被災者台帳管理事務局の設置 - 住家被害認定調査事務局の設置 - り災証明書交付事務局の設置	固定資産税関連情報又は 建築確認関連情報の提供
10日 以降	第一次調査の実施	り災証明対策本部及び り災証明書交付準備の 総合調整・助言
1か月 以内	第二次調査の実施 再調査の要望への対応	

事前対策

事前対策
☐ 調査方法の見直しに伴う追加資材の確保検討及び追加準備 ☐ 機材保管場所の確保 ☐ り災証明書交付体制の検討（渋谷区住家被害認定調査計画及びり災証明書発行計画・受援計画に記載） ☐ 第二次調査以降に再調査の要望があった場合の対応の検討

項目	1 震災復興方針及び震災復興計画の策定
対策名	(1) 震災復興方針及び震災復興計画の策定
担当課	経営企画課
支援課	産業観光課、都市計画課、住宅政策課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

復興本部長は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「渋谷区震災復興方針」を策定し公表する。復興本部は、渋谷区震災復興方針に基づき、渋谷区震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。

渋谷区震災復興計画は、渋谷区の復興に係る最上位計画として位置づけられるものであることから、作成過程において広く区民の声を聴き、その意見を反映する。特に、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人などの要配慮者等に対してのきめ細かい配慮を行う。

特定分野復興計画は、都市復興など特定分野について、震災復興計画との整合性に配慮して策定する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【経営企画課】	東京都 【総務局総括部】
2週間 程度	- 都の方針に意見提示 - 都の方針を参考に渋谷区震災復興方針の策定	東京都震災復興基本方針策定
2か月 以内	- 渋谷区震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興計画原案のとりまとめ - 区民意見の反映	
6か月 以内	渋谷区震災復興計画を決定、公表	

事前対策

事前対策
☐ 震災復興に係る方針案概要の検討 ☐ 震災復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 ☐ 震災復興計画検討委員会に関する事前検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 渋谷区震災復興方針案の作成	【経営企画課】 ①東京都震災復興基本方針原案への意見提示を行う。 ②災害対策本部からの情報や家屋の被害状況、被害区域（災害種類別）、街区別の家屋被害割合の情報を基に、関係各部課（都市計画課、住宅政策課、産業観光課等）に対して震災復興方針原案の作成を依頼する。 ③関係各部課の作成した原案をとりまとめ、必要な調整の後、震災復興方針案として震災復興本部会議に付議する。 ※策定にあたっては、国または東京都の震災復興基本方針を参考とする。	被災後2週間程度 （※国の復興基本方針及び都の復興方針が定められた場合には、同方針が定められた後、3週間程度）
(2) 渋谷区震災復興方針の策定	【経営企画課】 ①渋谷区震災復興方針案について復興本部会議で審議する。 ②本部長は、震災復興本部会議での審議を経た上で基本方針を決定し、「渋谷区震災復興方針」として公表する。	
(3) 渋谷区震災復興計画検討委員会の設置	【経営企画課】 ①本部長の諮問機関として、「渋谷区震災復興計画検討委員会」を設置し、区民の代表、学識経験者、各種団体代表等から委員を選出する。	被災後、2か月以内
(4) 渋谷区震災復興計画案の作成	【経営企画課】 ①渋谷区震災復興方針決定後、渋谷区震災復興計画の策定方針を関係部課に示し、渋谷区震災復興計画案の作成を依頼するとともに、計画策定に係る総合調整を行う。 ②「渋谷区震災復興計画検討委員会」にて、計画策定の審議及び震災復興計画案をとりまとめる。	被災後、2か月程度
(5) 計画案の公表と区民意見の反映	【経営企画課】 ①渋谷区震災復興計画案を公表し、パブリックコメント等により区民意見を反映する。	被災後、6か月以内
(6) 計画の決定及び公表	【経営企画課】 ①復興本部会議の審議を経て、渋谷区震災復興計画を決定、公表する。	被災後、6か月以内

第1章 本部体制
第4節 震災復興計画の策定

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 渋谷区震災復興方針案の作成							
(2) 渋谷区震災復興方針の策定							
(3) 渋谷区震災復興計画検討委員会の設置							
(4) 渋谷区震災復興計画案の作成							
(5) 計画案の公表と区民意見の反映							
(6) 計画の決定及び公表							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 財政方針の策定等
対策名	(1) 財政需要見込額の把握
担当課	財政課

対策概要

復興施策の推進には、巨額の復興財政需要の発生と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要である。このため、被災後早期に、財政需要見込額を把握し、予算の執行方針、予算見積り方針等の財政方針を定め、対応する。

財政需要見込額は、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・東京都への要望、震災復興計画の策定等を行うときの基礎資料になるため、その速やかな把握とともに高い精度が求められる。財政需要は数次に渡って見込み、順次その精度を高めていく。ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとし、可能な限り当該年度予算で措置を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【財政課】	東京都 【総務局行政部】
1週間 以内	応急対策に要する 財政需要を算定する	
1か月 以内	復旧対策に要する 財政需要を算定する	・復興基金貸付金に係る需要額の算定 ・復興基金に係る予算見積り方針の決定
6か月 以内	復興対策に要する 財政需要を算定する	

事前対策

事前対策
☐ 応急復旧・復興事業に関する財政需要見込額の算定方法の検討 ☐ 緊急時の予算執行方法の検討 ☐ 緊急時における予算要求手続、要望の一元化の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 応急対策に要する財政需要算定	【財政課】 ① 災対各部に緊急を要する応急対策や被災直後の生活支援策に係る財政需要見込額算定を依頼する。 ② 各部からの報告を基に、財政需要見込額を算定する。 ③ 財政需要見込額を精査し、所要額の調整を行う。補正した上で、災害対策本部に報告する。	被災後、 1週間以内
(2) 復旧対策に関する財政需要見込額等の算定及び補正	【財政課】 ① 各部に当面の復旧対策に係る所管事業及びそのための財政需要見込額の提出を依頼する。 ② 当面の復旧対策の財政需要を事業別、項目別、箇所別に大まかに把握し、財政需要見込額を算定する。 ③ 財政需要見込額を精査し、所要額の調整を行う。補正した上で、復興本部（災害対策本部）に報告する。 ④ 財政需要見込額の算定は、数次にわたって実施し、順次精度を高める。	被災後、 1か月以内
(3) 震災復興計画に関する財政需要見込額等の算定	【財政課】 ① 各部に震災復興計画に盛り込まれる復興対策に係る財政需要見込額の提出を依頼する。 ② 各事業に必要な予算額を算定し、復興本部に報告する。	被災後、 6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 応急対策に要する財政需要算定							
(2) 復興に関する財政需要見込額等の算定及び補正							
(3) 震災復興計画に関する財政需要見込額等の算定							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 財政方針の策定等
対策名	(2) 予算執行方針の策定
担当課	財政課
支援課	経営企画課

対策概要

緊急度が高い応急・復旧対策を当年度予算で可能な限り措置するため、予算執行方針を各部に
通達する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【財政課】	東京都 【財務局主計部】
2週間 以内	予算執行方針の決定、通達	方針の策定に係る 技術的な助言
通達後	予算の執行	

事前対策

事前対策
☐ 緊急時の予算執行方法の検討等

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 予算執行方針案の策定	【財政課】 ①復興事業に係る財政需要額の報告の中で、特に優先的に取り組むべき対策についてリストアップし、その必要額を確定する。 ②当面執行を凍結すべき事業をリストアップし、その凍結可能額を算定する。 ③事業予算配分の重点化、予算の流用、予備費の充用等、上記の必要額を確保するための予算執行方針案を策定する。	被災後、 2週間以内
(2) 予算執行方針の決定及び通達	【財政課】 ①予算執行方針案を本部会議に付議し、予算の執行方針を決定する。 ②各部に予算の執行方針を通知する。	
(3) 予算の執行	【財政課・各部】 ①予算の執行方針に従って、速やかに予算を執行する。	通達後

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 予算執行方針案の策定							
(2) 予算執行方針の決定及び通達							
(3) 予算の執行							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 財政方針の策定等
対策名	(3) 予算見積り方針の策定
担当課	財政課

対策概要

被災後には、応急・復旧対策、復興対策のため、本予算、補正予算を合わせ、予算の編成は数次にわたることが予想される。したがって、これら一連の予算編成を通じる基本的な方針として、震災対策に係る予算見積り方針を示しておく必要がある。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【財政課】	東京都 【財務局主計部】
2週間 以内	予算見積り方針の決定、通達	方針の策定に係る 技術的な助言
通達後	予算要求	

事前対策

事前対策
☐ 非常時の予算要求手続きの具体化

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 予算見積り方針案の策定	【財政課】 ①専決処分による補正予算の編成、補正予算編成、翌年度当初予算編成の見積り方針案を策定する。	被災後、 2週間以内
(2) 予算見積り方針の決定及び通達	【財政課】 ①専決処分による補正予算の編成、補正予算編成、翌年度当初予算編成の見積り方針案を復興本部会議に付議し、予算の見積り方針を決定する。 ②各部に予算見積り方針を通知する。	
(3) 予算要求	【財政課】 ①予算見積り方針に従って、予算要求する。	被災後、 2週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 予算見積り方針案の策定							
(2) 予算見積り方針の決定及び通達							
(3) 予算要求							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

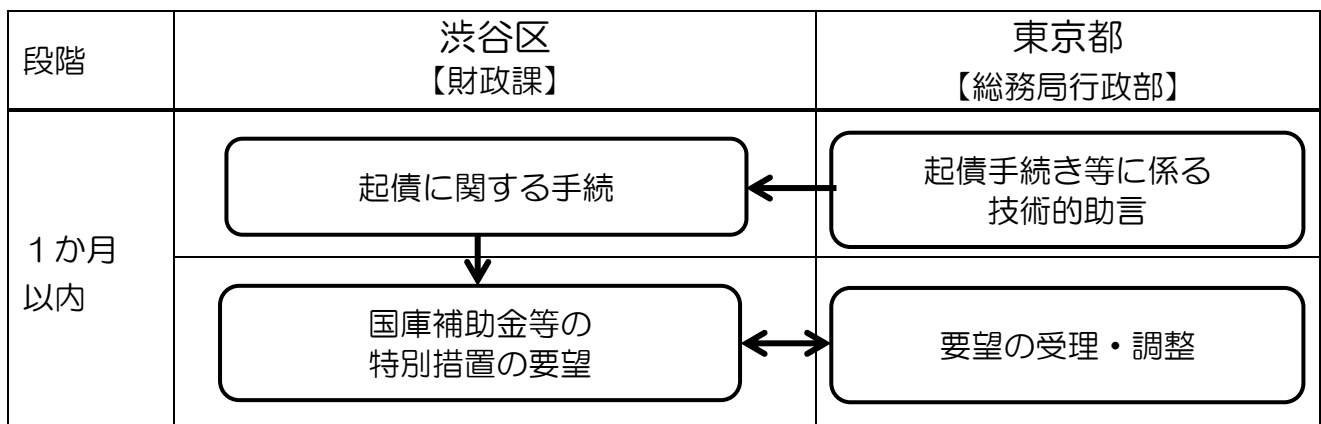
項目	2 財源の確保
対策名	(1) 財源の確保
担当課	財政課
支援課	経営企画課

対策概要

巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。国等からの支援を待つだけでなく、区自ら率先して地域に即した復旧・復興を行うため、可能な限りの措置を講じて財源を確保し、応急・復旧対策、復興対策に取り組み、一日も早い区民生活の再建等を図る。

また、復旧・復興財政需要に対応するために、既存の制度の枠内で措置可能なものについては速やかに必要事項を取りまとめ、東京都及び国に要望する。既存の制度の枠を越える特例措置を設けなければならないものについても、早期に要望する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 国や都に要望すべき特例措置の事前検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 起債に関する手続	【財政課】 ①災害復旧事業債、歳入欠かん等債、減収補てん債、転貸債などに関して、必要な基礎数値を算定するとともに、起債申請等所要の手続をとり、東京都に協議する。 ②災害復旧事業債については、災害復旧事業を確立し、起債申請後の所要の手続を取る。 ③歳入欠かん等債については、税の減免による税収不足額の算定を税務課に依頼し、起債申請後の所要の手続を取る。 ④減収補てん債については、大震災の影響による区税収入の減少見込みを算定し、起債申請後所要の手続を取る。	被災後、 1か月以内
(2) 国庫補助金等の特別措置の要望	【財政課】 ①起債及び交付税、国庫補助金等に関する特別措置について庁内の要望事項を取りまとめ、国及び東京都に要望する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 起債に関する手続							
(2) 国庫補助金等の特別措置の要望							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

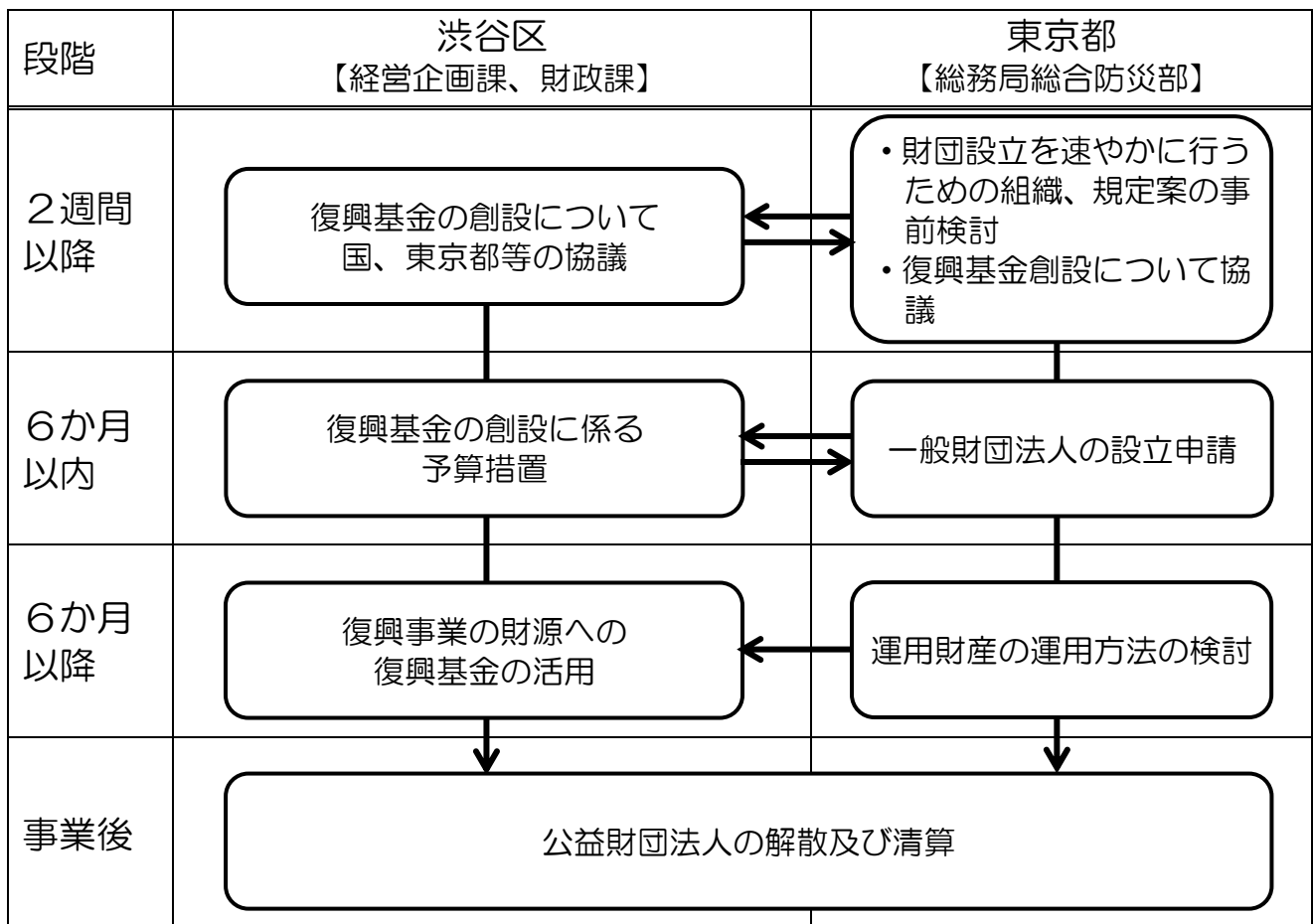
項 目	3 国・都等からの支援に基づく復興基金の創設
対策名	(1) 国・都等からの支援に基づく復興基金の創設
担当課	経営企画課、財政課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

東京都では、行政による復興への取り組みを補完し、被災者の生活の安定を図るための財源として、発災後、復興基金を創設する予定である。区も復興基金に応分の協力をすることによって、被災者の復興を支援する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 基金創設の検討（過去の基金創設方法、基金活用事例等から区での活用の検討）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 基金創設の協議	[財政課] ①復興基金の創設について、東京都と協議を行う。 ・基金の設立主体 ・基本財産の総額と東京都及び被災区市町村の金額 ・運用財産の総額と東京都及び被災区市町村の貸付金額 ・その他の事項の設立準備委員会への委任等	被災後、 1か月以内
(2) 基金創設の決定	[財政課] ①復興基金を創設する場合、下記重要事項について復興本部会議において決定する。 ・基金を設立する地方公共団体（発起人） ・基本財産の総額と地方公共団体の出捐金額 ・運用財産の総額と地方公共団体の貸付金額 ・その他の事項の設立準備委員会への委任 ②東京都が設置する公益財団法人設立準備委員会へ参加し、財団設立の準備にあたる。	被災後、 6か月以内
(3) 基金創設に係る予算措置	[財政課] ①復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための予算措置を講じる。	
(4) 公益財団法人設立申請	[経営企画課] ①東京都及び区において予算措置が講じられ次第、東京都に対して財団設立を申請する。	被災後、 1年以内
(5) 公益財団法人の解散及び清算	[経営企画課] ①復興が進み、区民生活が安定して復興基金事業を継続する必要がなくなったときは、理事会は財団の解散を決定し、清算人を選任し、清算人が清算を結了させる。	被災後、 1年以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 基金創設の協議							
(2) 基金創設の決定							
(3) 基金創設に係る予算措置							
(4) 公益財団法人設立申請							
(5) 公益財団法人の解散及び清算							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 人的資源の確保
対策名	(1) 職員の適正配置・受援
担当課	人事課

対策概要

震災復興事業の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員不足が予想される。

このため、部門間調整を行い、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。

それでもなお、必要な人員を確保することが困難な場合には、他自治体や東京都に対して職員の派遣を要請し、さらに不足する場合には臨時的任用職員を雇用する等の措置を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【人事課】	東京都 【総務局行政部、総務局人事部】
発災後 から	- 部門間調整による職員の適正配置 - 応援職員要請の集約	派遣協定書様式
1 か月 以内	- 応援職員の要請 - 応援職員の受入	- 要請に基づき職員を派遣 - 都で対応できない場合は、国に他地方公共団体からの職員派遣のあっ旋を要請
1 か月 以降	臨時的任用職員の雇用	

事前対策

事前対策
☐ 派遣職員の受入体制の検討 ☐ 派遣職員に関する協定書（案）の作成

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 職員の適正配置	【人事課】 ①震災復興対策を進める上で必要となる職員数について、各部の状況を調査する。 ②調査結果から、特に職員数を必要とする部署が生じた場合には、各部署と協議・調整し、職員の適正な配置を行う。	被災後、 1週間以降
(2) 派遣職員の要請、受入	【人事課】 ①庁内における職員の再配置で対応できない場合は、東京都に職員の派遣を要請する。 ②必要職員数及び職種等を把握した上で、あらかじめ締結している相互援助協定に基づき、協定先に職員の派遣を依頼する。 ③協定を締結していない場合には、派遣を受けるにあたって派遣元の地方公共団体と派遣協定を締結する。 ④受入職員の配置を決定する。	
(3) 臨時的任用職員の雇用等	【人事課】 ①他の地方公共団体からの職員の派遣等によっても不足を補うことが困難である場合には、臨時的任用職員の雇用等を行う。	被災後、 1か月以降
(4) 職員の派遣	【人事課】 ①他の地方公共団体において職員が不足し、国や東京都を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	2か月	6か月	1年	1年以降
(1) 職員の適正配置							
(2) 派遣職員の要請、受入							
(3) 臨時的任用職員の雇用等							
(4) 職員の派遣							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 用地の確保・調整
対策名	(1) 用地の確保・調整
担当課	防災課（災害応急対策期） 資産総合管理課、都市計画課、住宅政策課、公園課（復旧・復興対策期）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。

また、各種応急・復旧対策や復興対策を円滑に進めるため、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して、計画的な用地等の確保・調整を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【防災課、資産総合管理課、都市計画課、住宅政策課、公園課】	東京都 【総務局・関係局】
被災直後から	土地利用の状況把握	
1週間以内	土地利用の状況把握と用地確保調整	全体的な用地調整・確保
1週間以降	用地の選定	

事前対策

事前対策
☐ 災害対策の用途別に必要な用地の事前把握 ☐ 土地の一時使用に係る契約書（案）の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 土地利用状況把握	【防災課】 ①各オープンスペースの利用状況について、災対統括班で把握した情報を、各利用主体から報告を受け、関係者間で共有する。 (優先的に利用する用途) ・避難場所 ・大規模救出救助活動拠点 ・ヘリコプター緊急離着陸場	被災後～ 3日間
(2) 土地利用状況把握用地確保調整	【防災課・資産総合管理課・都市計画課・住宅政策課・公園課】 ①引き続き各オープンスペースの利用状況について、各利用主体から報告を受け、関係者間で共有する。候補用地の確保自体は各担当課が実施し、その取りまとめや用途が重複した用地の調整等を防災課が実施。調整については、各担当課同士の折衝の場の設置等を防災課が中心に実施する。 ②利用要望に対して用地が不足する場合は、行政間の調整及び国等へ要望を行い、確保に努める。 (優先的に利用する用途) ・大規模救出救助活動拠点 ・ヘリコプター緊急離着陸場	被災後 3日～1週間後
(3) 長期的な視点に立った用地選定	【資産総合管理課・都市計画課・住宅政策課・公園課】 ①災害廃棄物置場や応急仮設住宅の建設用地の確保が必要であるため、長期的な視点を踏まえて用地選定を行う。 (優先的に利用する用途) ・災害廃棄物仮置場 ・応急仮設住宅建設用地 ・公営復興住宅建設用地 ・時限的市街地づくり用地	被災後 1週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 土地利用状況把握							
(2) 土地利用状況把握と用地確保調整							
(3) 長期的な視点に立った用地選定							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 がれき等の処理
対策名	(1) がれき等の処理
担当課	公園課、環境政策課、環境整備課、清掃リサイクル課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

震災による建築物の倒壊・焼失及び解体により発生するがれきや家具・什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に進めるため、的確な状況把握に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定する。その後、速やかに、がれき等の処理並びに家屋・住家の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続等を、都外・区外に避難等している区民を含む関係者に周知し、広域的な連携の下で、適切な処理を推進する。

(参考マニュアル等)

- ・渋谷区災害廃棄物処理計画
- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 9-2-1_がれき仮置場班マニュアル、9-3-1_災害廃棄物処理班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【公園課・環境政策課・環境整備課 ・清掃リサイクル課】	東京都 【東京都災害廃棄物対策本部】
被災直後	災害廃棄物（震災がれき） 処理連絡会の設置	東京都災害廃棄物対策本部 の設置
2週間 程度	・がれき発生量の把握 ・災害がれき処理実施計画の策定	東京都災害廃棄物処理 推進計画の策定
1か月 程度	災害がれき処理実施計画の修正	広域的な処理体制の確保

事前対策

事前対策
☐ 仮置場の候補地選定済

項 目	1 復興関連情報の提供
対策名	(1) 復興関係広報の実施
担当課	広報コミュニケーション課、副参事（広聴担当課長）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

復興時には、復興本部の設置や復興計画の策定、応急仮設住宅や恒久住宅の入居募集などの行政施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報など極めて多岐にわたる情報が輻輳する。

各種情報を整理し、迅速かつ的確に区民に提供するため、東京都及び関係機関とも緊密な連携を保ちながら、多様な手法を用いて広報活動を行う。

（参考マニュアル等）

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 1-3-1_広報広聴班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【広報コミュニケーション課・ 副参事（広聴担当課長）】	東京都 【政策企画局戦略広報部】
被災直後 から	災害対策情報の発信	応援要請があった場合は、 必要な応援を実施
1 か月 以内	復興に関する情報発信	必要に応じ、都の復興関連 情報の広報を区市町村へ 要請

事前対策

事前対策
☐ 広報紙、ウェブサイト、SNS 等を活用した多様な周知方法の検討 ☐ 外国人向けの情報発信 ☐ マスコミ対応窓口の一元化 ☐ コミュニティ FM 等多様な周知媒体の活用検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 災害対策 広報	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）】 ①被災状況、ライフライン復旧状況、避難所情報等、災害対策本部会議から提供される情報をまとめ、区ウェブサイト等稼働可能な広報媒体により広く情報発信する。	被災後、 1週間以内
(2) 報道機関 への情報提供	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）】 ①区内の災害情報・復興情報等について、報道機関に向け、随時発表する。 ②発表内容は、区ウェブサイト等で公表するほか、避難所等に掲示し、被災者等に情報提供を図る。	被災後、 1週間以降
(3) 臨時広報 紙の発行・配布	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）】 ①各部から復興支援や生活支援等、区民が緊急に必要とする情報を集約する。 ②上記情報を取りまとめた臨時広報紙を必要に応じて発行し、区ウェブサイト等に掲載するほか、避難所、出張所等に掲示・配布する。 ※被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった場合は、東京都及び他自治体の広報媒体での情報提供を依頼する。 ③コミュニティFM等を活用して、区の復興事業や生活関連情報等を区民に提供する。	被災後、 6か月以内
(4) 復興支援 に関する広報	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）】 ①多様な広報媒体を活用し、個別具体的な復興支援に関する情報を随時提供するとともに、復興基本計画や復興事業の進捗状況等については、復興統括班と調整のうえ、特集号を発行するなど広く周知する。 ②広報紙の郵送等、区外避難者等へも支援情報の周知を図る。	被災後、 1か月以降
(5) 都及び他 自治体との連携	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）】 ①被災し、他の区市町村へ一時避難している区民に対しても情報の提供が行えるよう、都及び他の自治体との連携を図る。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 災害対策広報							
(2) 報道機関への情報提供							
(3) 臨時広報紙の発行・配布							
(4) 復興支援に関する広報							
(5) 都及び他自治体との連携							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 復興関連情報の提供
対策名	(2) 外国人に対する情報提供等
担当課	広報コミュニケーション課、副参事（広聴担当課長）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

国際都市東京においては、外国人被災者が多数発生することが予想される。しかも、言語や生活習慣・文化の違いから被災生活に大きな支障が出るおそれがある。このため、外国人に対する情報提供や相談等について、適切な措置を実施する。

また、外国人が単に外国人であるという理由だけで不公平な取扱いを受けることがないよう、関係各局等に注意を喚起する。

（参考マニュアル等）

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 1-3-1_広報広聴班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【広報コミュニケーション課・ 副参事（広聴担当課長）】	東京都 【生活文化スポーツ局都民生活部 （外国人災害時情報センター）】
被災直後 から	- 外国人の被災状況の把握 - 必要とされる援助等の情報提供	外国人旅行者の被災状況について情報収集
被災直後 から	- 在住外国人への情報提供 - 外国人災害時情報センターとの情報交換	収集した情報を基に外国人に有用な災害関連情報及び行政情報を提供

事前対策

事前対策
☐

項目	2 相談体制の整備・運営
対策名	(1) 相談体制の整備・運営(被災者総合相談所の設置)
担当課	広報コミュニケーション課、副参事(広聴担当課長)、地域振興課(出張所)、生活支援課、臨時特別給付金担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。区が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。

このため、被災者の要請にきめ細かく対応する個別相談窓口を開設するとともに、相談内容の所管部署が不明な場合にも連絡可能な臨時相談窓口を開設し、各相談窓口が相互に連携を図り、全庁的に相談業務を開始する。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 1-3-1_広報広聴班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【広報コミュニケーション課・副参事(広聴担当課長)・地域振興課(出張所)・生活支援課・臨時特別給付金担当課長】	東京都 【生活文化スポーツ局都民生活部】
1週間以内	臨時相談窓口の設置	相談事業の運営に伴う 情報提供
り災証明交付 体制構築後	被災者総合相談所の設置	- 被災者総合相談所の設置 - 区市町村が開設した相談窓口への誘導

事前対策

事前対策
☐ 被災者総合相談所の開設場所・運営要領の検討 ☐ 相談内容の記録書式の作成 ☐ 協力団体との連携検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 災害相談窓口の設置	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）・生活支援課・臨時特別給付金担当課長】 ①広報コミュニケーション課広聴相談係が担当し、災害相談窓口を設置し、区民からの各種相談に対応し、収集した情報を整理し必要に応じて関係する災対班へ報告する。 【地域振興課（出張所）】 ②各出張所には、臨時区民相談所を設置し、被災した区民へホワイトボード掲示等にて情報提供を行う。	被災後、 1か月以内
(2) 被災者総合相談所の設置	【広報コミュニケーション課・副参事（広聴担当課長）・生活支援課・臨時特別給付金担当課長】 ①り災証明書交付会場付近に被災者総合相談所を開設し、生活再建に向けた区民からの各種相談に横断的に対応する。 ②被災者総合相談所は、各課及び関係機関の支援と協力を得て運営する。 →総合相談窓口、各種相談窓口、各種申請窓口をワンフロアに設置し、相談に来た人が相談しながら、その場で手続きがとれるようレイアウトを検討する。 ③人事課に、他自治体職員による応援を要請する。 ④「災害時における特別法律相談に関する協定書」に基づいて渋谷法曹会へ、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定書」に基づいて東京司法書士会に派遣を要請する。また、必要に応じて、各専門家団体に専門家の派遣を要請する。	被災後、 1週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 災害相談窓口の設置							
(2) 被災者総合相談所の設置							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

第 2 章

都 市 の 復 興

項目	1 被災前の調査
対策名	(1) 都市づくりの現行計画とその整備状況
担当課	都市計画課
支援課	木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災前に都市づくりの現行計画とその整備状況（整備済・事業中・未整備）を調査し、GISで図化するとともに印刷物も備える。

調査結果は、都・区市町村・関係団体で共有し、継続的に更新する仕組みを構築する。

都市計画マスタープランや防災都市づくり推進計画などを踏まえ、復興時の計画立案の基礎資料とすることを目的とする。

都と区市町村は、それぞれの所管計画を反映させた図面を作成・共有する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課】	東京都 【都市整備局総務部・市街地整備部】
被災前	都市づくりの現行計画とその整備状況図の作成・更新・共有方法の確立	都市づくりの現行計画とその整備状況図の作成・更新・共有方法の確立
	区所管の都市づくりの現行計画とその整備状況図を追加	都所管の都市づくりの現行計画とその整備状況図を作成
	都市づくりの現行計画とその整備状況図の共有・更新	都市づくりの現行計画とその整備状況図の共有・更新

事前対策

事前対策
☐ 都市づくりの現行計画とその整備状況図の作成・更新・共有方法の確立 ☐ 区所管の都市づくりの現行計画とその整備状況図を追加 ☐ 都市づくりの現行計画とその整備状況図の共有・更新

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1)「都市づくりの現行計画とその整備状況図（G I S）」の作成・更新・共有方法の確立	【都市計画課】 ① 「都市づくりの現行計画とその整備状況図（G I S）」の作成・更新・共有方法を検討し確立する。作成方法の検討に当たっては、他調査で作成する図面と重ねて確認することに留意する。 ② 国や、その他の機関が所有する「都市づくりの現行計画とその整備状況」に係る情報も反映するよう努める。	被災前
(2)区所管の「都市づくりの現行計画とその整備状況図（G I S）」の追加	【都市計画課、木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課】 ① 都が作成した「都市づくりの現行計画とその整備状況図」に、区市町村所管の「都市づくりの現行計画とその整備状況」の情報を、G I Sにより追加する。 【区所管の都市づくりの現行計画の例】 a 区の都市計画に関する基本的な方針 b.地域地区※ c.促進区域 d.都市施設※ e.市街地開発事業等及びその予定地区※ i.地区計画等※ j.まちづくり条例等に基づく計画等 ※区市町村の都市計画決定分が対象	
(3)「都市づくりの現行計画とその整備状況図」の共有・更新	【都市計画課】 ① 「都市づくりの現行計画とその整備状況図」は、G I Sにより、都と区で共有するとともに、各所管の情報について、適宜、更新する。 ② 「都市づくりの現行計画とその整備状況図」は、G I S、PDF（G I Sが利用できない方用）、紙（停電対策）で保管しておく。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災前	被災直後	1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	1 か月以降
(1)「都市づくりの現行計画とその整備状況図（G I S）」の作成・更新・共有方法の確立	●							
(2)区所管の「都市づくりの現行計画とその整備状況図（G I S）」の追加	●							
(3)「都市づくりの現行計画とその整備状況図」の共有・更新	●							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 被災前の調査
対策名	(2) 都市基盤施設の整備水準
担当課	都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

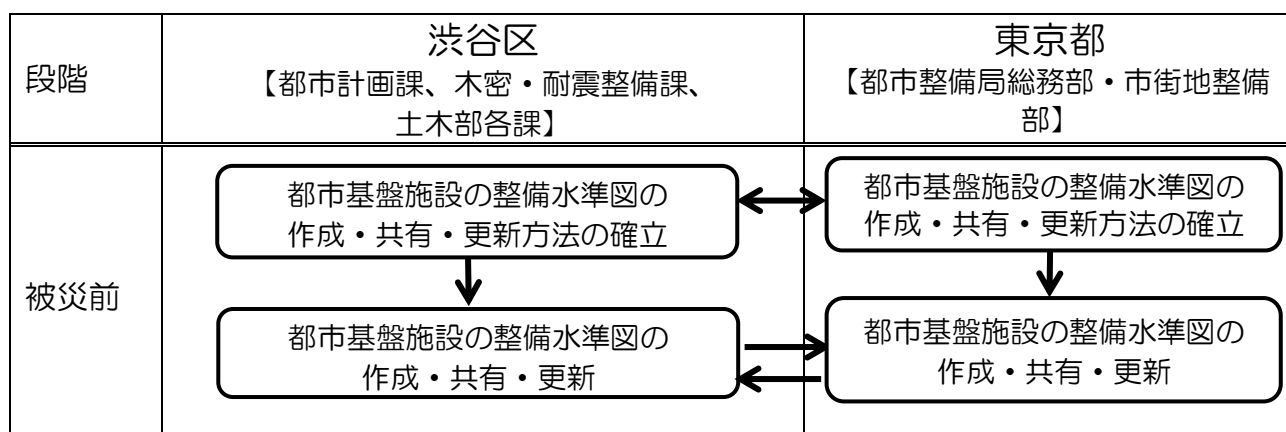
対策概要

都市復興計画は、地区ごとの都市基盤施設の整備水準に応じて内容が異なるため、被災前に道路や公園などの整備状況を調査・図化しておく。

特に木造住宅密集地域などは復興時に新たな整備が必要となる可能性があるため、整備水準図をGISで作成し、継続的に更新する。都と区は、他団体の整備状況も反映しつつ、共有・更新の仕組みを確立する。

整備水準図は都市復興時の判断材料として活用される。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 都市基盤施設の整備水準図の作成・共有・更新方法の確立
☐ 都市基盤施設の整備水準図の作成・共有・更新

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1)「都市基盤施設の整備水準図（GIS）」の作成・更新・共有方法の確立	【都市計画課、木密・耐震整備課】 ①都市基盤施設の整備水準に係る情報を基に、「都市基盤の整備水準図（GIS）」の作成・共有・更新方法を検討し確立する。作成方法の検討に当たっては、他調査で作成する図面と重ねて確認できることに留意する。 【都市基盤施設の整備水準に係る情報の例】 a.面整備事業（市街地開発事業 等）の実施有無と、その実施時期 b.土地区画整理事業をすべき区域 c.木造住宅密集地域（重点整備地域、整備地域含む） d.被災により被害が想定される地域（地震に関する地域危険度の調査結果等）等 ②他団体による都市基盤施設の整備状況の反映も調整・検討※する。 ※都市基盤施設が整備されると、整備水準が変わるため	被災前
(2)「都市基盤施設の整備水準図」の作成・共有・更新	【都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課】 ①（1）の結果に基づき、「都市基盤施設の整備水準図」をGISにより整理して共有するとともに、適宜、更新を行う。 ②「都市基盤施設の整備水準図」は、GIS、PDF（GISが利用できない方用）、紙（停電対策）で保管しておく。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災前	被災直後	1日	3日	1週間	2週間	1か月	1か月以降
(1)「都市基盤施設の整備水準図（GIS）」の作成・更新・共有方法の確立	●							
(2)「都市基盤施設の整備水準図」の作成・共有・更新	●							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 被災前の調査
対策名	(3) 災害種類別の被害想定
担当課	都市計画課
支援課	防災課

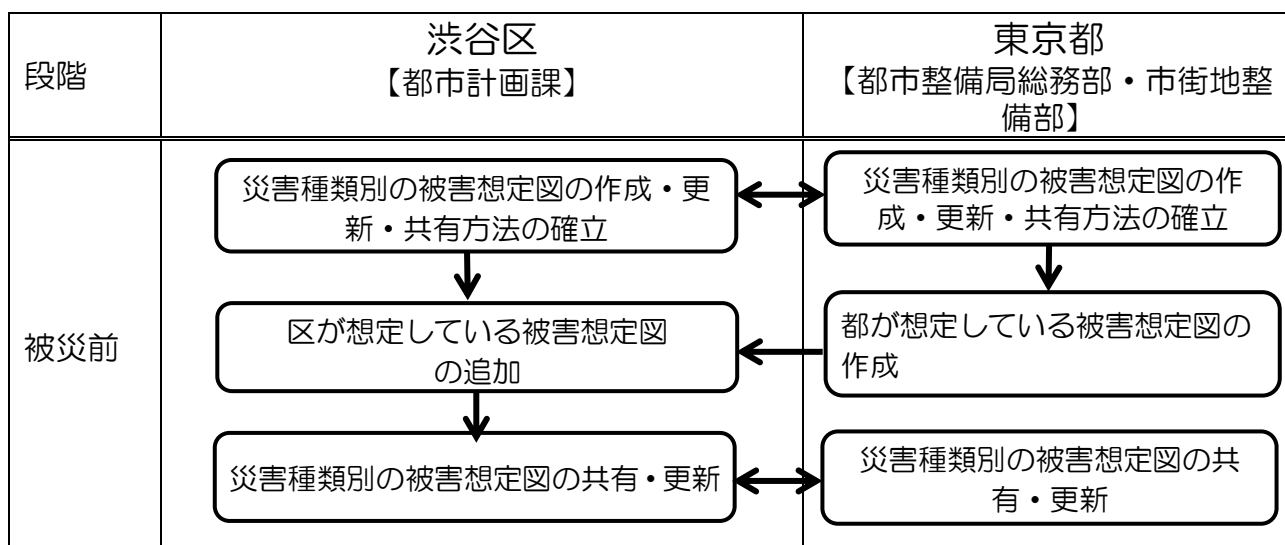
対策概要

都市復興の計画は、火災や浸水など当該地区で想定される複数の災害リスクを踏まえて立案する必要がある。

このため、国・都・区が公表している地震や浸水などの被害想定を事前に調査・整理し、「災害種類別の被害想定図」をGISで作成する。都と区は、国とも連携しながら、これらの図を共有・更新する仕組みを確立する。

これにより、災害特性を考慮した復興施策の検討が可能となる。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 災害種類別の被害想定図の作成・更新・共有方法の確立 ☐ 区が想定している被害想定図の追加 ☐ 災害種類別の被害想定図の共有・更新

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1)「災害種類別の被害想定図（GIS）」の作成・共有・更新方法の確立	【都市計画課】 ①都及び区は、都及び区による各種災害による被害想定情報を基に、「災害種類別の被害想定（GIS）」の作成・共有・更新方法を検討し確立する。作成方法の検討に当たっては、他調査で作成する図面と重ねて確認できることに留意する。被害想定の情報等収集にあたっては防災課と連携して実施する。	被災前
(2) 区が想定している被害想定図の追加	【都市計画課】 ① 区は、アの結果に基づき、都が作成した「災害種類別の被害想定図」に、区が想定している被害想定情報を、GISにより追加する。被害想定の情報等収集にあたっては防災課と連携して実施する。	
(3) 災害種類別の被害想定図の共有・更新	【都市計画課】 ① 「災害種類別の被害想定図」は、(1)の結果を基に、GISにより、都と区で共有するとともに、適宜、更新する。 ② 「災害種類別の被害想定図」は、GIS、PDF（GISが利用できない方用）、紙（停電対策）で保管しておく。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災前	被災直後	1日	3日	1週間	2週間	1か月	1か月以降
(1)「災害種類別の被害想定図（GIS）」の作成・共有・更新方法の確立	●							
(2) 区が想定している被害想定図の追加	●							
(3) 災害種類別の被害想定図の共有・更新	●							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 被災前の調査
対策名	(4) 優先調査地区
担当課	都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

首都直下地震などで広域に被害が生じた場合、被災後の家屋被害調査には時間を要するため、効率的な対応に向けた平時からの準備が重要となる。

被災後2週間以内に市街地復興の対象区域を示す方針を策定する必要があることから、被害想定や都市基盤整備状況などを重ね合わせ、事前に「優先調査地区」を抽出しておく。

これにより、発災後は重点的に当該地区から調査を開始し、迅速な復興判断に繋げることができる。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課】	東京都 【都市整備局総務部・市街地整備部】
被災前	優先調査地区の選定・更新・共有方法の確立 ↓ 区が優先調査地区の図表の作成 ↓ 優先調査地区の図表の共有	優先調査地区の選定・更新・共有方法の確立 優先調査地区の図表の共有

事前対策

事前対策
☐ 優先調査地区の選定・更新・共有方法の確立 ☐ 優先調査地区の図表の作成 ☐ 優先調査地区の図表の共有

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1)「優先調査地区」の選定・更新・共有方法の確立	【都市計画課、木密・耐震整備課】 ①都と区は、「都市づくりの既定計画と整備状況図」、「都市基盤施設の整備水準図」及び「災害種類別の被害想定図」を基に、「優先調査地区」の選定・更新・共有方法を検討し、確立する。	被災前
(2)「優先調査地区」の図（GIS）表（Excel）の作成	【都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課】 ①区は、アの結果に基づき、「優先調査地区」を抽出し、図（GIS）と表（Excel）にとりまとめる。とりまとめ結果については、土木部各課とも調整し実施する。	
(3)「優先調査地」の図（GIS）表（Excel）の共有・更新	【都市計画課、木密・耐震整備課、土木部各課】 ①都と区市町村は、アの結果に基づき、「優先調査地区」の図と表を共有する。 ② 区市町村は、「都市づくりの既定計画と整備状況図」、「都市基盤施設の整備水準図」及び「災害種類別の被害想定図」の更新を踏まえ、適宜土木部各課とも調整し、更新する。 ③ 「優先調査地区」の図は、GIS、PDF（GISが利用できない方用）、紙（停電対策）で保管しておく。また、「優先調査地区」の表も、Excel、PDF、紙で保管しておく。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	事前	被災直後	1日	3日	1週間	2週間	1か月	1か月以降
(1)「優先調査地区」の選定・更新・共有方法の確立	●							
(2)「優先調査地区」の図（GIS）表（Excel）の作成	●							
(3)「優先調査地」の図（GIS）表（Excel）の共有・更新	●							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	2 被災後の調査
対策名	(1) 家屋の被害状況、被害区域（災害種類別）、街区別の家屋被害割合
担当課	都市計画課、木密・耐震整備課、建築課
支援課	防災課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

本マニュアルでは、都市復興の検討において家屋の被害状況を最も重視しており、建て替えが必要な被災家屋の多寡が復興の方向性を左右するとしている。被害区域の災害種類（揺れ・地盤・火災・浸水）を特定した上で、街区ごとの家屋被害割合を把握し、復興の必要性や可能性を判断する基礎資料とする。

調査結果は「災害種類別の被害区域図」や「街区別家屋被害度の分布図」としてGISで作成し、停電時にも対応できるよう紙媒体でも備える。将来的には衛星データやAIの活用により、調査の迅速化と精度向上を目指す。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【防災課、都市計画課、 木密・耐震整備課、建築課】	東京都 【都市整備局総務部・市街地整備部】
被災前 被災直後	現場確認（補足調査）の体制確立	調査体制の確立
10日 以内	「優先調査地区」における現地確認（補足調査）の実施、調査結果の共有	「優先調査地区」における調査の実施、調査結果の共有 「優先調査地区」における被災区の補足調査結果のまとめ
1か月 以内	「優先調査地区」以外における現地確認（補足調査）の実施、調査結果の共有	「優先調査地区」以外における調査の実施、調査結果の共有 「優先調査地区」以外における被災区の補足調査結果のまとめ

事前対策

事前対策
☐ 現場確認体制の確立（調査要員の確保） ☐ 事前に「家屋被害調査手順書（案）」を確認する ☐ 基礎情報として世帯数や人口、面積、建物棟数などを把握しておく ☐ 補足調査の効率化の検討（ドローンの活用等）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
（１）現場確認体制の確立	【都市計画課、木密・耐震整備課、建築課】 ①被災前に、現場確認（補足調査）の調査体制を検討し、定めておく。 ②被災直後から、①の検討成果に基づき、調査体制を確立する。	被災前 被災直後
（２）「優先調査地区」における現場確認の実施、調査結果の共有	【都市計画課、木密・耐震整備課、建築課】 ①都が作成した「被害区域図（災害種類別）」及び「街区別被害度の分布図」を基に、家屋の被害状況（建て替えが必要な家屋とその原因となった災害）について、補足調査として現場確認を行う。 ・１チームは２名で編成し、選定した調査地域に割り当てる。 ・徒歩または自転車で移動する。 ②現場確認の結果、必要に応じて、都が作成した「被害区域図（災害種類別）」及び「街区別被害度の分布図」を修正する。 ③現場調査の結果、都が作成した「被害区域図（災害種類別）」及び「街区別被害度の分布図」を修正した場合には、アの結果に基づき、都と共有する。 参考資料 資料編Ⅳ 参考資料４ １～４ 別紙 家屋被害調査手順書（案） ④災害対策本部（防災課）より、調査対象地区の被害状況を入力する。	被災後、 １０日以内
（３）「優先調査地区」以外における現地確認（補足調査）の実施、調査結果の共有	【防災課、都市計画課、木密・耐震整備課、建築課】 「優先調査地区」以外の被災地について、（２）と同様に実施	被災後 ～１か月

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災前	被災直後	1日	3日	1週間	2週間	1か月	1か月以降
(1) 現場確認体制の確立	●							
(2) 「優先調査地区」における現場確認の実施、調査結果の共有						~10日		
(3) 「優先調査地区」以外における現地確認(補足調査)の実施、調査結果の共有								

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	2 被災後の調査
対策名	(2) 都市基盤施設の被害状況
担当課	土木部各課
支援課	防災課

対策概要

地震などにより上下水道や河川などの都市基盤施設が被害を受けた場合には、単なる原状回復にとどまらず、地域特性を踏まえた復興的な対応を検討する必要がある。

区においては、河川の大規模改修、貯留施設の整備、上下水道の耐震化などを、取組主体の都と連携して実施することが想定され、これらの整備は地上部の復興まちづくりと一体的に進めることが望ましい。都市復興の検討にあたっては、災害対策本部が DIS 等で収集した都市基盤施設の被害状況を基礎データとして活用し、関係機関が連携して情報を整理・反映していく。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【土木部各課、防災課】	東京都 【都市整備局総務部・市街地整備部・市街地建築部・都市づくり政策部、総務局総合防災部】
発災直後	区市町村災害対策本部からの情報 収集・整理	都災害対策本部からの情報 収集・整理

事前対策

事前対策
☐

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 災害対策本部からの情報収集・整理、共有	【土木部各課】 ①都内の都市基盤施設の各管理者や事業者は、都市基盤施設の被害状況を調査し、各災害対策本部に報告される。区有の都市基盤施設については、土木部各課が被害状況を調査し、災害対策本部に報告する。 ②区は都と連携し、都市の復興の検討に必要となる、都市基盤の被害状況を、図表等整理する。 【防災課】 ①都市計画課に対し、DIS 等から収集した情報を提供する。	発災直後

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	3か月以降
(1) 地区別被害状況図の作成							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 都市復興方針の策定
対策名	(1) 都市復興方針の策定
担当課	都市計画課

対策概要

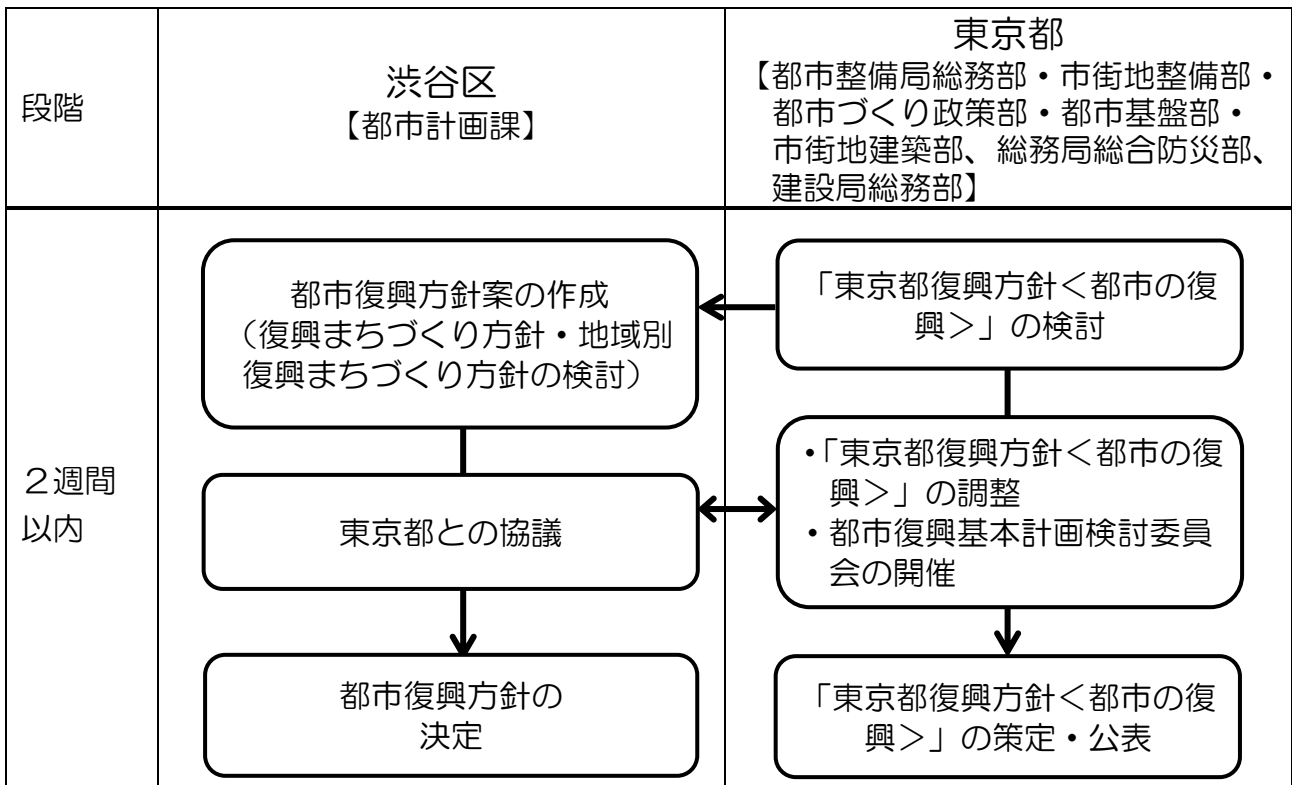
「都市復興方針（渋谷区震災復興方針＜都市の復興＞）」は、都市復興に関する理念や目標、都市基盤施設の復旧、市街地復興の対象区域、住宅供給の方向性などを定める方針であり、被災後速やかに区民に対して復興の方向性を示すことを目的とする。

策定にあたっては、東京都の復興方針＜都市の復興＞との整合性を確保しつつ、都をはじめとした関係機関と調整を図りながら、区が主体的に原案を検討・策定し、公表する。

都市復興方針の策定にあたっては、「渋谷区まちづくりマスタープラン」の全体構想や、「大規模災害からの復興に関する法律 第十条第二項」における「区市町村復興計画に記載事項」のうち都市の復興に関わる部分を念頭に置き、都市復旧・復興に関する方向性を検討するとともに、東京都の都市復興基本方針との整合性に留意する。

構成としては、「復興まちづくり方針」（都市全体に関する基本方針）と「地域別復興まちづくり方針」（地域特性に応じた個別方針）の二層構造を基本とし、必要に応じて建築制限や土地取引の規制などの措置も盛り込む。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 都市復興方針の事前検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 都市復興方針案の作成方針案の作成	【都市計画課】 ① 「渋谷区まちづくりマスタープラン」の全体構想を基に、調査結果を踏まえ、復興まちづくり方針の原案を作成する。 ② その作成に当たっては、「渋谷区まちづくりマスタープラン」の地域別構想を基に作成する「地域別復興まちづくり方針」との整合性に留意する。 ③ また、「都市復興の理念、目標及び基本方針（東京都 令和元年6月）」を指針として、作成する。 ④ 「地域別復興まちづくり方針」には、市街地復興の方向性として、(1)市街地復興の対象区域及びその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）と、その区域・地区指定に至った考えを示す。 ⑤ また、必要に応じて、建築制限、土地取引規制、時限的市街地、協働復興区の指定等を実施する場合には、その旨を記載する。	被災後、 2週間以内
(2) 東京都との協議	【都市計画課】 ① 東京都及び隣接区と協議し、調整する。	
(3) 決定・公表	【都市計画課】 ① 震災復興本部会議において、震災復興方針の一部として決定する。 （P.25 第1章 4-1-（1）震災復興方針及び震災復興計画の策定 参照） ② 東京都が行う第1次建築制限の指定・告示の前に公表する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年
(1) 都市復興方針案の作成							
(2) 東京都との協議							
(3) 決定・公表							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 第一次建築制限
対策名	(1) 第一次建築制限
担当課	都市計画課、建築課

※担当課、支援課は組織順に記載

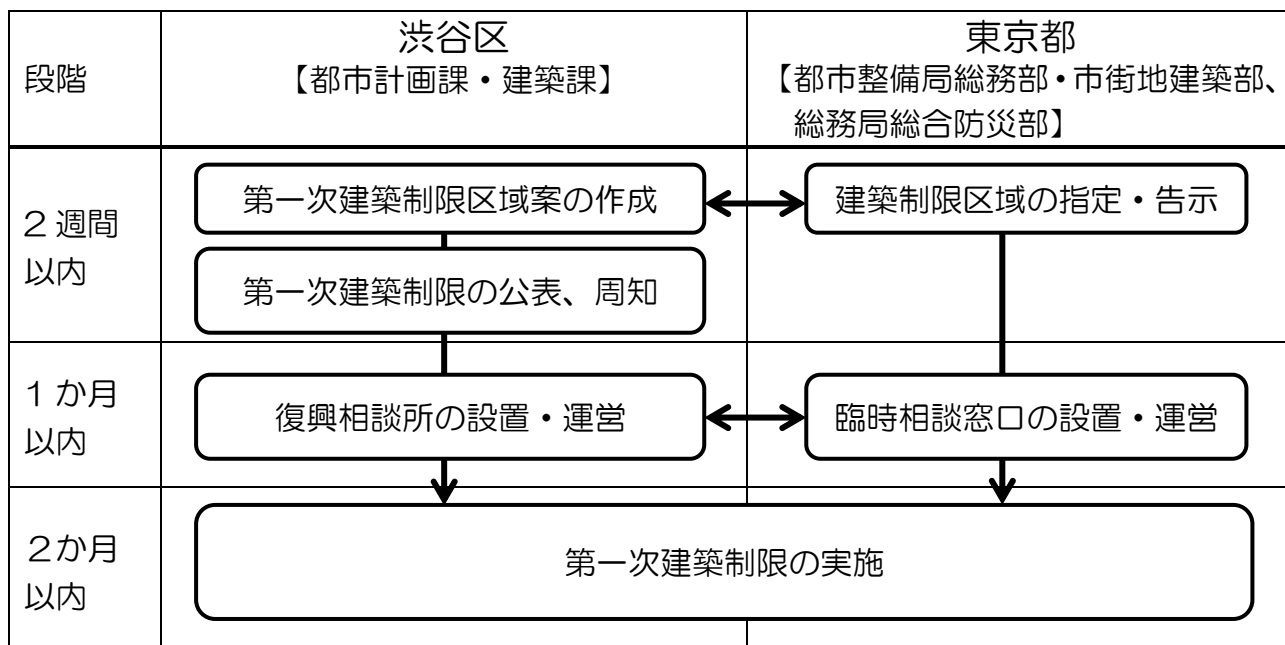
対策概要

第一次建築制限（建築基準法第84条：被災市街地における建築制限）は、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合に、区域を指定し、災害が発生した日から1か月に限り、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができるものである。さらに、1か月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。

建築制限区域は、家屋被害概況調査による大被害地区を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。実施に際しては、建築指導の窓口相談・パトロール等の強化を図るとともに、建築制限を徹底すると同時に、区民の理解と協力が得られるよう、きめ細やかな相談・支援及び適切な情報提供を行う相談窓口を開設する。

なお、区域の指定と制限内容は、東京都が告示するが、原案は区が作成する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 建築制限についての事前周知（都に確認）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 建築制限区域（案）の作成	【都市計画課、建築課】 ①家屋被害概況調査による大被害地区を中心に、地形地物等を参考としながら、町丁目単位を基本に区域（案）を設定する。 ②地域の一体性や被災前に進行していた事業の有無等を踏まえ、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と判断できるところでは、中被害地区等においても第一次建築制限とするか否かを検討する。 ③第一次建築制限に関しては東京都知事が区域指定と制限内容を告示することとなっており、区域（案）作成にあたっては東京都との協議を行う。 ④建築制限区域に関しては「都市復興方針（渋谷区震災復興方針＜都市の復興＞）」に明記する。 ⑤建築制限の延長について、被災程度、復興状況、復興計画等から、さらに1か月の延長を検討し、東京都と調整する。（被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限（第二次建築制限）への移行を検討する）	被災後、 2週間以内
(2) 建築制限区域の公表、周知	【都市計画課】 ①東京都知事告示について、広報広聴班と連携して、周知を図る。	
(3) 復興相談所の設置	【都市計画課、建築課】 ①制限区域指定後、建築制限に係る情報提供、建築相談等のために、必要に応じて建築制限実施区域内又は隣接地域に相談所を設置する。（建築課主体）	被災後、 2か月以内
(4) 建築制限の実施	【都市計画課、建築課】 ①第一次建築制限を実施する。（建築課主体）	
(5) 建築制限の期間延長等の検討	【都市計画課、建築課】 ①復興地区の設定状況等を踏まえ期間延長や建築制限区域の見直しの検討を行う。	被災後、 2週間以降
(6) 東京都への応援要請	【都市計画課、建築課】 ①確認申請業務、復興相談業務において、専門家等の人員が不足した場合は、東京都に応援要請する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	6か月
(1) 建築制限区域（案）の作成							
(2) 建築制限区域の公表、周知							
(3) 復興相談所の設置							
(4) 建築制限の実施							
(5) 建築制限の期間延長等の検討							
(6) 東京都への応援要請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	2 第一次建築制限
対策名	(2) 土地取引規制
担当課	都市計画課

対策概要

「市街地改造予定地区」では、抜本的な整備が見込まれることから、地価の急激な上昇や投機的な土地取引が発生し、復興まちづくりに必要な土地の確保に支障をきたすおそれがある。そのため、必要に応じて国土利用計画法に基づき、土地取引に事前届出を義務づける「監視区域」の指定を検討する。これにより、不適正な取引の是正や土地利用の適正化を図り、市街地復興の円滑な推進を目指す。

【国土利用計画法第27条の6：監視区域の指定】

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課】	東京都 【都市整備局総務部・市街地建築部、 総務局総合防災部】
2週間程度～	監視区域の指定の実施有無の検討、調整	区と調整
6か月以内	監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間の検討	監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間を区と調整 監視区域の指定・公告
6か月以降	監視区域指定後の手続	

事前対策

事前対策
☐

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 監視区域の指定の実施有無の検討、調整	【都市計画課】 ①「市街地改造予定地区」において、復興まちづくりに支障となる土地取引が行われる可能性がある場合には、国土利用計画法第27条の6第1項に基づく「監視区域」の指定を検討し、都と調整を図る。	被災後、 2週間以内
(2) 監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間の検討	【都市計画課】 ①監視区域の届出対象面積及び指定期間の案を作成する。	6か月以内
(3) 監視区域指定後の手続	【都市計画課】 ①土地売買等の契約を締結しようとする者から届出を収受し、意見がある場合には、意見を付して、都知事に送付する。	6か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 監視区域の指定の実施有無の検討、調整							
(2) 監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間の検討							
(3) 監視区域指定後の手続							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 時限的市街地
対策名	(1) 時限的市街地
担当課	産業観光課、都市計画課

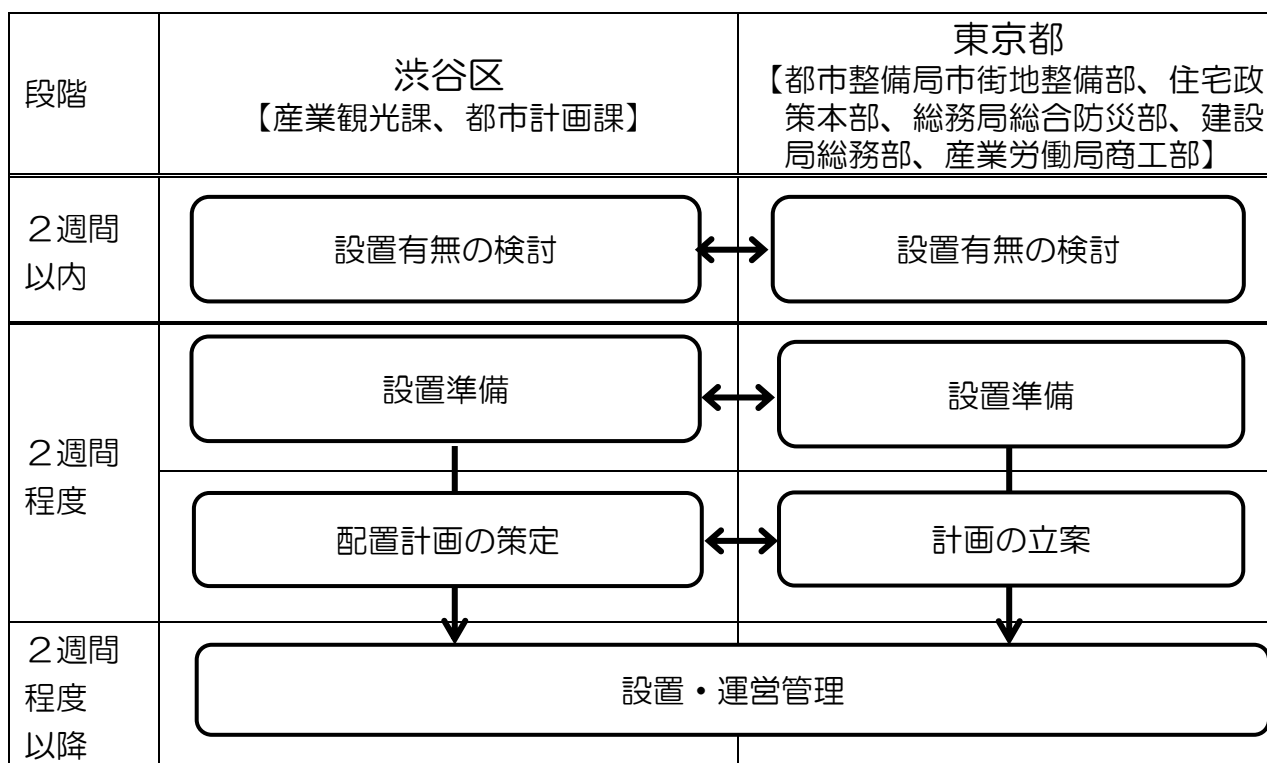
※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

甚大な被害を受けた地域においては、まちの復興を円滑に進めるため、被災者の生活の場となる時限的市街地を形成し、応急的な生活の場を提供する。

時限的市街地には様々の種類（応急仮設住宅の用地、仮設店舗・事業所・仮設商店街の用地、ボランティア・市民活動団体（NPO）等活動拠点及び復興事業用用地など）がある。被災状況や都市復興方針（渋谷区震災復興方針＜都市の復興＞）に基づいて適切に時限的市街地の形成を行うよう計画し、建設する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 震災時利用可能オープンスペースの調査と利用調整 ☐ 時限的市街地形成のための事前検討 ☐ 各業界団体の意向調査を通じて、仮設店舗、工場、倉庫等の必要量を把握

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 設置有無の検討	【都市計画課】 ①災害救助法に基づく応急仮設住宅（住宅の復興参照）や、時限的市街地の設置の可能性がある区域について、建築基準法第85条に基づく仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域を検討する。 ②特定行政庁は、仮設建築物に対する区域指定を行う。 ③被市街地復興の対象区域のうち、区施行事業の実施又は予定している地区並びに事業予定者が定まっていない地区において、復興まちづくりを円滑に進めるとともに、従前のコミュニティや地域産業等の維持に努める観点から、時限的市街地の設置有無を検討し決定する。	2週間以内
(2) 地権者意向の把握	【産業観光課、都市計画課】 ①時限的市街地を設置する場合には、その地区において、地区内権利者の意向（地区内居住、自力仮設住宅の建設、仮設店舗等）を把握する。なお、都施行事業地区において、都の意向把握を支援する。 ②時限的市街地を設置する地区において、「みなし仮設」を確保するための建築物や、「仮設建築物」を設置するための公有地、被災宅地（民有地）等の用地の状況を調査する。なお、都施行事業地区において、都の調査を支援する。 ③「住宅の復興」における都の応急仮設住宅等の設置の取組と連携を図り実施する。 ④事業者等による仮設店舗の設置意向等を把握する場合は、産業観光課と連携を図り実施する。	2週間程度
(3) 配置計画の策定	【都市計画課】 ①応急仮設住宅等の必要量把握及び供給可能量の検討を踏まえて、区で形成される時限的市街地ごとの対応方策を検討し、時限的市街地づくりの方針原案として取りまとめ、東京都に報告する。なお、方針原案の検討・策定は、地域復興協議会と協議の上で行う。 ②設置準備の調査結果及び町会、小学校区等の従前のコミュニティの形成状況や被災状況を踏まえ、地区内権利者と調整を図り、その設置計画を作成する。 ③時限的市街地に整備する仮設住宅の整備水準は、「住宅の復興」の応急仮設住宅と同様にするよう調整する。	

項目	内容	実施時期
(4) 設置・運営 管理	【都市計画課】 ①時限的市街地計画に基づいて、時限的市街地の建設・運営を行う。	2週間 程度以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	3 か月	6 か月	6 か月 以降
(1) 設置有無の検討							
(2) 地権者意向の把握							
(3) 配置計画の策定							
(4) 設置・運営管理							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

【注】

ここで示した時限的市街地の形成方法の他に、住民自らが「地域復興協議会」を立上げ、「協働復興区」としての指定を受け、ボランティア、NPO、行政の各種支援により住民自らが実現する時限的市街地の形成方法もある（東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編参照）。

項目	4 復興対象地区の設定
対策名	(1) 市街地復興の対象区域及びその地区区分の指定
担当課	都市計画課
支援課	防災課、木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災者に、早期に再建の見通しを示すため、「第1 調査」の結果や、「東京都復興方針＜都市の復興＞」の内容を考慮しつつ、被災地において「市街地復興の対象区域」を設定する。それ以外の被災地の区域は、「市街地復旧の対象区域」とする。

また、市街地復興の対象区域は、その地区区分として、面整備により抜本的な改造を予定している「市街地改造予定地区」と、部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している「市街地修復予定地区」の2地区に区分するとともに、各区域及び地区については、その設定理由を明記する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課】	東京都 【都市整備局市街地整備部・都市づくり政策部・都市基盤部・市街地建築部、建設局総務部】
2週間以内	市街地復興の対象区域及びその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の案の検討 ↓ 都と調整 ↓ 市街地復興の対象区域及びその地区区分の指定	市街地復興の対象区域及びその地区区分を被災区市町村と調整

事前対策

事前対策
☐ 市街地復興整備条例の整備（復興地区区分の設置）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 復興対象地区の設定	【都市計画課、まちづくり推進部各課】 ①「区マスタープラン」の地域別構想や、その他の個別地域の計画※を基に、調査結果を踏まえ、市街地復興の対象区域及びその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の原案を作成する。 ※個別地域の計画の例 ・都市再開発の方針 ・防災街区整備方針 ・住宅市街地の開発整備方針 ・防災都市づくり推進計画。 ②その作成に当たっては、「区マスタープラン」の全体構想を基に作成する「区復興まちづくり方針」との整合性に留意する。 ③ また、「都市復興の理念、目標及び基本方針（東京都 令和元年6月）」を指針として、作成する。	被災後、 2週間以内
(2) 都と調整	【都市計画課】 ①原案を基に、都、近隣区と調整する。	
(3) 復興地区区分の告示・区民への公表	【都市計画課】 ①復興本部会議で審議し、決定する。 ②市街地復興整備条例（未制定）に基づき、復興対象地区を告示するとともに区民への公表を行う。 ③市街地復興の対象区域及びその地区区分や、市街地復旧の対象区域を「地域別復興まちづくり方針」に記載し、指定する。 ④設定後、区民との合意形成に基づく復興方針の見直しや、被災市街地復興特別措置法第7条による被災市街地復興推進地域との整合性を図るなど、地区の状況の変化等に応じて見直しを行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	3 か月	6 か月	6 か月以降
(1) 復興対象地区の設定							
(2) 都と調整							
(3) 復興地区区分の告示・区民への公表							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	4 復興対象地区の設定
対策名	(2) 地域復興協議会及び協働復興区の認定
担当課	都市計画課
支援課	まちづくり推進部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

地域住民や事業者等が主体的に参画し、地域力を生かして核となる組織のことを、「地域復興協議会」と呼ぶ。この「地域復興協議会」の活動区域について、「協働復興区」として認定することが可能である。

地域の復興に向けた協議会の活動には、次のようなものが考えられる。

- ① 地域の課題解決に向け、地域の実情に応じた計画づくり
- ② 建物の建て方や地域環境保全に関するルールづくりや協定締結の活動
- ③ 地域の課題にきめ細かく対応するための事業や施設の管理・運営
- ④ 地域社会が抱える課題やニーズに対し、住民が主体となって取り組む「コミュニティビジネス」としての事業

※コミュニティビジネス：住民が主体となり地域社会（コミュニティ）が抱えるニーズに取り組むビジネス（住民によるひとり暮らしの高齢者用宅配弁当会社などの例がある。）

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課】	東京都 【都市整備局市街地整備部・都市づくり政策部・都市基盤部・市街地建築部、建設局総務部】
6ヶ月以内に組織化	地域復興協議会の認定及び協働復興区の認定 ↓ 地域復興協議会による復興まちづくりの検討の支援	地域復興協議会による復興まちづくりへの協力

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 地域協働復興区の認定	【都市計画課】 ①市街地復興の対象区域において、住民や事業者等の意向を踏まえ、「地域復興協議会」の設立を支援し、認定するとともに、その活動区域を「協働復興区」として認定する。	6ヶ月以内に組織化
(2) 地域復興協議会の活動支援	【都市計画課】 ①情報提供や専門家派遣、技術的支援を行い、協議会の活動を支援する。	

※地域復興協議会：詳細は「東京都震災復興マニュアル復興プロセス編第2章 復興プロセス 2.地域復興協議会」参照

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 地域協働復興区の認定							
(2) 地域復興協議会の活動支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 都市復興計画
対策名	(1) 都市復興計画
担当課	都市計画課

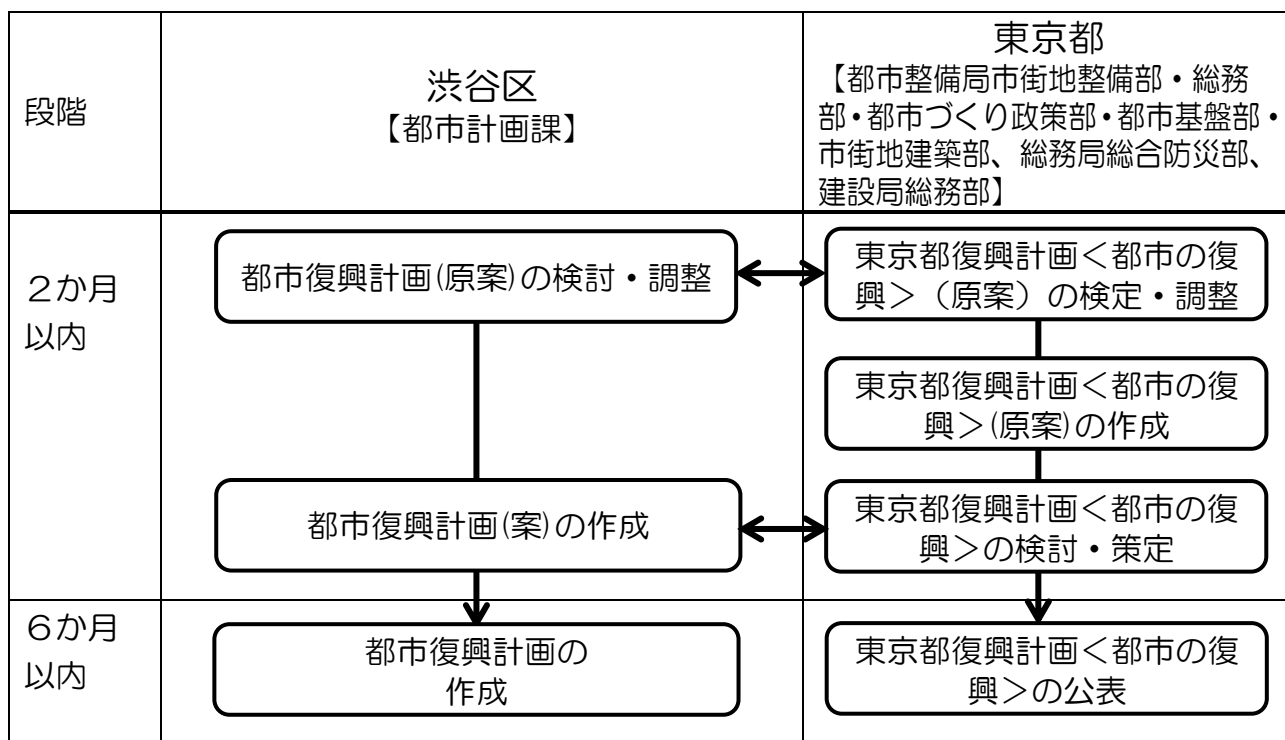
対策概要

「都市復興計画（渋谷区震災復興計画＜都市の復興＞）」は、大規模災害からの復興に関する法律が適用される場合には、同法に基づく復興計画の一部として位置づけられるため、その趣旨を踏まえた内容とする必要がある。

計画は、「区市町村マスタープラン」の全体構想や地域別構想をもとに、「復興まちづくり計画」と「地域別復興まちづくり計画」に大きく分けて構成される。

都など関係機関と調整しながら原案を作成し、住民の意見や主要インフラの都市計画決定内容を反映させて策定・公表する。必要に応じて区域の見直しや建築制限、土地取引規制などの措置も盛り込まれる。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 都市復興のあり方等の事前検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 都市復興計画(原案)の検討・調整	【都市計画課】 ①「区マスタープラン」の全体構想を基に、「都市復興の理念、目標及び基本方針」を指針として、調査結果を踏まえ、「復興まちづくり方針」を具体化し、区内の主要なインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を記載した「復興まちづくり計画原案等」を検討する。 ②東京都及び隣接区と協議し、調整する。 ③震災復興本部会議において、都市復興計画(原案)を決定する。	被災後、 2か月以内
(2) 公表・周知	【都市計画課】 ①被災市街地復興推進地域の告示と併せて、都市復興計画(原案)を速やかに広報紙、ホームページ等で区民に向けて公表・周知を行う。 ②原案に対する区民からの意見を広く集めるよう検討する。	
(3) 都市復興計画(案)の作成	【都市計画課】 ①都市復興計画は、都市復興計画(原案)を基本に、復興まちづくり計画等の内容を反映させたものとして作成する。 ② 東京都復興計画＜都市の復興＞の内容と整合を図る。	
(4) 区民意見の反映	【都市計画課】 ①計画案について、区民意見を反映させるよう検討する。	被災後、 6か月以内
(5) 都市復興計画の作成	【都市計画課】 ①意見を踏まえて計画を作成し、震災復興本部会議において、震災復興計画の一部として決定する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	3 か月	6 か月	6 か月以降
(1) 都市復興計画(原案)の検討・調整							
(2) 公表・周知							
(3) 都市復興計画案の作成							
(4) 区民意見の反映							
(5) 都市復興計画の作成							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

都市復興計画（原案）と都市復興計画の関係

項目	都市復興計画（原案）	都市復興計画
策定時期	被災後 2 か月	被災後 6 か月を目途
計画の位置づけ	区民地域住民等との都市復興に向けた協議に対する行政のたたき台	区民や地域住民等のおおむねの合意形成を経た上での都市復興のマスタープラン
計画内容（水準）	都市の骨格をなす基幹的都市施設や復興対象地区ごとの整備の方向性を提示	原案をベースとした復興都市計画等の事業化に向けた地元との検討結果を踏まえた具体的計画を提示 ・基幹的都市施設及びその他都市施設の整備内容 ・地区別の適用事業、整備計画、スケジュールなど

項 目	2 復興まちづくり計画等
対策名	(1) 復興まちづくり計画等
担当課	木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区における被災地域全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針、土地利用方針等を取りまとめ、復興施策の具体化を図るものである。

被害が甚大な個別の地区では、復興まちづくり計画を踏まえた詳細な復興まちづくりの実施方法等を取りまとめた地域別復興まちづくり計画（市街地改造計画と市街地修復計画）を、復興地区区分に応じ作成を進める。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課】	東京都 【都市整備局市街地整備部・総務部・都市基盤部、住宅政策本部】
2か月以内	復興まちづくり計画原案等の作成	復興都市計画原案の策定・公表
6か月以内	復興まちづくり計画案等の作成 復興まちづくり計画等の作成	復興都市計画案の策定・周知 復興都市計画の策定・公表
6ヶ月以降	復興事業完了への取り組み	

事前対策

事前対策
☐ 被災後の区民との合意形成が困難となることが予想されるため、渋谷区まちづくりマスタープラン等をベースに、地域の復興まちづくりを想定した復興まちづくり計画素案を事前に準備しておく。

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 復興まちづくり計画原案等の作成	【木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課】 ①東京都の調整、区民参画及び地域との合意形成を図りながら、地区の全体像を明らかにする「復興まちづくり計画原案」及びそれを実現するための個々の事業について「地域別復興まちづくり計画原案」を作成する。 ②「地域別復興まちづくり計画」は、「市街地改造計画」と「市街地修復計画」とに区分し、地区特性と被災状況を踏まえた具体的な対応方針を明示する。 ③「復興まちづくり計画原案」及び「地域別復興まちづくり計画原案（市街地改造計画・市街地修復計画）」を取りまとめる。	被災後、 2か月以内
(2) 復興まちづくり計画等の作成	【木密・耐震整備課、まちづくり推進部各課】 ①原案に対する都や有識者及び地域の意見聴取の結果等を反映し、「復興まちづくり計画案」及び「地域別復興まちづくり計画案（市街地改造計画・市街地修復計画）」を作成する。 ②案に対する都・有識者及び地域の意見聴取の結果等を反映し、「復興まちづくり計画」及び「地域別復興まちづくり計画（市街地改造計画・市街地修復計画）」を作成する。	被災後、 6か月以内
(3) 復興事業完了への取り組み	【まちづくり推進部各課】 ①復興経験のフィードバック - 被災宅地跡地・低未利用地の利活用等に反映を図る。 - 人口減少・高齢化・地域コミュニティの希薄化など、さまざまな課題への対応を通じて得た経験を、今後のまちづくりに活かす。	被災後、 6か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	2週間	1か月	2か月	3か月	6か月	1年	2年
(1) 復興まちづくり計画原案等の作成							
(2) 復興まちづくり計画等の作成							
(3) 復興事業完了への取り組み							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	3 第二次建築制限
対策名	(1) 第二次建築制限
担当課	都市計画課・建築課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

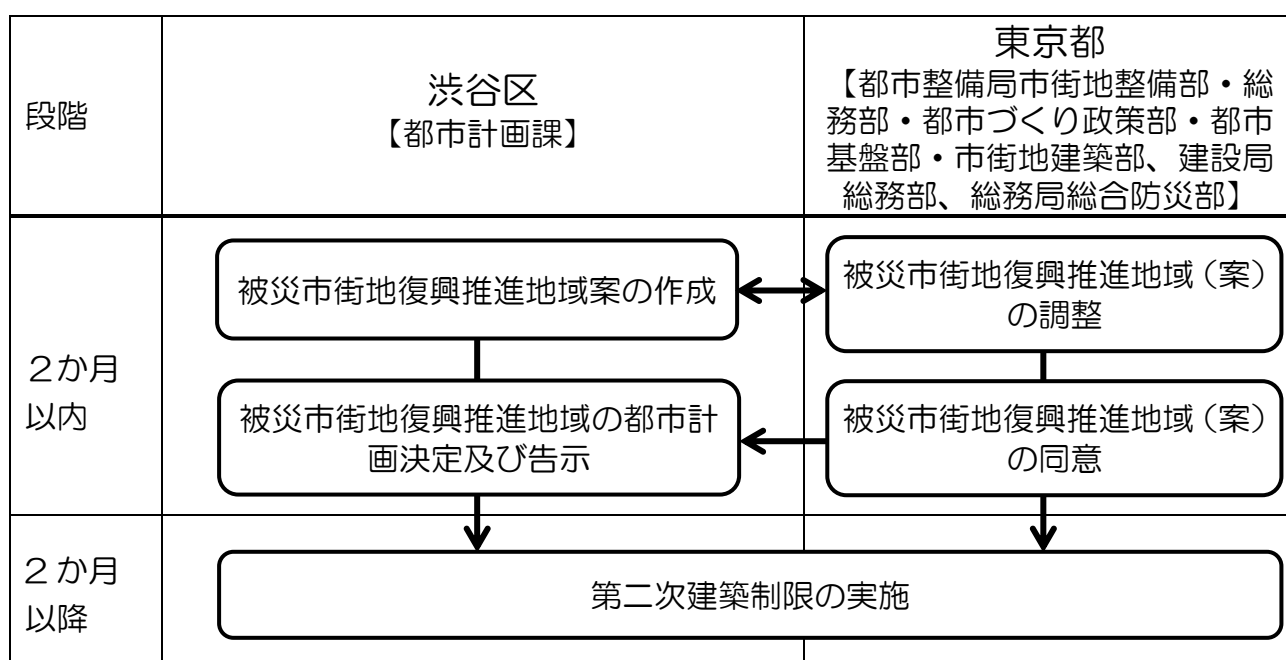
第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行う。

当該地区は、被災市街地復興推進地域（「被災市街地復興特別措置法」第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築、若しくは増築をしようとするものは、知事の許可が必要となる。地域を指定できる期間は被災した日から2年以内である。

建築制限区域は、市街地改造予定地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。必要に応じて、復興事業を行うため及び復興まちづくり計画、復興都市計画等を作成するために地区復興センターを設置する。

建築制限の進め方について事前に区民に周知し、理解と認識を深めてもらう。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 建築制限についての事前周知（都に確認）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被災市街地復興推進地域案の作成	【都市計画課・建築課】 ①被災市街地復興推進地域の指定要件 ・大規模な火災、震災その他災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと ・公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて、不良な街区の環境が形成されるおそれがあること ・当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること ②市街地改造予定地区を基本に、街区または町丁目を単位として地域を設定する。 ③被災前の事業の有無、地域の一体性を踏まえ、復興都市計画事業の導入が必要と判断できるところは、市街地修復予定地区を地域に入れることも検討する。 ④東京都との調整を行う。	被災後、 2 か月以内
(2) 都市計画決定・告示	【都市計画課】 ①被災市街地復興推進地域案を復興本部に報告する。 ②都知事の同意の上、被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、告示する。 「被災市街地復興推進地域」の都市計画に定める事項 ①名称 ②位置 ③区域 ④区域の面積 ⑤緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（「緊急復興方針」） ⑥建築行為等の制限が行われる期間の満了の日	
(3) 第二次建築制限	【都市計画課・建築課】 ①建築確認を運用する。 ②ホームページ等により、広報・周知を行う。	被災後 2 か月以降
(4) 復興相談所の継続	【都市計画課・建築課】 ①第一次建築制限における相談窓口を継続する。	
(5) 東京都への応援要請	【都市計画課・建築課】 ①相談業務等において、専門家等の人員が不足する場合は、東京都に応援を要請する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	1か月	2か月	3か月	6か月	1年	2年
(1) 被災市街地復興推進地域案の作成							
(2) 都市計画決定・告示							
(3) 第二次建築制限							
(4) 復興相談所の継続							
(5) 東京都への応援要請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 復興事業
対策名	(1) 復興事業
担当課	まちづくり推進部各課
支援課	都市整備部各課、土木部各課、各施設所管課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区は、「復興まちづくり計画等」に基づき、関係住民・民間企業や都など他の事業を実施する関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。

また、区は、「地域別復興まちづくり計画」に基づき、市街地復興の対象区域で実施される地域別復興まちづくり事業について、土地区画整理事業など面的に整備する「市街地改造型事業」や、住宅市街地総合整備事業などの「市街地修復型事業」を実施する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【まちづくり推進部各課】	東京都 【都市整備局市街地整備部・ 都市基盤部、建設局総務部】
6か月 以内	事業計画の作成	
6か月 以降	事業計画の調整 ・事業実施	事業主体となる都、区、都市 再生機構、東京都住宅供給公 社及び民間企業等との調整

事前対策

事前対策
☐ 事業主体となる都及び民間企業等との調整

第2章 都市の復興
第4節 復興事業計画等の策定、復興事業の推進

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 事業計画の作成	【まちづくり推進部各課】 ①区は、「復興まちづくり計画」に基づき、効率的・効果的に事業実施が行える事業計画を検討し作成する。 ② 区は、「大規模災害からの復興に関する法律」が適用された場合には、国や都の代行も調整・検討する。	被災後、 6か月以降
(2) 事業計画の調整	【まちづくり推進部各課】 ①国、都、民間企業等が実施する都市の復興・復旧に関する各種事業や、他分野における復興・復旧事業との調整を図る。	
(3) 事業実施	【まちづくり推進部各課】 ①事業計画に基づき、事業を実施する。 ②他の事業者が実施する事業について、事業者からの相談の機会等を活用して、各種復興計画との整合性を確認し、事業者に助言する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1か月	2か月	3か月	6か月	1年	2年	2年以降
(1) 事業計画の作成							
(2) 事業計画の調整							
(3) 事業実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 区有施設等の再建
対策名	(1) 区有施設等の再建
担当課	施設整備課、施設計画担当課長、各施設所管課
支援課	経営企画課、財政課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区有施設については、「区有施設等の被害状況の把握」を行った上で、施設整備課と所管課で復旧及び再建の方針を立案する。

(参考マニュアル等)

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 3-3-1_区有施設班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【施設整備課、施設計画担当課長、 各施設所管課】	東京都 【各局】
被災直 後から	区有施設等の被害状況調査 及び施設の応急・復旧対策	
2 週間 以降	必要に応じた 被災度区分判定調査の実施	
	再建計画の方針立案及び 計画の策定	
3 か月 以降	再建の実施	必要な助成等の協議

事前対策

事前対策
☐ 資機材の更新 ☐ 課内への周知

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 区有施設等の応急復旧対策	【施設整備課、施設計画担当課長、各施設所管課】 ①災害対策本部において、3-3-1_区有施設班マニュアルに基づき、区有施設等の被害状況調査及び施設の応急・復旧対策を実施する。	被災後、 1か月以内
(2) 区有施設等の被災度区分判定の実施	【施設整備課、施設計画担当課長、各施設所管課】 ①被害状況、施設点検の結果を踏まえ、必要に応じて、施設機能の維持のために被災度区分判定調査を実施する。被災度区分判定調査の実施にあたっては、所管課と調整のうえ実施する。 ②判定調査結果を集約し、復興（災対）本部、施設所管課に報告する。 ③被災度区分判定調査により施設の使用が可能となった場合は、各施設所管課にスムーズに引き続きが出来るよう、連絡体制の確認をする。	被災後、 2週間以降
(3) 再建計画の策定	【施設整備課、施設計画担当課長、各施設所管課】 ①被害状況、被災度区分判定に基づいて、再建の方針を立案し、再建計画を策定する。その際、重要施設（避難所・出張所など）を優先して対応する。 ②再建計画の立案にあたっての基本的な考え方は以下のとおりとする。 ・施設の被害が軽微な場合・・・早期改修 ・施設の被害が甚大な場合・・・再建	
(4) 再建の実施	【施設整備課、施設計画担当課長、各施設所管課】 ①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③施設の性質を考慮した結果、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部及び機関と協議する。 ④財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を含め、助成を東京都及び国に要請し、必要な協議を行う。	被災後、 3か月以降

第2章 都市の復興
第5節 区有施設、土木施設等の再建

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 区有施設等の応急復旧対策							
(2) 区有施設等の被災度区分判定の実施							
(3) 再建計画の策定							
(4) 再建の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 土木施設の再建
対策名	(1) 土木施設の再建
担当課	企画管理課、交通政策課、道路課、緑道・道路構造物課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区が管理する土木施設等については、災害対策本部において被害情報を収集・整理するとともに、応急復旧を行う。

応急復旧後は、可能な限り速やかに再建に向けた取組みを行う。

そのため、区の管理する土木施設の再建に関して、以下の手順で取組みを進めるとともに、国、東京都及び民間事業者の協力を得て災害に強い土木施設等の再建に取り組む。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 9-1-1 道路・土木施設班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【企画管理課、交通政策課、道路課、 緑道・道路構造物課】	東京都 【各局】
3か月 以内	土木施設等の被害状況調査及び 施設の応急・復旧対策 土木施設等の復興に関する 基本方針・計画の立案	国・都が実施する 復旧・復興事業
3か月 以降	土木施設等復興事業の推進	復興事業への協力

事前対策

事前対策

第2章 都市の復興
第5節 区有施設、土木施設等の再建

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 土木施設等の応急復旧対策	【企画管理課、交通政策課、道路課、緑道・道路構造物課】 ①災害対策本部において、土木施設等の被害状況調査及び応急・復旧対策を実施する。	被災後、 3か月以内
(2) 土木施設等の復興に関する基本方針・計画の立案	【企画管理課、交通政策課、道路課、緑道・道路構造物課】 ①土木施設等の応急復旧後、復興に関する検討を行う。 ②復興を検討するにあたり以下の優先順位に配慮する。 ・被災地における広範囲に及ぶ面的な事業の有無 ・復興事業の費用対効果 ・国、東京都及び民間事業者における復旧・復興事業との関係	被災後、 2週間以降
(3) 土木施設等復興事業の推進	【企画管理課、交通政策課、道路課、緑道・道路構造物課】 ①計画に基づいて事業を推進する。 ②国、東京都及び民間事業者の協力を得て、電気、ガス、上下水道、通信等のインフラ施設の復興を推進する。 ③事業の実施については、国庫補助事業等を積極的に活用する。	被災後、 3か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 土木施設等の応急復旧							
(2) 土木施設等の復興に関する基本方針・計画の立案							
(3) 土木施設等復興事業の推進							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

第 3 章

住 宅 の 復 興

項 目	1 住宅の被害状況の判定
対策名	(1) 住宅の応急危険度判定の実施
担当課	木密・耐震整備課、建築課、まちづくり課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

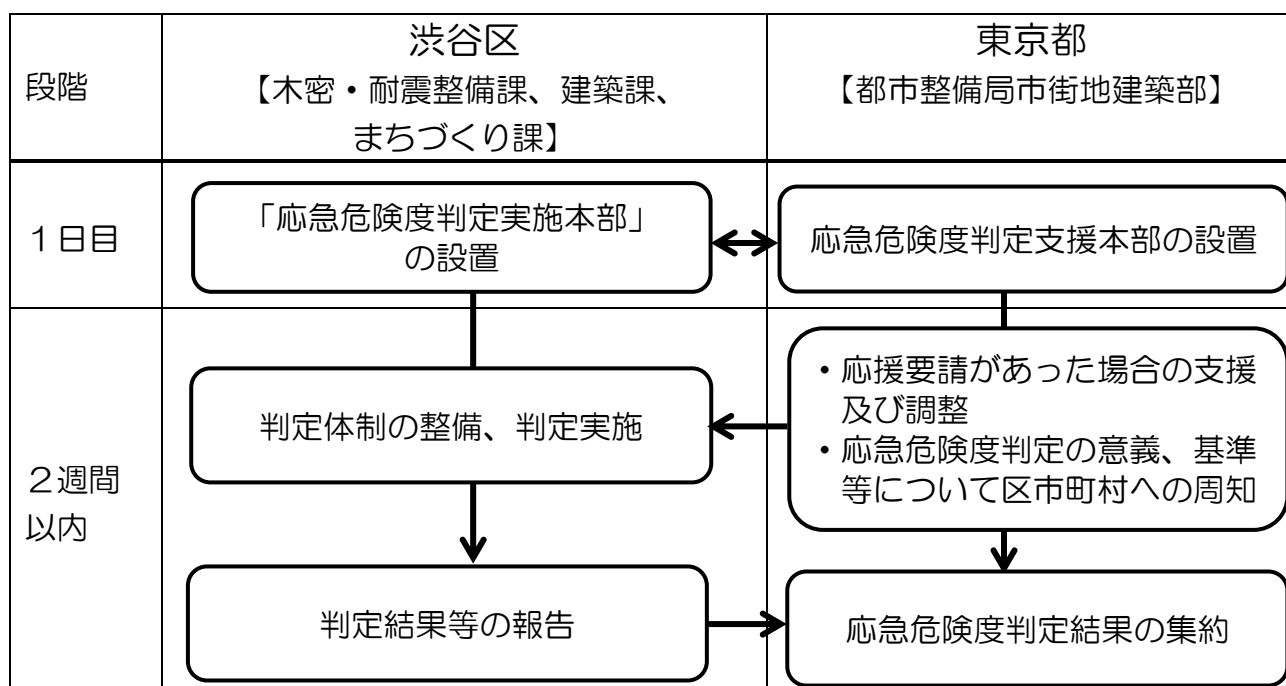
災害発生後、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。

なお、区営住宅等については区が、都営住宅等については東京都・東京都住宅供給公社等が応急危険度判定を行う。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-3-1 応急危険度判定対策班マニュアル

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 判定拠点の確保、資機材整備 ☐ 判定人員の確保、名簿の更新

項 目	1 住宅の被害状況の判定
対策名	(2) 区営住宅の被災度区分判定の実施
担当課	住宅政策課

対策概要

速やかな住宅の復旧・復興に向け、被災した区営住宅等について建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により、住宅の損傷の程度や状況を的確に把握する。

被災度区分判定は、建築物所有者や管理者が建築構造技術者等に依頼し実施する。

なお、区営住宅等については区が、都営住宅等については東京都・東京都住宅供給公社等が被災度区分判定を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
1 週間 程度	判定体制の整備、判定実施	・ 応援要請があった場合の支援及び調整 ・ 被災度区分判定の意義、基準等について区市町村への周知
1 週間 以降	判定結果等の報告	区市町村の管理する公共住宅の被災度区分判定結果の集約

事前対策

事前対策
☐ 被災度区分判定の周知等

第3章 住宅の復興
第1節 応急的な住宅の整備に向けた準備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被災度区分判定実施体制の整備	【住宅政策課】 ①区営住宅の被害状況及び応急危険度判定結果を踏まえ、被災度区分判定調査の実施可否を決定する。 ②要被災度区分判定実施施設リストを作成する。 ③要被災度区分判定実施施設リストに基づき、速やかに調査班を設置するとともに、東京都との連絡体制を構築する。	被災後、 1か月以内
(2) 被災度区分判定の実施	【住宅政策課】 ①「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準」に基づき実施する。	被災後、 3か月以内
(3) 東京都への報告	【住宅政策課】 ①被災度区分判定結果について、東京都に報告する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	3か月以降
(1) 被災度区分判定実施体制の整備							
(2) 被災度区分判定の実施							
(3) 東京都への報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 住宅の被害状況の判定
対策名	(3) 民間住宅の被災度区分判定の周知
担当課	建築課

対策概要

被災した住宅（応急危険度判定において、「危険」または「要注意」と判定された建築物）について建替えか補修かを判断するため、民間住宅の所有者や管理者が、建築構造技術者等に依頼し、被災度区分判定を実施できるよう、事前に被災度区分判定基準の周知を図るとともに、被災直後にも、速やかに基準の周知徹底を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【建築課】	東京都 【都市整備局市街地建築部・ 住宅政策本部住宅企画部】
1 週間 程度	被災度区分判定制度の周知	被災度区分判定の 意義、基準等の周知

事前対策

事前対策
☐ 被災度区分判定の周知等

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被災度区分判定の周知及び情報提供	【建築課】 ① 応急危険度判定の実施時期等に、被災度区分判定制度の周知や、被災度区分判定・復旧技術者の紹介など、制度活用に向けた情報提供を行う。	被災後、 1 週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	3か月以降
(1) 被災度区分判定の周知及び情報提供							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 住宅の被害状況の判定
対策名	(4) 住宅の被害状況の把握
担当課	税務課、国民健康保険課、高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、介護保険課、障がい者福祉課、都市計画課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

区は、被災直後において、公共住宅・民間住宅の被害概況を調査し、東京都に報告する。
東京都はこれに基づき、応急仮設住宅等の必要量を概算し、当面必要なる応急仮設住宅等の発注を行うとともに、住宅復興計画の策定に向けた準備を開始する。
その後、区は、引き続き住宅の被害状況を詳細に調査し、東京都に報告する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課】	東京都 【総務局総合防災部・福祉局総務部・住宅政策本部住宅企画部・住宅政策本部都営住宅経営部】
随時	家屋被害概況調査の分析	
1週間以内	被害概況の報告	被害概況調査の集約
1か月以内	- 家屋被害状況調査の把握 - 被災者生活実態調査の把握	- 家屋被害状況調査結果の集約 - 被災者生活実態調査結果の集約
1か月程度	被害状況の報告	各調査結果の分析、 応急住宅必要量の概算等

事前対策

事前対策
☐ 調査の実施体制の整備（渋谷区住家被害認定調査計画及びり災証明書発行計画・受援計画に記載） ☐ 調査に関する資料確認、e ラーニング受講の充実（毎年度実施） ☐ 各種被害情報が職員間で共有できるよう、システム・データベースの構築及び操作の習得

第3章 住宅の復興
第1節 応急的な住宅の整備に向けた準備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1)「優先調査地区」における現場確認の実施、調査結果の共有	P.57 第2章 1-2-(1) 家屋の被害状況、被害区域（災害種類別）、街区別の家屋被害割合 参照	被災後、 10日以内
(2)「優先調査地区」以外における現地確認(補足調査)の実施、調査結果の共有	P.57 第2章 1-2-(1) 家屋の被害状況、被害区域（災害種類別）、街区別の家屋被害割合 参照	被災後、 1か月以内
(3)被災者生活実態調査・報告	P.22 第1章 2-2-(1) 被災者生活実態調査の実施 参照	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1)「優先調査地区」における現場確認の実施、調査結果の共有							
(2)「優先調査地区」以外における現地確認(補足調査)の実施、調査結果の共有							
(3)被災者生活実態調査・報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 被災住宅の応急修理
対策名	(1) 被災住宅の応急修理（緊急）
担当課	住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

災害救助法が適用された地域内において、震災によって屋根や外壁等に被害を受けた民間住宅に対して、住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理を行う。

東京都は、応急修理実施要項（緊急）を決定し、協力業者への要請等を行う。

区は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の募集、発注・契約等を行う。

（参考マニュアル等）

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1_住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課・ 渋谷駅周辺計画調整担当課長】	東京都 【住宅政策本部民間住宅部】
被災 直後～	住宅相談窓口の設置準備・開設	・応急修理実施要領及び参考業者リストの通知 ・応急修理事務手続を区へ依頼
10日 以内	・応急修理の募集・選定 ・実施要領に基づく発注・契約 ・修理完了の確認・支払い手続等 ・東京都へ報告	修理が完了しない場合内閣府に協議

事前対策

事前対策
☐ 人員確保、応援体制の検討 ☐ 住宅の応急修理に係る事務手続き訓練への参加

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 応急修理の募集・選定の実施	【住宅政策課】 ①東京都が提示する実施要領を基に、募集・選定を実施する。	被災後、 10日以内
(2) 応急修理の発注・契約等	【住宅政策課】 ①応急修理実施要領に基づき発注・契約等を実施する。	被災後、 10日以内
(3) 修理完了	【住宅政策課】 ①10日以内に修理が完了しない場合、東京都を通じて内閣府に期間延長を協議する。 ②応急修理実施要領に基づき修理完了の確認、支払い手続等を行う。	被災後、 10日以内

項 目	1 被災住宅の応急修理
対策名	(2) 被災住宅の応急修理（必要最小限）
担当課	住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

災害救助法が適用された地域内において、震災によって大規模半壊、半壊、準半壊した民間住宅のうち、利用が可能な住家に対し、居住に必要な最低限度の応急修理を行う。

東京都は、応急修理実施要項（必要最小限）を決定し、協力業者への要請等を行う。

区は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の募集、発注・契約等を行う。

（参考マニュアル等）

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1_住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長】	東京都 【住宅政策本部民間住宅部】
被災直後～	住宅相談窓口の設置準備・開設	・応急修理実施要領及び参考業者リストの通知 ・応急修理事務手続を区へ依頼
10日以内	・応急修理の募集・選定 ・実施要領に基づく発注・契約	
3か月以内	・修理完了の確認・支払い手続等 ・東京都へ報告	・修理が完了しない場合内閣府に協議 ・災害救助費負担金の手続

事前対策

事前対策
☐ 人員確保、応援体制の検討 ☐ 住宅の応急修理に係る事務手続き訓練への参加

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 応急修理の募集・選定の実施	【住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長】 ①東京都が提示する実施要領を基に、募集・選定を実施する。	被災後、 10日以内
(2) 応急修理の発注・契約等	【住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長】 ①応急修理実施要領に基づき発注・契約等を実施する。	被災後、 10日以内
(3) 修理完了	【住宅政策課、渋谷駅周辺計画調整担当課長】 ①3か月以内に修理が完了しない場合、東京都を通じて、内閣府に期間延長を協議する。 ②施工業者等からの完了報告を受け、修理完了について調査・確認する。 ③完了について確認・検査の上、精算払の請求を受け、支払手続を行う。 ④災害救助費負担金の手続を、東京都を通じて行う。	被災後、 3ヶ月以内

項 目	2 応急的な住宅の整備
対策名	(1) 公的住宅等の空き住戸の確保
担当課	住宅政策課

対策概要

東京都からの一時提供住宅供与の協力要請を受け、利用可能な公営住宅等を確保し、東京都に報告する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
1 週間 以降	- 一時提供住宅として利用可能な住宅の調査 - 東京都へ報告	区市町村への一時提供住宅供与の協力要請、集約

事前対策

事前対策
☐ 住宅リスト様式の整備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 一時提供住宅の確保	【住宅政策課】 ①東京都からの協力要請に基づき、一時提供住宅として利用可能な住宅を調査し、確保する。 ②東京都への報告を行う。	被災後、 1 週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	3 か月	6 か月	6 か月以降
(1) 一時提供住宅の確保							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 応急的な住宅の整備
対策名	(2) 応急仮設住宅等の建設
担当課	都市計画課、住宅政策課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

応急仮設住宅の建設にあたっては、公有地をはじめ、多様な用地を確保し対応する。

- ①東京都オープンスペース等利用計画などにより確保された公有地等
- ②個人等により、提供・確保された民有地（他の被災者の建設型応急住宅を提供する場合に限る。）
- ③民有地の確保に際しては、都市計画事業との調整に配慮する。

想定される入居者層の世帯規模や高齢者・障がい者等の利用に配慮するほか、公共施設、社会福祉施設、生活利便施設等へのアクセスなど、可能な限り、想定される入居者ニーズに配慮する。加えて、火災・救急等に係る安全にも配慮する。必要に応じて、団地内の自治活動のための集会施設等を付設する。

なお、被災市街地復興土地区画整理事業の活用により、事業認可前であっても都市計画決定後において、事業用仮設住宅を先行設置して応急仮設的に利用するなど、関係部署と連携しながら、多様な手法を用いて仮設住宅の供給を図る。

（参考マニュアル等）

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1_住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課、住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部都営住宅経営部】
2週間 以内	民有地提供の情報収集、 用地調査の実施	建設可能用地の確保
着工後	工事監理等の協力	必要に応じて工事監理の 協力依頼

事前対策

事前対策
☐ 応急仮設住宅建設可能用地の事前把握（都市計画課）

項 目	2 応急的な住宅の整備
対策名	(3) 賃貸型応急住宅の提供
担当課	住宅政策課

対策概要

東京都は、事前協定に基づき、関係団体に対して、民間賃貸住宅の提供の協力を依頼し、応急仮設住宅として被災者に供与する。なお、供与の方法としては、被災者が自ら物件を探す方式（自ら探す方式）と要配慮者等に物件を紹介する方式（マッチング方式）を災害の規模等に応じて採用する。

都の依頼に基づき、区は都が確保した民間賃貸住宅の借上げの手續に伴い発生する事務に協力する（災害救助法に基づく事務委任については、総務局総合防災部が区に対して実施する）。

（参考マニュアル等）

- ・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1 住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部都営住宅経営部】
被災直後		賃貸型応急住宅の供与に係る基本方針及び実施要領の作成 標準附帯設備の供給準備
～ 1か月	民間賃貸住宅の借上げの手續に伴い発生する事務工事監理等の協力	民間賃貸住宅の確保 供給時期の決定

事前対策

事前対策
☐ 関係団体等との連携 ☐ 賃貸型応急住宅の供与に係る事務手續訓練への参加

項目	3 入居者の募集・選定・入居手続き
対策名	(1) 入居者の募集・選定・入居手続き
担当課	都市計画課、住宅政策課
支援課	デジタルサービス課、ICT センター、副参事（行政 DX 推進担当課長）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

入居募集にあたっては、被災者に対し、募集情報を迅速かつ的確に伝達する。

区は、東京都からの依頼を受け、入居者の募集、選定等を行う。入居手続きについては、区及び東京都の入居者選定に基づき、住宅管理者等が行う。

なお、募集から入居、その後の管理まで含めて、迅速かつ円滑化を図るため、デジタル化された被災者台帳を活用するなど、支援課と連携した業務実施を行う必要がある。

（参考マニュアル等）

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1_住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課、住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
1 週間 以降	- 必要戸数の確認 - 東京都へ割り当てを依頼	区に割当計画を提示
1 か月 以降	- 入居者の募集・選定 - 選定結果を都に通知	区に募集・選定を依頼
1 か月 以降	- 入居手続き - 入居者名簿を都へ報告	区に入居手続きを依頼

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

項 目	4 入居者の管理
対策名	(1) 応急仮設住宅入居者の管理
担当課	住宅政策課

対策概要

東京都は区に入居者管理事務を依頼し、区は応急仮設住宅・一時提供住宅等の入居者に対して、その安否確認を行うとともに、生活支援サービスを実施する。

また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力での住まい確保への支援を行う。

(参考マニュアル等)

- ・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 8-1-1_住宅支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部、 民間住宅部】
入居後	・ 入居者名簿を作成し、都に報告 ・ 管理台帳を作成 ・ 民間賃貸住宅における家賃等の支払い、都への報告	区市町村に入居者管理事務を依頼
	入居者調査を実施し、都へ結果報告	・ 入居者調査の調査内容、方法等の協議 ・ 調査結果の集約
	・ 巡回相談の実施 ・ 相談内容等を集計し、都へ報告	巡回相談内容等の集約

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築 ☐ 入居管理及びコミュニティ形成等支援体制の整備

項 目	1 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定
対策名	(1) 恒久的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定
担当課	住宅政策課

対策概要

区は、公営住宅等の建替え・補修・新築による供給可能戸数を調査し、東京都に報告する。
東京都は、これらの報告により、恒久的な住宅について、供給主体別（公・民）に供給可能量を算定する。

また、東京都は、家屋被害状況調査報告とともに発災直後に実施する被災者生活実態調査の結果等を総合的に分析し、恒久的な住宅の全体必要量を算定する。

さらに、東京都は、恒久的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数を決定し、供給量を算定する。

なお、公営住宅等の供給量については、東京都と区の役割分担に留意して決定する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
1 か月以降	区営住宅等の補修・建替え戸数の把握	報告 区市町村の公営住宅等の建替え・補修・新築による供給可能戸数調査結果の集約

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 区営住宅等の補修・建替え戸数の把握・報告	【住宅政策課】 ①住宅被災度区分判定により取壊し又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を把握し、都住宅政策本部に報告する。	被災後、 1か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 区営住宅等の補修・建替え戸数の把握・報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 住宅復興計画の策定
対策名	(1) 住宅復興計画の策定
担当課	住宅政策課
支援課	都市計画課

対策概要

被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期にその生活の安定を図る。このため、住宅の被害状況を的確に把握し、建設主体、形態別の住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。住宅復興計画は、住宅マスタープラン等平時の取組も踏まえつつ、渋谷区震災復興計画の住宅分野の計画として策定する。

なお、区は、住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部都営住宅経営部・ 住宅企画部】
1 か月 以内	住宅被害状況の把握・分析	
6 か月 以内	住宅復興計画の策定	東京都の住宅復興計画原案 の照会

事前対策

事前対策
☐ 住宅復興計画の策定方針の検討 (資料Ⅳ 参考資料 5 住宅の復興 1 住宅復興計画のフレーム案)

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 住宅被害状況の把握・分析	【住宅政策課】 ①発災直後に災害対策本部に集積する情報等を基に、応急仮設住宅等の必要量の概算等に必要な家屋被害状況の把握、分析を行う。	被災後、 1か月以内
(2) 住宅復興計画の策定	【住宅政策課】 ①東京都からの照会に基づき、東京都の住宅復興計画原案について、意見具申を行う。 ②住宅復興計画のフレーム案（資料参照）をもとに、住宅復興計画原案を策定する。策定にあたっては、スケジュールの作成、必要に応じて検討会議・委員会等を設置する。 ③東京都へ意見照会を行い、調整する。 ④プレス発表・広報を行い、渋谷区住宅復興計画原案を周知する。 ⑤各方面からの提言を踏まえて計画を策定し、震災復興本部会議において、震災復興計画の一部として決定する。 (P.25 (1) 震災復興方針及び震災復興計画の策定 参照)	被災後、 6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1か月	3か月	6か月	1年	1年半 6か月	2年	2年 以降
(1) 住宅被害状況の把握・分析							
(2) 住宅復興計画の策定							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 公営住宅の整備等
対策名	(1) 公営住宅等の新築・建替、買取・借上
担当課	住宅政策課

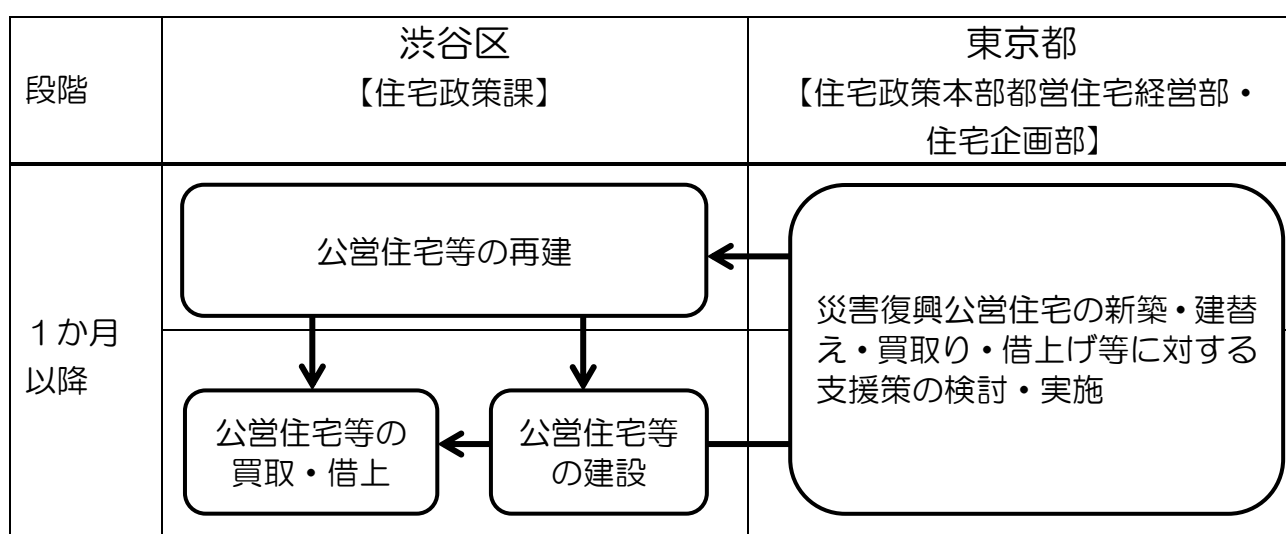
対策概要

公営住宅等の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進する。

自力での住まい確保のための各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅等の供給を図る。その際、福祉施設等の併設などにも配慮する。

東京都は、区市町村等の災害復興公営住宅等の供給支援を図る。被災度区分判定により、建替えが必要となった公営住宅等については、速やかに建替え等を行う。また、用地の取得が困難である一方、迅速な供給が求められることから、買取・借上による公営住宅等の供給を併せて行う。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 買取・借上公営住宅等について、実施要綱、認定基準、入居資格等の標準案作成

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 公営住宅等の再建	【住宅政策課】 ①被災度区分判定の結果に基づき、建替え等を行う。	被災後、 1か月以降
(2) 公営住宅等の買取・借上	【住宅政策課】 ①買取・借上公営住宅実施要綱（仮称）に基づき、土地所有者等の申請を受理する。 ②買取・借上住宅の認定基準に従って、物件の審査・認定を行う。 ③適格な住宅については、所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結する。	
(3) 公営住宅等の建設	【住宅政策課】 ①新規供給に係る用地が不足する場合には、買取及び借上型の設置についても検討し、用地を確保する。 ②公営住宅等の建設の例に準じ、適宜、住宅説明会を開催する。 ③公営住宅等の建設を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 公営住宅等の再建							
(2) 公営住宅等の買取・借上							
(3) 公営住宅等の建設							

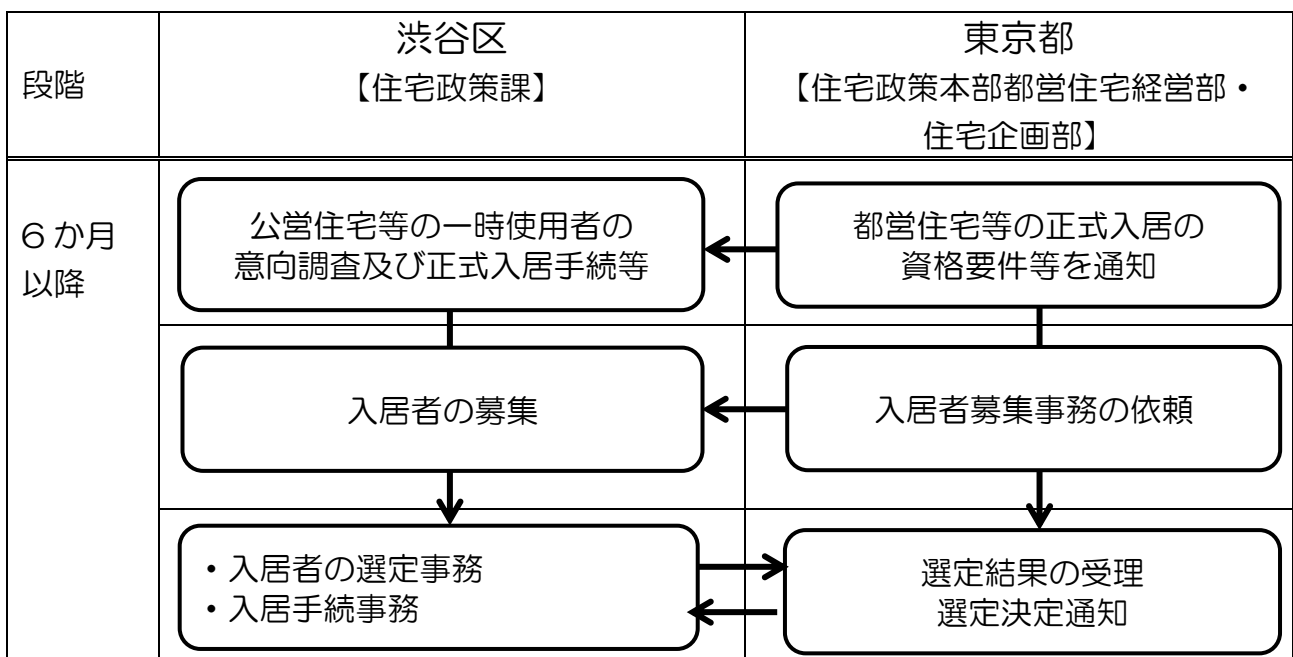
黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 被災者の円滑な入居
対策名	(1) 被災者の円滑な入居
担当課	住宅政策課

対策概要

公営住宅等の入居募集にあたって、被災者に対して募集情報を迅速かつ的確に伝達する。
入居者の選定については、住宅に困窮する低額所得者のうち、高齢者や障がい者などを優先するとともに、住宅団地などの従前コミュニティの維持や、従前居住地からの距離などにも配慮する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 公営住宅等の一時使用者の意向調査及び正式入居手続等	【住宅政策課】 ①東京都は、区に、都営住宅等の正式入居の資格要件等を通知し、都営住宅等の一時入居者に対して、正式入居の意向調査を実施する。 ②区は、区営住宅等の一時入居者に対する正式入居の意向調査を実施するとともに、東京都に調査結果を報告する。 ③区営住宅等の正式入居手続等を行う。	被災後、 6か月以降
(2) 入居者の募集	【住宅政策課】 ①区は、東京都の依頼に応じて入居者募集事務を行う。 ②募集情報の提供にあたり、以下に配慮する。 - 各住宅の管理者に、一時提供住宅入居者への募集情報の提供を依頼する。 - 被災者に募集情報を提供する。 - 応急仮設住宅入居者に対して、募集情報を提供する。	
(3) 入居者の選定	【住宅政策課】 ①選定基準に基づき、入居者の選定を行う。 ②選定事務及び入居手続事務を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1か月	3か月	6か月	1年	1年半 6か月	2年	2年 以降
(1) 公営住宅等の一時使用者の意向調査及び正式入居手続等							
(2) 入居者の募集							
(3) 入居者の選定							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 マンションの再建に対する支援
対策名	(1) マンション建替えの合意形成、建替え・補修に係る支援
担当課	住宅政策課

対策概要

被災した分譲マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、マンション建替え・改修アドバイザーの派遣などにより支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災した分譲マンションの建替え及び補修等に対して支援を行う。

区は、東京都が決定したマンション再建支援内容の広報や募集事務等を行う。さらに、被災した既存不適格建築物等のマンション建替えについては、東京都が指定を行う建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部民間住宅部・ 都市整備局市街地建築部】
1 か月 以降	マンション管理組合等からの要請 に基づくアドバイザー派遣要請	マンション建替え・改修ア ドバイザー制度による派遣
3 か月 以降	合意形成等に係る 支援事業の実施	支援事業の決定
	・マンション改良工事助成事業の実施 ・都市居住再生促進事業の活用	補助金の交付
	マンションの建替え支援	区域指定、総合設計制度に 関する助言

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) アドバイザーの派遣	【住宅政策課】 ①分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度の周知を図る。 ②マンション管理組合等から、マンションの再建についてのアドバイザーの派遣要請があった場合は、(財)東京都防災・建築まちづくりセンターに派遣要請する。	被災後、 1か月以降
(2) 合意形成等に係る支援事業の実施	【住宅政策課】 ①東京都が決定した支援事業の内容について周知を図る。 ②東京都が決定した支援制度の対象、補助内容についての募集及び資格審査事務を行い、東京都に審査結果を報告する。 ③東京都からの選定決定通知により、手続事務を行う。	被災後、 3か月以降
(3) マンション改良工事助成事業の実施	【住宅政策課】 ①東京都が決定した助成事業の内容について、周知を行う。	
(4) 都市居住再生促進事業の活用	【住宅政策課】 ①東京都が決定した事業の内容について周知を行う。 ②申請に基づき、審査を行い、採択するか否かを決定する。 ③法令等の定めに従い、東京都・国からの補助金の交付を受ける。	
(5) 被災した既存不適格建築物等のマンション建替え支援	【住宅政策課】 ①東京都が指定を行う建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度を活用して被災した既存不適格建築物等のマンションの再建支援を図る。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) アドバイザーの派遣							
(2) 合意形成等に係る支援事業の実施							
(3) マンション改良工事助成事業の実施							
(4) 都市居住再生促進事業の活用							
(5) 被災した既存不適格建築物等のマンション建替え支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 住宅資産活用等による住宅再建支援
対策名	(1) 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援
担当課	住宅政策課

対策概要

高齢者等の被災者の定住を支援するため、東京都は、被災者が再建資金不足等により住宅再建が困難な場合に、資産を活用した支援を行う。特に、被災後においては平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災者が良質な住宅を確保できるよう関係機関等と連携して支援する。

また、多くの被災者が良質な民間賃貸住宅を確保できるよう、土地資産の有効活用を支援しつつ、民間賃貸住宅の供給支援を図る。

区は、東京都が決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
3か月以降	支援事業の情報提供	支援事業の検討・創設

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 支援事業の情報提供	【住宅政策課】 ①東京都が決定した支援事業の内容について、周知を行う。	被災後、 3か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 支援事業の情報提供							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 住宅資産活用等による住宅再建支援
対策名	(2) 民間住宅の供給支援
担当課	住宅政策課

対策概要

被災者が良質な住宅を取得できるよう、東京都は、都市居住再生促進事業を活用した建設費の補助等による、民間住宅の供給支援を行う。

区は、東京都が決定した事業（都市居住再生促進事業）について募集情報の掲載、募集事務、資格審査等を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
3か月以降	- 支援事業の周知 - 各種事務手続き	- 支援事業の検討・創設 - 補助金の交付

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 都市居住再生促進事業の実施	【住宅政策課】 ①東京都が決定した事業の実施に係る内容について、周知を図る。 ②募集事務及び資格審査事務を行うとともに、東京都に審査結果を報告する。 ③東京都からの選定決定通知に基づき、手続事務を行う。 ④法令等の定めに従い、東京都・国からの補助金の交付を受ける。	被災後、 3か月以降

※土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援

都は、多くの被災者が良質な民間賃貸住宅を確保できるよう、新たに賃貸住宅を供給しようとする土地所有者等に対して支援を行う等、土地資産の有効活用を支援することにより、民間賃貸住宅の供給支援を図る。特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。

都が事業実施する場合は、区の広報誌等に募集情報を掲載する。

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 都市居住再生促進事業の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 民間賃貸住宅入居支援
対策名	(1) 民間賃貸住宅入居者に対する支援
担当課	住宅政策課

対策概要

渋谷区居住支援協議会※と連携し、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。

応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などを支援する。

区は、東京都が決定した支援事業について募集情報の掲載、募集事務、資格審査等を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部】
3か月 以降	・居住支援協議会の活用 ・支援事業の周知 ・各種事務手続き	支援事業の検討・創設

事前対策

事前対策
☐ 区居住支援協議会の運営

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 民間賃貸住宅入居者支援事業の実施	【住宅政策課】 ①居住支援協議会を活用し、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居促進に向けた支援策を検討・実施する。 ②東京都が決定した事業の実施に係る内容について、周知を図る。 ③募集事務及び資格審査事務を行うとともに、東京都に審査結果を報告する。 ④東京都からの選定決定通知に基づき、手続事務を行う。	被災後、 1年6か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1か月	3か月	6か月	1年	1年6か月	2年	2年以降
(1) 民間賃貸住宅入居者支援事業の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

＜居住支援協議会とは？＞

高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅の確保に配慮を要する方々が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、必要な支援策を実施する組織

項 目	4 住まい・まちづくり推進体制
対策名	(1) 住まい・まちづくり活動への支援
担当課	住宅政策課

対策概要

東京都は、建築物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、住まい・まちづくりに関する多様な情報提供の仕組みを構築することにより、住まい・まちづくり活動を支援し、良質な住宅供給に努める。

区は、東京都が決定した支援事業について、地域への情報提供・募集事務等を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【住宅政策課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部・ 市街地整備部】
3か月 以降	- 支援事業の周知 - 各種事務手続き	住まい・まちづくり活動支援事業 の内容決定

事前対策

事前対策

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 支援事業の実施	【住宅政策課】 ①東京都が決定した住まい・まちづくり活動への支援事業の実施に係る内容について、周知を図る。 ②募集事務等を行う。 ③都の支援事業については、募集結果を（一財）東京都防災・建築まちづくりセンターに通知する。	被災後、 3か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1か月	3か月	6か月	1年	1年 6か月	2年	2年 以降
(1) 支援事業の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 住まい・まちづくり推進体制
対策名	(2) まちづくりとの連携
担当課	都市計画課、住宅政策課
支援課	まちづくり推進部各課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

建築物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となって良質な住宅供給に努める。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市計画課・住宅政策課】	東京都 【住宅政策推進部・都市整備局市街地整備部】
1か月以降	復興住宅供給協議会（仮称）の設置	
3か月以降	東京都が決定した支援事業の実施に係る周知及び事務手続き	支援事業の決定
6か月以降	組合施行による民間開発等による住宅供給（市街地再開発事業等）の実施	

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 復興住宅供給協議会（仮称）の設置	【都市計画課・住宅政策課】 ①都が設置する「復興住宅供給協議会（仮称）」（生産者団体、不動産業界団体、消費者団体、国、東京都、区市町村などから構成）に参加し、各種復興事業などについての周知連絡、情報交換を図る。 ②協議会における狭小・欠陥住宅建設防止、劣悪な住環境形成防止に関する協力体制等について検討する。	被災後、 1か月以降
(2) 東京都が決定した支援事業の実施	【都市計画課・住宅政策課】 ①東京都が決定した支援事業の実施に係る内容について、周知を図る。 ②募集事務及び資格審査事務を行う。 ③選定決定を通知、事務手続を行う。	被災後、 3か月以降
(2) 民間開発等による住宅供給	【都市計画課・住宅政策課】 ①組合施行による市街地再開発事業等について、都市計画手続等を経て事業化を図る。	被災後、 6か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	2年	2年以降
(1) 復興住宅供給協議会（仮称）の設置							
(2) 東京都が決定した支援事業の実施							
(3) 民間開発等による住宅供給							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 住まい・まちづくり推進体制
対策名	(3) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進
担当課	都市整備部各課

対策概要

被災後において都市づくりを進めるに当たっては、各地域における都市計画・事業計画の実現を図る中で、人にやさしいまちづくりを進め、身近な生活の安全の向上を目指す必要がある。

住宅の復興に当たっては、都市復興のプロセスと十分な調整・連携を図り、甚大な被害を受けた地域の重点的復興・整備を図るとともに、耐震・不燃化の促進による安全な住宅・住環境の整備に努め、災害に強い都市づくりを進める。

また、住宅・住環境のバリアフリー化を推進し、日常生活の安全性・快適性の向上を図り、安全で快適な福祉のまちづくりを計画的に進める。

さらに、災害廃棄物等の処分を円滑に進め、住宅復興・都市復興を促進する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【都市整備部各課】	東京都 【住宅政策本部住宅企画部・総務部】
6か月以降	安全で快適な住宅・住環境の整備	
建設時	福祉のまちづくりの推進	
撤去時	災害廃棄物等の処分及び発生の抑制等	

事前対策

事前対策
☐ 東京都との連携体制の構築

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 安全で快適な住宅・住環境の整備	【都市整備部各課】 ①被災後の東京を災害に強い都市とするためには、耐震・不燃化の促進が必要となるため、都と連携し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の基盤整備事業を推進するとともに、不燃建築物への建替え等を促進し、安全なまちづくりを推進する。	被災後、 6か月～
(2) 福祉のまちづくりの推進	【建築課】 ①震災後のまちづくりにおいては、災害に強い都市づくりと並んで、全ての人にやさしいまちづくりを進める必要があるため、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて指導する。	建設時
(3) 災害廃棄物等の処分及び発生の抑制等	【建築課】 ①地球環境の保全及び循環型社会の形成の視点から、応急仮設住宅などの撤去に伴い、発生する不要資材及び住宅設備等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づいて指導する。 ②また、被災住宅の撤去等にあたって、リサイクルの徹底が図られるよう、普及啓発に努める。	被災後、 撤去時

《対策実施スケジュール》

対策項目	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	2年	2年以降
(1) 安全で快適な住宅・住環境の整備							
(2) 福祉のまちづくりの推進							
(3) 災害廃棄物等の処分及び発生の抑制等							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

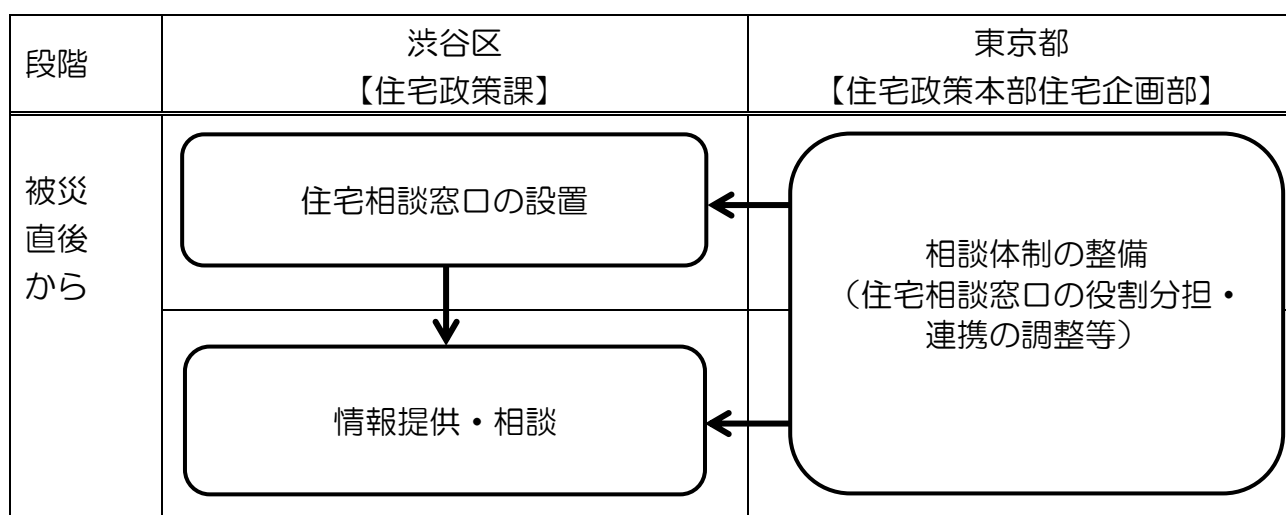
項 目	5 情報提供及び相談の実施
対策名	(1) 情報提供・相談体制の整備
担当課	住宅政策課

対策概要

住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、被災直後の応急対策から、本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。

こうしたニーズに対応し、被災者の自力での住まいの確保を促進するため、被災者総合相談所に住宅相談窓口を設置するなど、関係団体等と連携・協力を図りながら、住宅再建に係る各種事業等の情報提供や相談を行う。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 相談体制の整備（相談窓口の役割分担・連携の調整等）

第3章 住宅の復興
第4節 自力での住まい確保への支援

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 住宅相談窓口の設置	【住宅政策課】 ①臨時相談窓口の設置に伴い、住宅相談窓口を設置する。 (P.47 第1章9-2-(1)相談体制の整備・運営(被災者総合相談所の設置) 参照) ②臨時相談窓口から被災者総合相談所への移行に対応する。 ③東京都または区が設置する地区復興センターに住宅相談窓口を設置する。 (P.81 第2章3-3-(1)第二次建築制限 参照) ④情報提供・相談体制を整備する。 - 被災後のニーズ変化に対応した情報提供・相談体制を整備する。 - 関係団体等に設置への協力・派遣を要請する。	被災直後から
(2) 情報提供・相談	【住宅政策課】 ①広報やマスコミ等により、窓口の設置場所や提供する情報・相談内容等を周知する。 ②簡易な情報については、広報・マスコミを活用して提供するとともに、他の相談窓口、関係機関に対しても提供を依頼し、対応を依頼する。 ③東京都及び復興基金等で実施される住宅関連支援事業等の情報提供を行う。 ④災害時に係る住宅情報を一元的に提供するホームページ(HP)の整備を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 住宅相談窓口の設置							
(2) 情報提供・相談							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

第 4 章

暮らしの復興

項 目	1 地域福祉需要の把握等
対策名	(1) 地域福祉需要の把握(福祉)
担当課	高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、介護保険課、障がい者福祉課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

要配慮者やその介助者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。福祉需要と福祉施設の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-2-1_福祉避難所班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、介護保険課、障がい者福祉課】	東京都 【福祉局総務部・生活福祉部・高齢者施策推進部・障害者施策推進部】
被災直後から	- 施設の被災状況調査 - 被害、再開時期確認【民間施設】	要配慮者の状況を把握し、適切な供給体制の確保に向けた支援
2か月以内	- 福祉ニーズ調査 - 必要に応じた補足調査の実施	
	都への調査結果の報告	全体的な要配慮者の状況の把握

事前対策

事前対策
☐ 地域福祉需要調査実施体制の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 社会福祉施設の復旧調査	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①区立施設の被災状況を調査し、東京都に報告をする。 ②民間施設の被害状況及び再開の可否、再開の時期について報告を求める。	被災後、 2週間以内
(2) 地域福祉需要調査	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①被災者生活実態調査を行う際に、要配慮者を的確に把握し、基本的な福祉ニーズの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。 ②調査人員体制が不足する際は、他部等に応援を要請する。	被災後、 2か月以内
(3) 調査結果の報告	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①調査結果を集計し、復興本部への報告を行う。 ②福祉施設の被害状況を集約し、都へ報告を行う。 区立施設・・・総務局 法人立施設・・・福祉局	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	3か月以降
(1) 社会福祉施設の復旧調査							
(2) 地域福祉需要調査							
(3) 調査結果の報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 地域福祉需要の把握等
対策名	(2) 子育て支援需要の把握(保育等)
担当課	子ども家庭部全課

対策概要

子育て世帯の住宅、支援施設等の被災は新たな子育て需要を発生させる。子育て施設等の再開状況を把握し、増大する子育て支援需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。
緊急的に保育を必要とする家庭等に対しては、応急保育を実施する。

(参考マニュアル等)

- ・渋谷区災害時職員行動マニュアル 6-1-1_保育園班マニュアル、6-2-1_子ども施設班マニュアル、6-3-1_子ども家庭支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【子ども家庭部全課】	東京都 【福祉局子供・子育て支援部】
被災直 後から	・社会福祉施設の復旧調査の実施 ・被害、再開時期確認【民間施設】	要配慮者の状況を把握し、適切な供給体制の確保に向けた支援
2か月 以内	・地域福祉需要調査の実施 ・必要に応じた補足調査の実施	
	緊急的な一時保育（応急保育）の実施	全体的な要配慮者の状況の把握

事前対策

事前対策
☐ 地域福祉需要調査実施体制の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 子育て支援施設の復旧調査	【子ども家庭部全課】 ①区立施設の被災状況を調査する。 ②民営・法人立施設の被害状況及び再開の可否、再開の時期について報告を求める。	被災後、 2週間以内
(2) 子育て支援需要調査	【子ども家庭部全課】 ①要支援世帯等を的確に把握し、基本的な子育て支援サービスの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。 ②調査人員体制が不足する際は、他部等に応援を要請する。	被災後、 2か月以内
(3) 調査結果の報告	【子ども家庭部全課】 ①調査結果を集計し、復興本部への報告を行う。 ②調査結果から提供するサービスの種類と時期を決定する。 ③子育て支援施設の被害状況を集約し、都へ報告を行う。 区立、公設民営保育所・・・総務局 私立保育所・・・・・・福祉局	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	3か月以降
(1) 子育て支援施設の復旧調査							
(2) 子育て支援需要調査							
(3) 調査結果の報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 地域福祉需要の把握等
対策名	(3) 一時入所の実施（福祉施設）
担当課	高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、障がい者福祉課

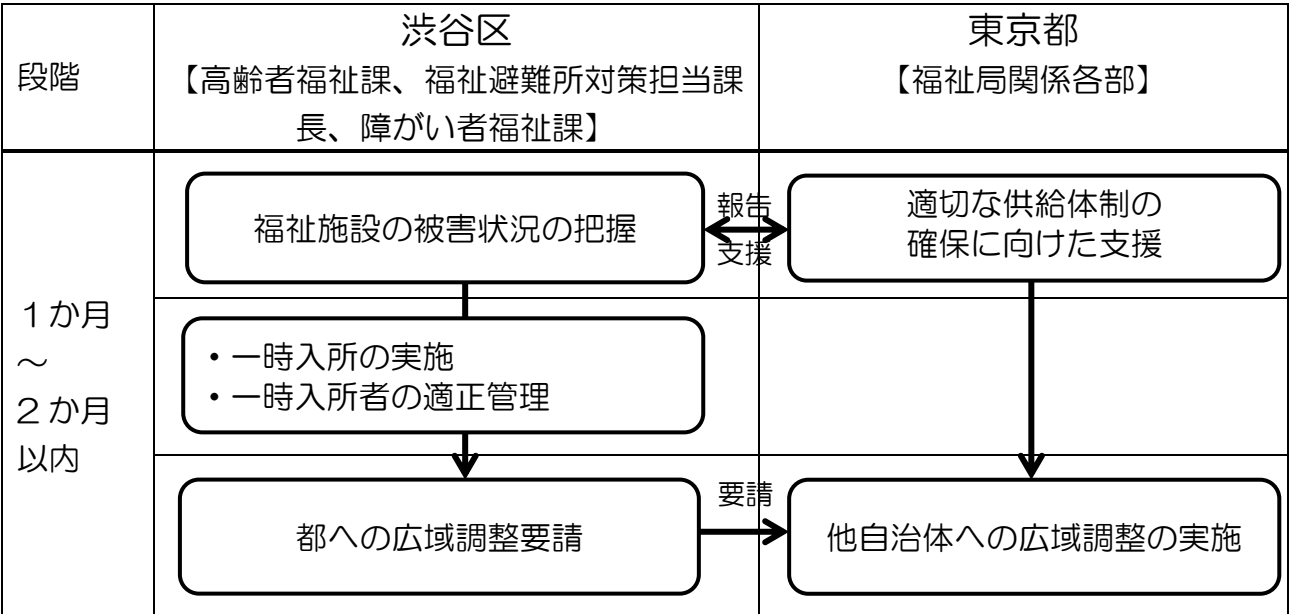
※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災後の福祉需要に対応するため、高齢者福祉施設、障害者福祉施設などの被害状況を把握するとともに、一時的に施設入所が必要となった被災者の入所について調整を行う。
受入施設が不足する場合は、一時入所可能な施設の情報提供、広域調整を都に要請する。

(参考マニュアル等)
・渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-2-1_福祉避難所班マニュアル

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 区の福祉施設一覧の作成
☐ 一時入所者集計様式の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 福祉施設の被害状況把握	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①福祉施設の被害状況を把握する。区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断するとともに、早期に機能回復できるよう応急修理を行うなど、再開に向けた準備を行う。	被災後、 2か月以内
(2) 受入可能数の把握	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①一時入所が可能な施設及び受入れ可能人数について情報収集を行う。	
(3) 一時入所の実施	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①一時的に施設入所が必要となった高齢者等を対象に一時入所調整を行う。 ②受入施設が不足する場合には、都に対して広域調整を要請する。	
(4) 入所者の適正管理	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①一時入所者の適正管理を行う。	被災後、 2か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	1か月	2か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 福祉施設の被害状況把握							
(2) 受入可能数の把握							
(3) 一時入所の実施							
(4) 入所者の適正管理							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	1 地域福祉需要の把握等
対策名	(4) 一時入所の実施（児童施設）
担当課	子ども家庭部各課

対策概要

被災後の福祉需要に対応するため、児童施設などの被害状況を把握するとともに、一時的に施設入所が必要となった被災者の入所について調整を行う。

受入施設が不足する場合は、一時入所可能な施設の情報提供、広域調整を都に要請する。

（参考マニュアル等）

・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 6-1-1_保育園班マニュアル、6-2-1_子ども施設班マニュアル、6-3-1_子ども家庭支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【子ども家庭部各課】	東京都 【福祉局関係各部】
1 か月 ～ 2 か月 以内	児童施設の被害状況の把握	適切な供給体制の確保に向けた支援
	・ 一時入所の実施 ・ 一時入所者の適正管理	
	都への広域調整要請	他自治体への広域調整の実施

事前対策

事前対策
☐ 区の児童福祉施設一覧の作成
☐ 一時入所者集計様式の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 児童施設の被害状況把握	【子ども家庭部各課】 ①児童施設の被害状況を把握する。区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断するとともに、早期に機能回復できるよう応急修理を行うなど、再開に向けた準備を行う。	被災後、 2か月以内
(2) 受入可能数の把握	【子ども家庭部各課】 ①一時入所が可能な施設及び受入れ可能人数について情報収集を行う。	
(3) 一時入所の実施	【子ども家庭部各課】 ①一時的に施設入所が必要となった児童等を対象に一時入所調整を行う。 ②受入施設が不足する場合には、都に対して広域調整を要請する。	
(4) 入所者の適正管理	【子ども家庭部各課】 ①一時入所者の適正管理を行う。	被災後、 2か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	1か月	2か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 児童施設の被害状況把握							
(2) 受入可能数の把握							
(3) 一時入所の実施							
(4) 入所者の適正管理							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会福祉施設等の再建
対策名	(1) 社会福祉施設等の再建（区立福祉施設）
担当課	地域福祉課、高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、障がい者福祉課、生活支援課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

各施設の被害状況の把握後、区有施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域福祉課・高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課・生活支援課】	東京都 【福祉局総務部・生活福祉部・高齢者施策推進部・子供・子育て支援部・障害者施策推進部】
1 か月以内	- 被害状況の把握 - 応急修理等の実施	被害情報の把握
	再建計画の策定	
6 か月以内	再建の実施	国費、都費の補助

事前対策

事前対策
☐ 対象施設のリストアップ ☐ 災害時の連携体制の検討（所管施設等との連絡会等を活用）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【地域福祉課・高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課・生活支援課】 ①施設所管課は、区立福祉施設の被害状況について、東京都等関係機関と協力して被害状況を把握する。 なお、区有施設の点検は、区有施設班マニュアルに基づき実施する。点検結果に基づき、必要に応じて被災度区分判定を実施する。	被災後、1か月以内
(2) 応急修理等の実施	【地域福祉課・高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課・生活支援課】 ①区有施設の被害状況を整理し、施設所管課が必要な応急修理や仮設施設の設置等を検討する。	
(3) 再建計画の策定	【地域福祉課・高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課・生活支援課】 ①整備が必要な区有施設に関しては再建計画を作成する。	
(4) 再建の実施	【地域福祉課・高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課・生活支援課】 ①被害状況を東京都福祉局へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 ②収集した再開情報は適宜区民に周知する。	被災後、6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 応急修理等の実施							
(3) 再建計画の策定							
(4) 再建の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会福祉施設等の再建
対策名	(2) 社会福祉施設等の再建（民間福祉施設）
担当課	高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、障がい者福祉課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

各施設の被害状況の把握後、民間法人福祉施設に関しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を支援する。また、再建のための支援を国、東京都と協力して行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【高齢者福祉課、福祉避難所対策担当課長、障がい者福祉課】	東京都 【福祉局総務部、生活福祉部、高齢者施設推進部、子供・子育て支援部、障害者施策推進部】
1 か月以内	- 被害状況の把握 - 応急修理等の実施	応急修理の支援 (主に民間施設)
6 か月以内	- 再建支援方策の検討 - 国・都への補助申請	国費、都費の補助

事前対策

事前対策
☐ 対象施設のリストアップ

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①施設所管課は、福祉施設の被害状況について、東京都等関係機関と協力して被害状況を把握する。 なお、応急危険度判定は、災対建設部応急危険度判定班が実施する。応急危険度判定において、注意・危険と判定された場合や、建物の被害が甚大な場合は、被災度区分判定を実施する。建築物所有者や管理者が建築構造技術者等に依頼し実施する。	被災後、 1か月以内
(2) 応急修理等の実施	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①都や関係機関と連携して、応急修理を支援するなど、再開支援方策を検討する。	
(3) 再建支援	【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・障がい者福祉課】 ①民間法人福祉施設への再建支援方策の検討、被害状況の東京都への報告、国・東京都への補助申請等を行う。 ・集約した被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。 ・被害状況を東京都福祉保健局へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 ・現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案し、東京都及び国へ助成要請を行う。 ②収集した再開情報は適宜区民に周知する。	被災後、 6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 応急修理等の実施							
(3) 再建支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会福祉施設等の再建
対策名	(3) 子育て支援施設等の再建
担当課	子ども家庭部各課

対策概要

各施設の被害状況の把握後、区有施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。
法人立施設に関しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のための支援を国、東京都と協力して行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【子ども家庭部各課】	東京都 【福祉局子供・子育て支援部】
1 か月 以内	- 被害状況の把握 - 応急修理等の実施	応急修理の支援 (主に民間施設)
2 か月 以内	施設復興計画の策定	
	- 再建支援方策の検討 - 国・都への補助申請	国費、都費の補助

事前対策

事前対策
☐ 対象施設のリストアップ

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【子ども家庭部各課】 ①施設所管課は、福祉施設の被害状況について、東京都等関係機関と協力して被害状況を把握する。	被災後、 1週間以内
(2) 応急修理等の実施	【子ども家庭部各課】 ①区有施設の被害状況を整理し、施設所管課が必要な応急修理や仮設施設の設置等を検討する。 ②私立、公設民営施設に対しては、都や関係機関と連携して、応急修理を支援するなど、再開支援方策を検討する。	被災後、 1か月以内
(3) 区有施設復興計画の作成	【子ども家庭部各課】 ①整備が必要な施設に関しては区有施設復興計画を作成する。	被災後、 2か月以内
(4) 再建支援	【子ども家庭部各課】 ①私立、公設民営施設への再建支援方策の検討、被害状況の東京都への報告、国・東京都への補助申請等を行う。 ・集約した被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。 ・被害状況を東京都福祉局へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 ・現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案し、東京都及び国へ助成要請を行う。 ②収集した再開情報は適宜区民に周知する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 応急修理等の実施							
(3) 区有施設復興計画の作成							
(4) 再建支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	3 福祉サービス体制の整備
対策名	(1) 在宅サービス体制の整備
担当課	高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障がい者等が体調を崩すことが考えられる。また、ひとり暮らしの高齢者等の孤独死等の発生も懸念される。このような事態の発生を防ぐために、訪問支援体制、在宅サービスの充実を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【高齢者福祉課・福祉避難所対策担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】	東京都 【福祉局高齢者施策推進部・障害者施策推進部】
2か月以内	定期巡回実施体制の整備	被災の少ない区市町村等への 応援要請
	情報提供・相談体制の整備	
応急仮設住宅入居後	救急通報システム及び 火災安全システムの整備	
6か月以内	地域見守りシステムの整備	多様な福祉サービス提供主体の 参入の促進

事前対策

事前対策
☐ 定期巡回体制の検討 ☐ 福祉サービスについての情報提供、相談体制の検討 ※特に、通所施設等を利用していない方へのアプローチ方法など

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 高齢者等の訪問支援体制の整備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策所担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①地域福祉需要調査や保健師等による応急仮設住宅全戸訪問の結果、特別な注意が必要と認められる高齢者等に対して、定期的に巡回を行う体制を整備する。 ②民生委員やボランティア等に協力を依頼し、高齢者等に対する「声かけ運動」を推進する。	被災後、 2か月以内
(2) 高齢者等の介護及び日常生活支援等の体制の整備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策所担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①在宅福祉サービスに係る様々な人材を活用して、高齢者や障がい者に対する介護や日常生活支援（コミュニケーション支援を含む）等を行う体制を整備する。	
(3) 福祉サービスについての情報提供、相談体制の整備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策所担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①民間福祉団体（NPO 等）と専門知識を有するボランティアとの連携を強めるためのしくみづくりなどを進め、被災者に対する情報提供、相談体制を整備する。	
(4) 救急通報システム及び住宅火災通報システムの整備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策所担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①建設型応急住宅を中心にひとり暮らし高齢者や障害者のための救急通報システム及び住宅火災通報システムを整備する。なお、このシステムは、平常時の救急通報システム及び住宅火災通報システムに準ずるものとする。	応急仮設 住宅入居後
(5) 地域見守りシステムの整備	【高齢者福祉課・福祉避難所対策所担当課長・介護保険課・障がい者福祉課】 ①社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体のほか、ボランティア団体等による地域ネットワークを構築し、支援を要する高齢者、障がい者等のリストアップ、必要な支援の把握・提供等、地域見守りシステムの充実を図る。	被災後、 6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	2か月	6か月	1年	1年以降
(1) 高齢者等の訪問支援体制の整備							
(2) 高齢者等の介護及び日常生活支援等の体制の整備							
(3) 福祉サービスについての情報提供、相談体制の整備							
(4) 緊急通報システム及び火災安全システムの整備							
(5) 地域見守りシステムの整備							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 生活支援対策
対策名	(1) 生活支援対策（災害援護資金）
担当課	地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

災害救助法が適用された災害等により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

（参考マニュアル等）
・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-1-1_生活再建支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、 臨時特別給付金担当課長】	東京都 【福祉局生活福祉部】
2週間 以内	・ 窓口の設置 ・ 災害援護資金貸付申請の受付	
1か月 以降	・ 災害援護資金の貸付決定・支出 ・ 都への貸付金借入申請	区からの貸付金申請があった 場合の区への貸付

事前対策

事前対策
☐ 窓口設置場所の検討 ☐ 制度周知に係る検討 ☐ 提出書類等の準備 ☐ 東京都社会福祉協議会、渋谷区社会福祉協議会との連携（社協で実施する生活福祉資金の貸付について、区が実施する災害援護資金の貸付が優先されるため）

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 窓口スペースの確保・災害援護資金貸付申請の受付	【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長】 ①災害救助法の適用状況等について確認する。 ②申請書等手続関係書類の準備をするとともに、渋谷区ニュース、HP、区公式 SNS 等により、制度の周知を図る。 ③臨時相談窓口及び被災者相談所に窓口を設置し、申請を受け付ける。(P.47 第1章 9-2-(1) 相談体制の整備・運営(被災者総合相談所の設置) 参照) ④必要に応じて、職員応援体制の要請を行う。	被災後、 2 週間以内
(2) 災害援護資金の貸付決定・支出 都への貸付金借入申請	【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長】 ①(1) で受け付けた申請について確認の上、貸付の可否決定を行う。 ②貸付を決定した世帯に対し、貸付金を支出する。 ③②と並行して東京都に貸付金の借入申請を行う。 ④必要に応じて、職員応援体制の要請を行う。	被災後、 1 か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	2 週間	1 か月	2 か月	3 か月	6 か月	1 年	1 年以降
(1) 窓口スペースの確保・災害援護資金貸付申請の受付							
(2) 災害援護資金の貸付決定・支出 都への貸付金借入申請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	4 生活支援対策
対策名	(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
担当課	地域福祉課・生活福祉課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

災害救助法が適用された災害等により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、障害を負った区民に対して災害障害見舞金を支給する。

(参考マニュアル等)
・渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-1-1_生活再建支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域福祉課・生活福祉課】	東京都 【福祉局生活福祉部】
2週間 以降	・窓口の設置 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金に関する届出の受付	
1か月 以降	・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 ・(必要に応じて) 渋谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置 ・都への負担金申請	負担金支給

事前対策

事前対策
☐ 窓口設置場所の検討 ☐ 制度周知に係る検討 ☐ 提出書類等の準備 ☐ 渋谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置に係る準備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 窓口の設置及び届出の受付	【地域福祉課・生活福祉課】 ①災害救助法の適用状況等について確認する。 ②手続関係書類の準備をするとともに、渋谷区ニュース、HP、区公式 SNS 等により、制度の周知を図る。 ③臨時相談窓口及び被災者相談所に窓口を設置し、届出を受け付ける。(P.47 第1章 9-2-(1) 相談体制の整備・運営(被災者総合相談所の設置) 参照) ④必要に応じて、職員応援体制の要請を行う。	被災後、 2週間以降
(2) 支給及び負担金申請	【地域福祉課・生活福祉課】 ①(1)で受け付けた届出について確認の上、支給の可否決定を行う。決定に当たっては、重複支給・支給漏防止のため、他区市町村への確認を適宜行う。 災害関連死、障害との因果関係等の判定にあたっては、渋谷区災害弔慰金等支給審査委員会による審査を行った上で、支給の可否を判定する。 ②①で支給を決定した区民に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を口座振替により支給する。 ③②と並行して東京都に負担金申請を行う。 ④必要に応じて、職員応援体制の要請を行う。	被災後、 1か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 窓口の設置及び届出の受付							
(2) 支給及び負担金申請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	4 生活支援対策
対策名	(3) 被災者生活再建支援金の支給
担当課	地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災者生活再建支援法が適用された災害等により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金の支給に係る手続を行う。

(参考マニュアル等)
・渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-1-1_生活再建支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、 臨時特別給付金担当課長】	東京都 【福祉局生活福祉部】
2週間 以内	申請窓口の開設	
	支援金申請受付及び都への送付	申請書及び報告書の 取りまとめ・基金へ送付
	(東京都被災者生活再建支援金（都制度）の適用がある場合) 東京都被災者生活再建支援金 （都制度）の手続きの実施	・東京都被災者生活再建支援金 （都制度）の適用の決定 ・区への補助金交付

事前対策

事前対策
☐ 窓口設置場所の検討 ☐ 制度周知に係る検討 ☐ 提出書類等の準備 ☐ 被災者生活再建支援システムを活用した運用の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 申請窓口の開設	【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長】 ①被災者生活再建支援法の適用状況を確認する。 ②被災者生活再建支援基金からの委託内容に基づき、渋谷区ニュース、HP、区公式 SNS 等により、制度の周知を図る。 ③支援金支給申請関連書類等の準備を行う。 ④臨時相談窓口及び被災者相談所に申請窓口を設置する。 (P.47 第1章9-2-(1) 相談体制の整備・運営(被災者総合相談所の設置) 参照)	被災後、 2週間以内
(2) 支援金申請受付及び都への送付	【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長】 ①支援金支給申請受付を行う。 ②被災者からの申請内容を取りまとめの上、東京都へ提出する。 ③被災者への支援金の交付は、都被災者生活再建支援法人から行われる。	被災後、 2週間以降
(3) 東京都被災者生活再建支援金(都制度)の適用がある場合	【地域福祉課、生活福祉課、生活支援課、臨時特別給付金担当課長】 ①都が被災者生活再建支援法の適用を受けられない自治体の被災世帯に対する支給の実施を決定し、補助要綱が自治体宛に通知される。 ②区ニュース、HP、区公式 SNS 等により、制度の周知を図る。 ③関連書類等の準備、申請窓口設置を行う。 ④交付決定・交付金を申請者に支出するとともに、都に補助金の交付申請を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 申請窓口の開設							
(2) 申請受付及び都への送付							
(3) 東京都被災者生活再建支援金(都制度)の適用がある場合							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 生活支援対策
対策名	(4) 義援金募集、配分
担当課	会計管理室（義援金受入・保管）、地域福祉課・生活福祉課（義援金配分）

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

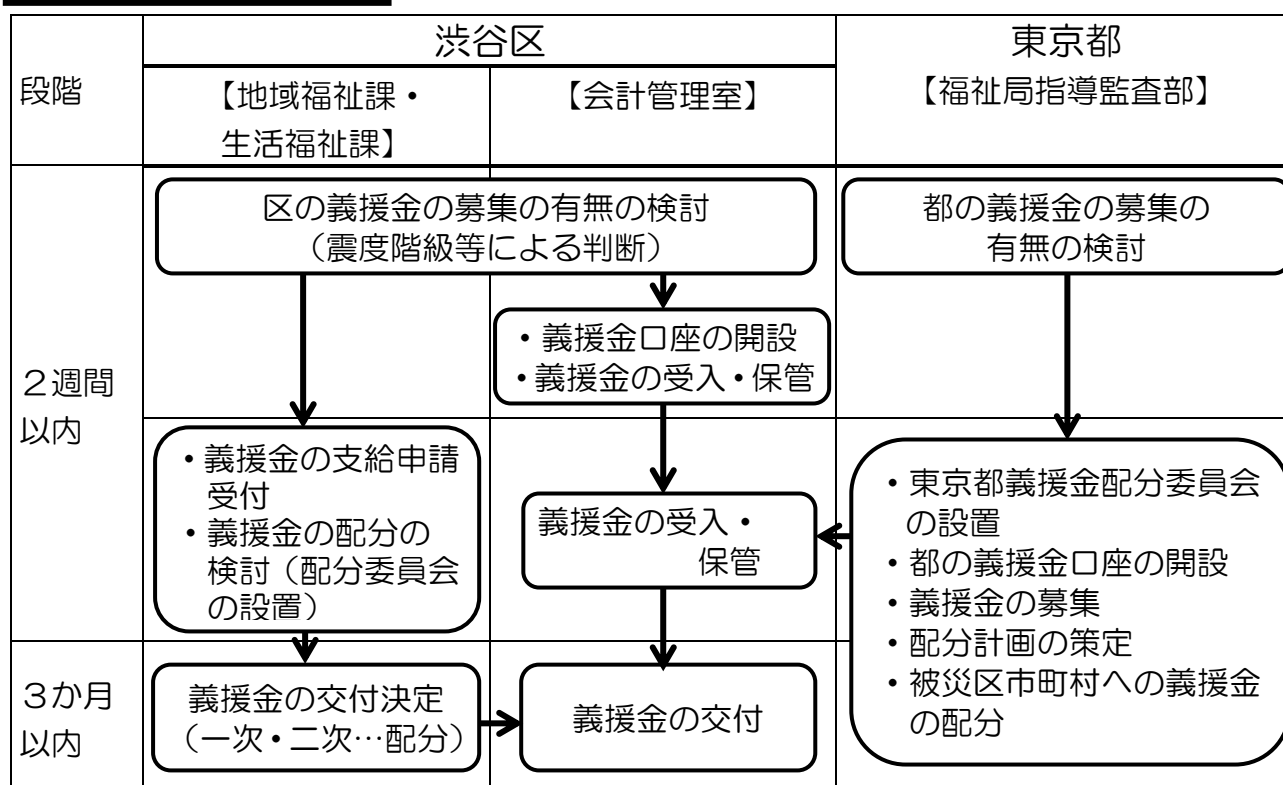
東京都、日本赤十字社、東京都共同募金会に送られ、区に配分された義援金について、配分計画等を協議の上、区が被災者に配分する。

区が直接義援金を募集することを決定した場合においても、配分計画等を協議の上、都等が区に配分した義援金とあわせて、区が被災者に配分する。

（参考マニュアル等）

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 5-1-1_生活再建支援班マニュアル

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 義援金配分委員会の設置等に関する検討 ☐ 義援金の交付窓口設置場所の検討（10 階会計管理室を想定） ☐ 口座等の周知に係る検討 ☐ 書式等の整備

項 目	4 生活支援対策
対策名	(5) 生活保護対策
担当課	生活福祉課

対策概要

被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でなかった者の中には、制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。このため、面接相談員の巡回訪問を実施し、こうした要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する知識の普及を図る。

また、復旧・復興期におけるこれらの訪問活動は、応急仮設住宅に入居する要配慮者等について重点的に行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【生活福祉課】	東京都 【福祉局生活福祉部】
1 か月 以降	- 要保護者の発見・保護 - 要保護者の数及び状況の報告	被災の実態に即した保護の適用の指導
仮設住宅入居後	面接相談員の巡回	民生委員、保健師、面接相談員の連携が図られるよう支援

事前対策

事前対策
☐ 被生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備 ☐ 事務処理手段の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 生活保護制度の周知	【生活福祉課】 ①震災後の生活の変化により生活保護の対象になる可能性の高い応急仮設住宅入居者や独居高齢者等を中心に、生活保護制度や福祉施策のパンフレットを配布する。	被災後、 1 か月以降
(2) 要保護者の発見	【生活福祉課】 ①地域福祉需要調査や保健師による建設型応急住宅全戸訪問の結果、保護が必要と思われる者が把握された場合、又は民生児童委員、区民等から情報提供を受けた場合には、面接相談員による訪問を実施する。 ②保護が必要と判断される場合には、迅速に手続をとる。 ③東京都福祉局の求めに応じ、要保護者の数及び状況を報告する。	
(3) 面接相談員の巡回	【生活福祉課】 ①面接相談員の巡回班を組織する。 ②建設型応急住宅や既存住宅に独居している被保護者に対して面接相談員による巡回訪問を実施し、相談に応じる。	仮設住宅入居後～

《対策実施スケジュール》

対策項目	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	3 か月	6 か月	1 年以降
(1) 生活保護制度の周知							
(2) 要保護者の発見							
(3) 面接相談員の巡回							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 生活支援対策
対策名	(6) ボランティア活動への支援
担当課	グローバル拠点都市推進課、文化振興課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

震災発生後、災害ボランティアの受入れのため、渋谷区社会福祉協議会と連携し、渋谷区災害ボランティアセンターの開設を行い、災害ボランティアの受入れ、派遣を行う。

復興期のボランティア活動については、応急復旧期までの被災地以外の人たちによる緊急・一時的な支援活動とは異なり、地域住民を中心とした活動や被災者の自立に向けた長期的なボランティア活動であり、復興の状況に応じた連携体制を整備しながら、ボランティア活動の自主性・自立性を尊重し、効果的な活動が展開できるよう側面的な支援を行っていく。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 2-5-1_ボランティア班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【グローバル拠点都市推進課、文化振興課】	東京都 【生活文化スポーツ局都民生活部、東京ボランティア・市民活動センター】
1日以内	- 災害ボランティアセンターの設置準備 - 災害ボランティアの受入れ体制の整備	ボランティアセンターの設置・運営支援
3日以内	災害ボランティアの募集・受付窓口の開設 ↓ - 災害ボランティアニーズの収集 - ボランティアの振り分け・指導 - ボランティアへのサポート	災害ボランティアコーディネーターの派遣

事前対策

事前対策
☐ 申請書式等（ボランティアセンター運営マニュアルに掲載）

項 目	4 生活支援対策
対策名	(7) 税金・保険料等の減免
担当課	税務課、国民健康保険課、介護保険課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災等により担税力等が著しく低下している区民に対して、特別区民税や国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の減額、免除、徴収猶予、滞納処分の執行停止等を本人の申請に基づき行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【税務課・国民健康保険課・介護保険課】	東京都 【主税局】
被災直後から	申請に基づく税金、保険料等の減免等の実施	実態に応じた租税等の緩和措置

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 税金・保険料の減免等	【税務課・国民健康保険課・介護保険課】 ①本人の申請に基づき、必要書類を添付し、税金、保険料等の減免等を行う。	被災直後から

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	2週間	1か月	3か月	6か月	1年以降
(1) 税金・保険料等の減免等							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 保健対策
対策名	(1) 被災者に対するメンタルヘルスケア
担当課	地域保健課、中央保健相談所、恵比寿保健相談所、幡ヶ谷保健相談所

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

（参考マニュアル等）

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-2-1_保健救護班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域保健課・各保健相談所】	東京都 【福祉局障害者施策推進部・ 教育庁教育相談センター】
1 週間 程度	巡回精神保健相談等の実施	巡回精神相談チームを編成し被災区民に対する相談体制を確立
	精神保健医療に関する 情報収集・提供	精神保健に関する情報提供及び 電話相談を実施
2 週間 程度	メンタルヘルスに関する 普及啓発の実施	

事前対策

事前対策
☐ 被災者健康管理様式の整備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 巡回精神保健相談等の実施	【地域保健課・各保健相談所】 ①被災区民に対する相談体制を確立する。 ②各保健相談所は保健活動班を編成し、被災区民に対するこころの健康相談を行う。	被災後、 1 週間以降
(2) 精神保健医療に関する情報収集・提供	【地域保健課・各保健相談所】 ①精神科医療機関の外来実施状況についてできるだけ速やかに把握し、提供できるよう努める。	
(3) 精神保健相談及びメンタルヘルスに関する普及啓発の実施	【地域保健課・各保健相談所】 ①各保健相談所を拠点とした精神保健相談の体制を構築する。 ②被災者自身のメンタルヘルスに関する健康教育や精神保健に関する正しい知識の普及を行う。	
(4) 職員等へのメンタルヘルスケアの実施	【地域保健課・各保健相談所】 ①メンタルヘルスケアは、被災地で復興業務に従事するボランティアや区職員等も必要な場合が多いことから、できる限り早期に適切なメンタルヘルスケアを提供できるよう体制整備を構築する。	被災後、 2 週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	3 か月	6 か月	6 か月以降
(1) 巡回精神保健相談等の実施							
(2) 精神保健医療に関する情報収集・提供							
(3) 精神保健相談及びメンタルヘルスに関する普及啓発の実施							
(4) 職員等へのメンタルヘルスケアの実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 保健対策
対策名	(2) 被災児童・生徒に対するメンタルヘルスケア
担当課	教育指導課

対策概要

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災児童・生徒にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

（参考マニュアル等）

・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-2-1_保健救護班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【教育指導課】	東京都 【福祉局障害者施策推進部・ 東京都教育相談センター】
1 週間 程度	相談窓口・相談室の設置	教育相談センターと連携し、専門スタッフによるカウンセリング
1 か月 程度	訪問による相談の実施	巡回精神相談チームを編成し 被災児童に対する相談体制の確立

事前対策

事前対策
☐ 被災者健康管理様式の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) こころの相談窓口・相談室の設置	【教育指導課】 ①小、中学校・教育センター等を活用し、児童・生徒のメンタルヘルスケアのための相談窓口を開設する。 ②必要に応じ医師や保健師等の派遣を要請し、適切な処遇を行う。 ③メンタルヘルスケアに関しては、保健救護班、関係機関等と連携して実施する。 ④東京都の教育相談センターと連携を取りながら教育センター他複数の相談拠点を設け、専門スタッフによるカウンセリングを実施するとともに、電話相談等の窓口を開設する。	被災後、 1週間以降
(2) 児童・生徒への訪問による相談の実施	【教育指導課】 ①精神科医、臨床心理士等に協力を要請し、教職員とともに児童・生徒を訪問し相談活動を行う。 ②各校からの報告や各教育相談室の心理教育相談員等に寄せられた相談内容等を通じて、児童・生徒の不安等に対するニーズを把握する。	被災後、 2週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) こころの相談窓口・相談室の設置							
(2) 児童・生徒への訪問による相談の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 保健対策
対策名	(3) 被災区民の健康管理
担当課	地域保健課、中央保健相談所、恵比寿保健相談所、幡ヶ谷保健相談所

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

復旧・復興期においても被災区民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人がいる場合も考えられることから、東京都と連携し、健康相談を応急期に引き続き実施する。
特に要配慮者に対して配慮する必要がある。
また、避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災区民の健康維持を支援する。

(参考マニュアル等)
・渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-2-1_保健救護班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域保健課・各保健相談所】	東京都 【保健医療局保健政策部】
3日以内	保健師等の派遣の受入	区からの要請による 他区市からの保健師等の派遣
4日目以降	健康相談の実施	保健活動が円滑に 行われるよう支援
	食生活への支援	栄養面、口腔健康管理面からの助 言等を実施し、被災区民の健康維 持の支援

事前対策

事前対策
☐ 保健師活動マニュアルの整備
☐ 都に派遣要請から実際に職員が派遣されるまでのプロセスの確認

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 保健師等の派遣の受入	【地域保健課・各保健相談所】 ①保健師・栄養士、歯科衛生士等からなる保健活動班を編成し、避難所及び二次避難所への派遣準備を行う。 ②区の職員だけで保健活動を担うことが困難な場合は、東京都に他区市等からの保健師等の派遣を要請する。	被災後、3日以内
(2) 健康相談の実施	【地域保健課・各保健相談所】 ①保健師等による巡回健康相談を実施し、被災区民の健康管理を行う。 ②ケアが必要な人を発見したときには、医療機関への受診勧奨等を行うほか、適切なサービスへつなぐ。 ③健康維持に関する予防活動や普及啓発を行う。	被災後、3日以降
(3) 食生活への支援	【地域保健課・各保健相談所】 ①栄養相談を実施する。 ②食事に配慮が必要な人への食支援を行う。 ③個人の健康状態に適した食品の選択等を指導する。 ④「食べる」支援のため、口腔健康管理（口腔ケア等）の周知、助言等を行う。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 保健師等の派遣の受入							
(2) 健康相談の実施							
(3) 食生活への支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 保健対策
対策名	(4) 防疫活動の実施
担当課	健康推進部各課

対策概要

震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋・住家の内外の消毒等を実施するために、東京都と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(参考マニュアル等)

- ・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-2-1_保健救護班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【健康推進部各課】	東京都 【保健医療局健康安全部】
1 週間 以内	・ 飲料水の消毒 ・ 被災家屋、避難所の消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除	・ 防疫活動の支援・協力 ・ 都医師会、渋谷区医師会への協力要請
	・ 被災戸数及び防疫活動の実施連絡 ・ 防疫活動への協力要請	・ 防疫活動の支援 ・ 他区市への協力要請
感染症発生時	感染症発生時の対応	隔離収容先の確保及び搬送体制の確立

事前対策

事前対策
☐ 保健師活動マニュアルの整備

項目	2 生活環境の整備
対策名	(1) 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再建支援
担当課	地域福祉課、生活衛生課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

震災直後から復旧期にかけては、被災者等の入浴が困難となる事態が予想される。このため、公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。また、早期営業再開可能な公衆浴場に対し、相談等による再開支援を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【地域福祉課、生活衛生課】	東京都 【生活文化局消費生活部・産業労働局金融部、福祉保健局健康安全部、水道局サービス推進部】
1 週間以内	・ 公衆浴場の営業状況の把握 ・ 区民への情報提供	保健所、公衆浴場業生活衛生同業組合との連携による情報提供
1 週間以降	公衆浴場の再開支援	営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開への支援 給水・重油の確保 あるいは融資等の支援

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 公衆浴場の営業状況の把握と情報提供	【生活衛生課】 ①公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報提供する。 〈情報提供する事項の一例〉 ・公衆浴場の名称、所在地、電話番号、 ・被害状況（全壊、半壊等）、 ・復旧（再開）予定、 ・現在の利用可能人数、 ・現在の利用可能設備（浴槽、温水シャワー、水シャワー）、 ・利用料金	被災後、 1 週間以内
(2) 公衆浴場の再開支援	【生活衛生課】 ①再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。 ②営業再開に伴う届出、申請について、経営者の利便に供するよう、浴場組合と連携し、相談窓口を設置する。	被災後、 1 週間以降
(3) 補助金、融資等による支援	【地域福祉課】 ①被災した公衆浴場に対して行う都制度融資の紹介等を通じて営業再開を支援する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3 日	1 週間	2週間	1 か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 公衆浴場の営業状況の把握と情報提供							
(2) 公衆浴場の再開支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

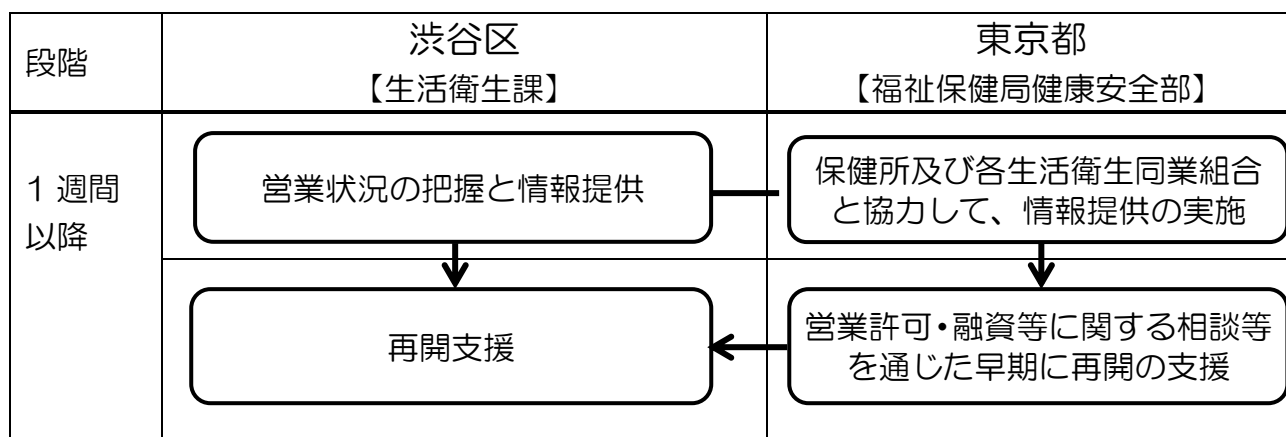
項 目	2 生活環境の整備
対策名	(2) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する 情報提供と再開支援
担当課	生活衛生課
支援課	産業観光課

対策概要

生活衛生関係施設とは、「理・美容所、クリーニング所及び飲食店等」を示し、復旧期において、被災者の衛生の確保等から、生活衛生営業（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）を行う施設の利用の要望が発生すると予想される。このため、営業状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。

また、早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、衛生指導等相談を通じて再開支援を行う。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 営業状況の把握と情報提供	【生活衛生課】 ①各生活衛生同業組合と協力して理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、区民に対して情報提供する。	被災後、 1 週間以降
(2) 再開支援	【生活衛生課】 ①理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可・融資等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。再開支援にあたっては、産業の復興の対策（産業観光課）と連携して実施する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3 日	1 週間	1 か月	3 か月	6 か月	1 年	1 年以降
(1) 営業状況の把握と情報提供							
(2) 再開支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 生活環境の整備
対策名	(3) 食品・飲料水の安全確保
担当課	生活衛生課

対策概要

初動期において、飲料水が塩素で消毒されているかの確認を行い、飲み水の安全確保を図る。
また、設備が不十分な状態での調理、食品の配布・保管等により健康被害が発生しないよう、
応急期同様、食品衛生に関する監視・指導を行う。
なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-1-1_医療・衛生班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【生活衛生課】	東京都 【福祉保健局健康安全部】
1 週間 以内	避難所等での食料・飲料水の 安全確認	避難住民に対する食品・飲料水の 衛生的な取扱いの指導等
	環境衛生施設の被害確認	消毒薬の配布等を実施
	区民への情報提供	区と連携した情報提供

事前対策

事前対策
☐ 都福祉保健局発行「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」の避難所配布（避難所開設キット内に格納）

項 目	2 生活環境の整備
対策名	(4) 動物救護
担当課	生活衛生課

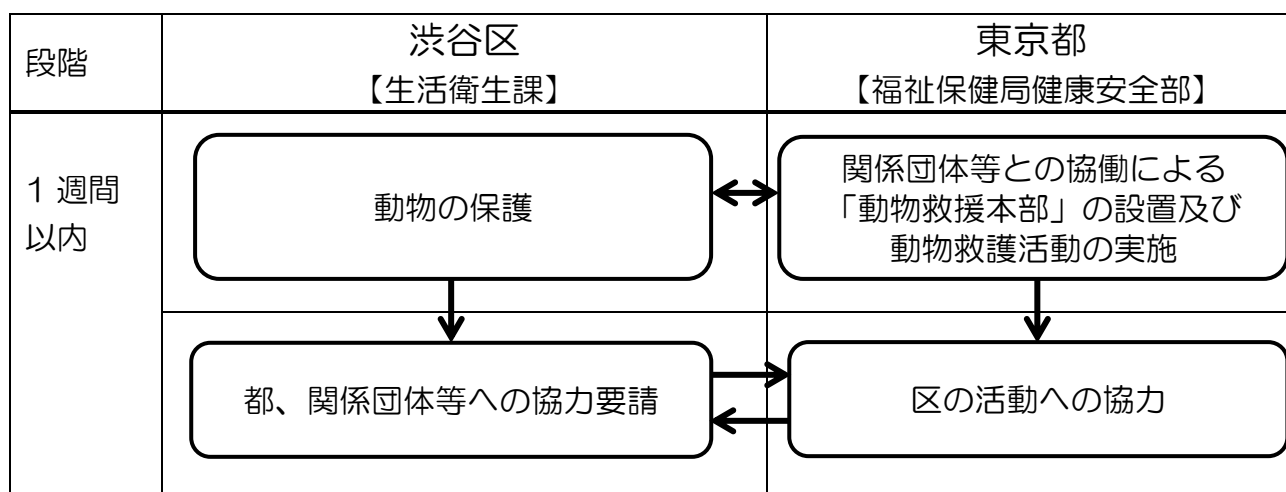
対策概要

危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(参考マニュアル等)

・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-1-1_医療・衛生班マニュアル

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 『ペットとの同行避難マニュアル』の周知

項 目	1 地域医療体制
対策名	(1) 医療機関の復旧状況に関する情報提供
担当課	生活衛生課、地域保健医療担当課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

医療機関の再開状況等を把握し、区民に対し情報提供を行う。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-1-1_医療・衛生班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【生活衛生課・地域保健医療担当課】	東京都 【福祉保健局医療政策部】
1 週間 以内	診療可能医療機関の把握	- 東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、再開情報を一元的に収集する体制の確立 - 東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用した医療機関の再開状況の問い合わせ対応
1 か月 以内	医療機関の再建に係る届出・許可・監視相談	

事前対策

事前対策
☐ 区内医療機関とのコンタクトリストの作成

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 診療可能医療機関の把握	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①東京都、渋谷区医師会などから情報を収集するとともに、診療所、歯科診療所の実態把握に努める。 ②区内医療機関との連携による情報収集と提供（在宅医療、産院ほか）を行う。 ③診察可能な医療機関を、区ホームページ、SNS等を通じて情報発信を行う。	被災後、 1週間以内
(2) 診療所の再建に係る届出・許可・監視相談	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①診療所の再建に係る届出・許可・監視相談を行う。	被災後、 1か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 診療可能医療機関の把握							
(2) 医療機関の再建に係る届出・許可・監視相談							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 地域医療体制
対策名	(2) 仮設診療所の設置支援
担当課	生活衛生課、地域保健医療担当課
支援課	都市計画課、住宅政策課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

震災直後の応急対応期においては、医療救護班による応急医療活動を実施するが、地域の医療機関が医療活動を再開するのに合わせて救護所等における応急医療活動は、順次解消していく。

一方、医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、必要に応じて医療救護所を仮設診療所に移行させるなど設置方法を検討する。

(参考マニュアル等)

- ・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 7-1-1_医療・衛生班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【生活衛生課・地域保健医療担当課】	東京都 【福祉保健局医療政策部】
1 週間 以内	・ 仮設診療所設置の必要性の検討 ・ 国への助成等の要請	助成等の要請の支援
1 か月 以内	・ 仮設診療所の設置場所の決定等 ・ 医師会や大規模病院等の調整	東京都医師会等との調整
仮設住 宅入居 時期	仮設診療所の設置	

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 仮設診療所設置の必要性の検討	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①医療機関の被災状況や応急仮設住宅の入居状況等から仮設診療所開設を検討する。 ②設置が必要と判断した場合には、国に設置に対して助成等を要請し、協議を行う。 ③国への要請が認められない場合には、都に要請を行う。	被災後、 1週間以内
(2) 仮設診療所の設置場所の決定等	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①仮設診療所の設置場所を協議・調整する。設置場所の検討にあたっては、応急仮設住宅の整備や応急仮設住宅を含む時限的市街地の整備を担当する都市計画課・住宅政策課と連携する。	被災後、 2週間以内
(3) 医師会や大規模病院等の調整	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①仮設診療所への人材の派遣、医療物資の提供について、医師会、大規模病院へ要請する。 ②協定等により、開設に必要な医療器材、医薬品を確保する。	被災後、 1か月以内
(4) 仮設診療所の設置	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①(2)で確保した場所に仮設診療所を設置する。	被災後、 3か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 仮設診療所設置の必要性の検討							
(2) 仮設診療所の設置場所の決定等							
(3) 医師会や大規模病院等の調整							
(4) 仮設診療所の設置							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項目	2 医療機関の機能回復
対策名	(1) 医療施設（診療所等）の再建支援
担当課	生活衛生課、地域保健医療担当課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

地域医療体制の再整備を促進するために、都が被災した医療移設（診療所等）の再建費用に係る支援（融資、利子補給等）を行うことが想定される。区は、再建支援が必要な医療機関に対して、必要な助成及び各種融資を円滑に受けられるよう支援する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【生活衛生課・地域保健医療担当課】	東京都 【福祉保健局医療政策部】
1か月以内	再建が必要な医療施設の把握	
2か月以内	助成及び各種融資の支援	・国等の助成・融資に関する支援 ・融資及び利子補助等の実施

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 再建が必要な医療施設の把握	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①再建が必要な民間医療機関について、必要な施設を把握する。	被災後、 1か月以内
(2) 助成及び各種融資の支援	【生活衛生課・地域保健医療担当課】 ①国、東京都あるいは復興基金等により、被災した医療機関への融資等がされる場合には、制度の趣旨と内容を対象となる医療機関に周知する。 ②当該融資の受付を区が実施する場合には、医師会等との連絡を密にし、実施する。	被災後、 2か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	2か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 再建が必要な医療施設の把握							
(2) 助成及び各種融資の支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 学校教育施設の再建
対策名	(1) 学校教育施設の再建
担当課	教育政策課、未来の学校担当課長、学務課
支援課	地域学校支援課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

学校教育を再開するためには学校教育施設の再建が前提となるため、校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建復興計画を作成する。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 10-1-1_学校・クラブ救護班マニュアル、10-2-1_避難支援班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【教育政策課、未来の学校担当課長、学務課】	東京都 【教育庁地域教育支援部】
1週間以内	被害状況の把握	
3か月以内	復旧・再建計画の策定	学校施設災害復旧事業に係る助言・指導
3か月以降	再建の実施	助成に関する協議

事前対策

事前対策
☐ 再建を実施する際の手続きの簡略化について検討 ☐ 施設整備課を含めた再建に向けた役割分担について検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【教育政策課、未来の学校担当課長】 ①学校教育施設の被害状況を把握する。	被災後、 1週間以内
(2) 復旧・再建計画の策定	【教育政策課、未来の学校担当課長】 ①被害状況や道路、ライフラインの復旧状況を勘察し、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、学校教育再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国や都に助成を要請し、必要な協議を行う。	被災後、 3か月以内
(3) 再建の実施	【教育政策課、未来の学校担当課長】 ①再建計画に基づく再建工事を実施する。 ②発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③施設の性質を考慮し、必要な場合には、優先的に再建事業を実施できるよう、庁内関係部課及び機関と協議する。	被災後、 3か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 復旧・再建計画の策定							
(3) 再建の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 学校教育施設の再建
対策名	(2) 授業等の再開
担当課	教育政策課、未来の学校担当課長、学務課、教育指導課

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

学校教育施設は、その多くが避難所として利用されることとなるため、授業の再開にあたっては、避難所機能との調整が不可欠である。避難所の開設、縮小、閉鎖にあたっては、学校教育の確保を最優先に考えるとともに、被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、各々の災害状況をみて、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。

被災の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学用品等の給与などの支援策を実施する。

(参考マニュアル等)

・渋谷区災害時職員行動マニュアル 10-1-1_学校・クラブ救護班マニュアル

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【教育政策課、未来の学校担当課長、 学務課、教育指導課】	東京都 【教育庁地域教育支援部】
1週間 以内	学校施設の被害状況の点検・把握	
1か月 以内	授業等の再開の決定 応急教育計画の作成	授業の再開に向けた情報提供
3か月 以降	仮設校舎の建設	助成の実施

事前対策

事前対策
☐ 授業再開に向けた保護者への周知方法の検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 学校施設の被害状況の点検・把握	【教育政策課、未来の学校担当課長、学務課、教育指導課】 ①校長は、区内各地域の通学路・ライフラインの被害状況を調査するとともに、授業等の再開に向けての学校施設等の被害状況と安全対策を確認する。	被災後、 1週間以内
(2) 授業等の再開の決定	【教育政策課、未来の学校担当課長、学務課、教育指導課】 ①授業等の再開に向けて教職員体制等の確保、児童・生徒の通学路の安全確保、ライフラインの復旧状況、使用可能な教室、給食施設の復旧状況、園児・児童・生徒・避難住民等の意識などを考慮のうえ、授業等の再開を教育委員会で決定する。 ②授業等の再開時期の決定を受け、保護者への周知を行うため、校長は、教育委員会事務局と協議する。 ③保護者に対して掲示・通知・電話・ホームページ・SNSなどで周知する。	被災後、 1か月以内
(3) 応急教育計画の作成	【教育政策課、未来の学校担当課長、学務課、教育指導課】 ①校長は、授業等の再開決定を受け、学校における応急教育計画を見直し、早期に正常な授業へ移行できる体制を確保する。	被災後、 1か月以内
(4) 仮設校舎の建設	【教育政策課、未来の学校担当課長、学務課、教育指導課】 ①避難所に利用しているため教室が不足している学校が多い場合には、避難状況をみて使用できる施設を把握し、授業再開について適切に対応していく。仮設校舎建設時には、補助の対象となるよう、国や都に要請を行う。 ②仮設校舎の建設場所は、建設校の敷地内が原則であるが、やむを得ない場合には、他の場所での建設について検討する。	被災後、 3か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 学校施設の被害状況の点検・把握							
(2) 授業等の再開の決定							
(3) 応急教育計画の作成							
(4) 仮設校舎の建設							

黄色：災害対策本部業務

青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会教育施設の再建、文化財の復旧
対策名	(1) 社会教育施設の再建
担当課	文化振興課、学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

生涯学習、スポーツ振興は、復旧・復興期における、被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源になるものであり、早期に区有施設の再建を行う。また、博物館や美術館などにおいて一定の条件で収蔵されている展示品等についても、被災により保管機能が失われることがないよう仮保管や修復を検討する必要がある。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【文化振興課、学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長】	東京都 【教育庁地域教育支援部・生活文化スポーツ局文化振興部】
1週間以内	被害状況の把握	
1週間以降	・復旧・再建計画の策定 ・再開の準備	助成に必要な協議
1か月以降	私立施設の再建支援	復興基金による助成等

事前対策

事前対策
☐ 再建を実施する際の手続きの簡略化について検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長】 ①社会教育施設の被害状況を把握する。	被災後、 1週間以内
(2) 収蔵品の仮保管	【文化振興課】 ①収蔵品は現地保管を基本とするが、一時的に他の施設等で仮保管する必要があるときは、各収蔵品の特性に最も適した施設等での仮保管を検討する	被災後、 1週間以内
(3) 復旧・再建計画の策定	【学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長】 ①被害状況や道路、ライフラインの復旧状況を勘案し、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、施設再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を含め、助成を東京都及び国に要請し、必要な協議を行う。	被災後、 3か月以内
(4) 再開の準備	【学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長】 ①各施設の再開予定～抽選日程等を、直近の区報等により周知する。 ②施設の管理・運営について、関係部局及び機関と調整・協議のうえ被災後の体制を決定する。	被災後、 3か月以内
(5) 復興基金による私立施設 の再建支援	【文化振興課、学びとスポーツ課、ウェルビーイング推進担当課長】 ①私立文化・社会教育施設等に対する復興基金による助成等を検討する。	被災後、 1か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 収蔵品の仮保管							
(3) 復旧・再建計画の策定							
(4) 再開の準備							
(5) 復興基金による私立施設の再建支援							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会教育施設の再建、文化財の復旧
対策名	(2) 図書館の再建
担当課	図書館事業課
支援課	文書課

対策概要

震災時には、図書館への被害も予想され、また、図書館オンラインシステムの機能が停止した場合には、利用者へのサービスに与える影響は大きいものがある。このため、図書館の早期再建を図る。また、必要に応じて、再建までの間の仮設図書館等の設置についても検討する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【図書館事業課】	東京都 【生活文化スポーツ局】
1 週間 以内	被害状況の把握	被害状況の報告
1 週間 以降	復旧・再建計画の策定	
1 か月 以降	- 仮設図書館の運営 - 再開の準備	助成要請による必要な協議

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況の把握	【図書館事業課】 ①区立図書館の被害状況を把握する。	被災後、 1週間以内
(2) 復旧・再建計画の策定	【図書館事業課】 ①被害状況や道路、ライフラインの復旧状況を勘案し、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、施設再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を含め、助成を東京都及び国に要請し、必要な協議を行う。	被災後、 3か月以内
(3) 仮設図書館の運営	【図書館事業課】 ①図書館の再建までの間、学校の空き教室や区有施設等を活用した仮設図書館の設置について検討する。 ②図書館行事の出張サービスについて検討する。	被災後、 1か月以降
(4) 図書館の再建	【図書館事業課】 ①区の全体計画に基づき、順次、施設の再建を進める。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 被害状況の把握							
(2) 復旧・再建計画の策定							
(3) 仮設図書館の運営							
(4) 図書館の再建							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 社会教育施設の再建、文化財の復旧
対策名	(3) 文化財の復旧・復興支援
担当課	文化振興課

対策概要

震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念されたため、速やかに点検・保全し、貴重な文化財等の損傷、劣化を食い止めるとともに、早期の復旧を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【文化振興課】	東京都 【教育庁地域教育支援部】
被災直 後から	被害状況調査	報告の受け取り
1 週間 以内	文化財所有者との協議 (保管・修繕)	
2 か月 以内	復興基金による助成検討	復興基金による助成の実施
3 か月 以内	復興計画の作成	総合的・長期的な文化施策との 整合

事前対策

事前対策
☐ 文化財台帳（文化財等のリスト） ☐ 被害状況把握等のための体制整備

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 指定文化財等の被害状況調査	【文化振興課】 ①担当職員、文化財保護調査員等が中心となり、文化財保護審議会委員の指導・助言を得ながら、文化財被害状況を調査・把握する。 ②被害状況を集約して、東京都教育庁に報告する。	被災後、 1週間以内
(2) 所有者との協議	【文化振興課】 ①民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と仮保管・修復に関する協議を行う。	被災後、 1か月以内
(3) 復興基金による助成検討	【文化振興課】 ①文化財に対する復興基金による助成を検討する。 ②助成を実施する場合には、制度の趣旨と内容を対象文化財の所有者に周知する	被災後、 2か月以内
(4) 復興計画の作成	【文化振興課】 ①指定文化財の復旧を進めるにあたり文化庁通知等に則り、スケジュールを含めた復旧計画を策定する。 ②復旧計画を策定する際には、東京都の「総合的・長期的な文化施策の展開」等との整合性を図る。	被災後、 3か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	1週間	1か月	2か月	3か月	6か月	6か月以降
(1) 指定文化財等の被害状況調査							
(2) 所有者との協議							
(3) 復興基金による助成検討							
(4) 復興計画の作成							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 ごみ等の処理
対策名	(1) ごみ等の処理
担当課	清掃リサイクル課

対策概要

被災時には、各家庭、避難所などより大量のごみが発生する。また、上下水道の被災により、水洗トイレが使用不能になることが予想される。このため、応急対応期に引き続き、迅速に避難所を中心としたごみ処理や、避難所等の使用可能なトイレのし尿処理を行う。

- (参考マニュアル等)
- ・ 渋谷区災害廃棄物処理計画
 - ・ 渋谷区災害時職員行動マニュアル 9-3-1_災害廃棄物処理班マニュアル
 - ・ 特別区災害廃棄物処理ガイドライン
 - ・ 災害廃棄物対策指針技術資料（環境省）

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【清掃リサイクル課】	特別区災害廃棄物処 理対策本部	東京都 【環境局資源循環推進部】
被災 直後 から	被害状況等の情報収集		
1 日 以降	・ 災害ごみ処理実施計 画の作成 ・ し尿収集計画の作成		
1 日 以降	収集、運搬、処理体制 の確保		他自治体への人員・機 材の派遣の要請
3 日 以降	住民・ボランティアへ の広報	対策本部立上げ・情報 収集（発災 10 日後）	

事前対策

事前対策
☐ 地区集積所、臨時集積場及び一次仮置場候補地の選定
☐ 特別区災害廃棄物処理対策本部との情報共有及び連携
☐ 他自治体からの応援も含めた収集車両確保に向けた取組

項 目	2 防犯対策
対策名	(1) 防犯対策
担当課	安全対策課

対策概要

住民が避難所に避難すること等によって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、応急復旧期に引き続き、町会・自治会等との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【安全対策課】	東京都 【渋谷・代々木・原宿警察署】
被災直後から	警察や地元の町会・自治会等と連携した防犯パトロールの実施	各種防犯対策の実施
応急仮設住宅設置後	応急仮設住宅における防犯対策の実施	

事前対策

事前対策
☐ 震災後の防犯対策について、警察等の関係機関、団体との事前協議

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 防犯対策の実施	【安全対策課】 ①被害の大きな地区、繁華街等を中心に、警察や地元の町会・自治会等と連携した防犯パトロールを実施する。 ②住民に犯罪についての注意を呼びかける。	被災直後から
(2) 応急仮設住宅における防犯対策の実施	【安全対策課】 ①応急仮設住宅周辺地域の防犯対策を実施する。	応急仮設住宅設置後

《対策実施スケジュール》

対策項目	被災直後	3日	1週間	1か月	3か月	6か月	1年以降
(1) 防犯対策の実施							
(2) 応急仮設住宅における防犯対策の実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

第 5 章

産 業 の 復 興

項 目	1 産業復興体制の整備
対策名	(1) 産業復興体制の整備
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災後、直ちに各産業の被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じるとともに、早期に産業復興計画の策定を行うため、部内の復興体制を整える。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局総務部】
被災直後	災害対策本部の設置	局災害対策本部の設置
被災後 1週間 程度	↓ 産業復興対策班の設置	↓ 産業復興対策委員会の設置

事前対策

事前対策
☐ 産業復興体制の事前検討

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 災害対策本部の設置 (初動体制の整備)	【産業観光課】 ①災害対策本部設置にともない、本部を構成する商工班を編成する。 ②地域防災計画及び各種マニュアルに基づいて商工団体や所管施設に対し、周辺地域等の被害状況を把握するよう依頼するとともに、情報を集約する。 ③所管事業所や商工団体、周辺地域等の被害状況を踏まえ、応急対策業務の方針を決定する。	被災直後
(2) 産業復興対策委員会の設置	【産業観光課】 ①課長級等を中心に職員で構成する(仮称)産業復興対策(現地調査)班を設置する。	被災後 1週間程度

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	1年	1年以降
(1) 災害対策本部の設置							
(2) 産業復興対策班の設置							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

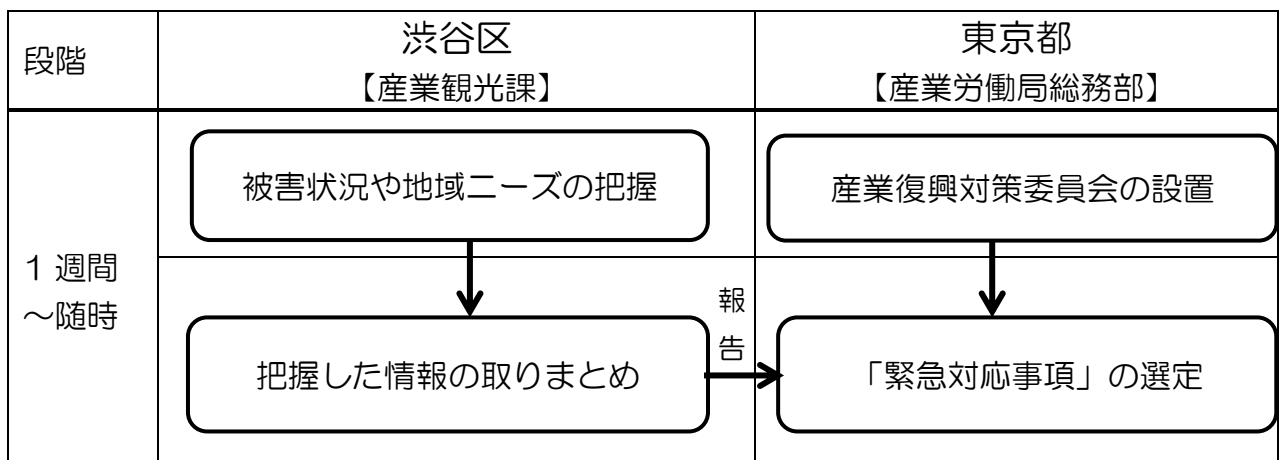
項 目	1 産業復興方針の策定
対策名	(1) 緊急対応事項選定のための状況報告
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

震災後に、迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、行政が実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割り当てを行う必要がある。したがって、東京都は被災直後に産業労働局内に「産業復興対策委員会」を設置し、最優先で実施すべき「緊急対応事項」を選定する。

区では、同委員会における「緊急対応事項」の選定に反映させるため、産業関連の各地域の被害状況やニーズを把握し、取組状況を東京都へ報告する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策
☐ 東京都作成「現地調査に関する実施方針」の周知 (資料Ⅳ 参考資料7 産業 1～3 参照)

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 被害状況や地域ニーズの把握	【産業観光課】 ①(仮称)産業復興対策(現地調査/分析)班は、災害対策本部が収集した情報や区内産業経済団体に被害状況調査を依頼し、被害状況の把握に努める。	被災後、 1週間以降
(2) 都への報告	【産業観光課】 ①被害状況に応じて、現地調査や区内産業経済団体へのヒアリングを行い、支援ニーズを把握する。 ②把握した情報を取りまとめ、都に報告する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	1年	1年以降
(1) 被害状況や地域ニーズの把握							
(2) 都への報告							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 産業復興方針の策定
対策名	(2) 産業復興計画原案に対する東京都への意見及び調整
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

東京都では、緊急的対応後の産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、産業復興対策委員会の下に計画策定のための作業部会を設置し、外部専門家から専門的・技術的な助言等も受けながら、産業復興計画の策定を行っていく。

産業復興計画原案に関する東京都から区への意見照会に対し、区の立場での意見を整理し必要に応じて東京都と調整する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局各部】
2週間程度	産業基本復興方針の策定	
2か月以内	産業復興計画原案に関する意見の整理及び調整	産業復興計画原案の意見照会
6か月以内	産業復興計画の作成	

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 産業基本復興方針の策定	【産業観光課】 ①災害対策本部（震災復興本部）が収集した情報や区内産業経済団体の支援ニーズに基づき、産業基本復興方針を策定する。 ②産業復興方針を震災復興方針に反映させる。 （P.25 第1章4-1-（1）震災復興方針及び震災復興計画の策定 参照）	被災後、 2週間以内
(2) 産業復興計画原案に関する意見の整理及び調整	【産業観光課】 ①都が策定する「産業復興計画原案」の内容確認及び意見集約を行い、必要に応じて都と調整を行う。	被災後、 2か月以内
(3) 産業復興計画の作成	【産業観光課】 ①震災復興方針に基づき、産業復興計画案を作成する。 ②区震災復興本部会議において、震災復興計画の一部として決定する。 （P.25 第1章4-1-（1）震災復興方針及び震災復興計画の策定 参照）	被災後、 6か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	2か月	6か月	1年以降
(1) 産業基本復興方針の策定							
(2) 産業復興計画原案に関する意見の整理及び調整							
(3) 産業復興計画の作成							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 産業復興方針の策定
対策名	(3) 相談・指導体制の整備
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災後の混乱した状況の中で、雇用の確保や事業の再建に不安を抱えている従業者、離職者、事業主等のために相談窓口を設置する。特に事業の再開に当たっては、経営相談や法律相談、雇用相談といった多様な相談ニーズが発生することが想定されるため、これらに対応できるよう、民間専門家等も活用した相談窓口体制を整備するほか、雇用の確保に当たっては、必要に応じて民間の職業紹介事業者等と連携するなど、総合的な支援を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局各部】
被災直後	総合的な相談窓口の設置	総合的な相談窓口の設置
1週間以内	特別相談窓口の設置	特別相談窓口の設置
1ヶ月程度～	相談体制の整備	相談体制の整備
随時	業界等の指導	業界等の指導

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 総合的な相談窓口の設置	【産業観光課】 ①産業観光課相談窓口を設置し、都内産業の被害状況の把握及び問合せへの対応に備える。	被災直後
(2) 特別相談窓口の設置	【産業観光課】 ①中小企業振興公社の総合相談窓口や、商工会議所及び商工会等を通じて、都内中小企業事業者からの経営相談を受付 ②金融相談窓口を設置し、災害復旧資金融資などの金融相談を受付 ③必要に応じ、出張による相談会を行う。	被災後 1週間以内
(3) 相談体制の整備	【産業観光課】 ①被災後2、3か月に相談件数が集中すると想定されることから、相談員の確保、相談指導に必要な情報の円滑な収集に努める。また、被災者総合相談所の設置に際しては、専門相談員の派遣及び情報の提供など必要な支援を行うとともに、相談・指導内容の統一化等を図る。	被災後 1か月程度から
(4) 業界等の指導	【産業観光課】 ①寄せられる相談内容に基づき、必要に応じ、労使間トラブルのあっせん、下請取引等に係るトラブルのあっせんなどに係る業界指導等を行う。他の相談窓口等においても同様の指導等を行う。	随時

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	2か月	6か月	1年以降
(1) 総合的な相談窓口の設置							
(2) 特別相談窓口の設置							
(3) 相談体制の整備							
(4) 業界等の指導							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 被害状況等の把握
対策名	(1) 東京都への人員派遣及び支援策の検討
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災直後の混乱した状況の下で、迅速かつ正確に被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが、その後の復旧・復興の進展にとって極めて重要である。

このため、東京都が現地調査を実施するにあたり編成される現地調査班について、東京都からの要請に応じて人員を派遣する。

現地調査実施後に東京都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局総務部・ 商工部・金融部】
1 週間 ～ 1 年 以内	都への人員派遣	派遣人員の受け入れ
	区内産業の被害状況の把握	・現地調査の実施 ・必要に応じたアンケート調査の実施
	・区内産業経済団体の支援ニーズの把握 ・新規支援策の立案・実施	被害・復旧状況分析データの提供

事前対策

事前対策
☐ 東京都作成「現地調査に関する実施方針」の周知 ☐ 区内産業経済団体（商店街連合会、産業連合会、東京商工会議所渋谷支部等）への調査への協力の事前依頼

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 現地調査班への人員派遣	【産業観光課】 ①東京都からの人員派遣要請を受理する。 ②被災状況に応じて所管部署から職員を選定し派遣する。	被災後、 1年以内
(2) 現地調査における分担業務の遂行	【産業観光課】 ①現地調査班の中で割り当てられた業務を遂行する。 ②区災害対策本部を通じて区内産業の大まかな被害状況を把握する。 ③区内業種組合・団体及び商店街連合会等を通じ、定期的に被害状況の詳細を把握する。調査事項は、業種ごとの被害状況、雇用状況、取引状況等とする。	
(3) 被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施	【産業観光課】 ①東京都から被害・復旧状況分析データを入手する。 ②基礎データとして活用し、新規支援策を立案・実施する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	1年	1年以降
(1) 現地調査班への人員派遣							
(2) 現地調査における分担業務の遂行							
(3) 被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

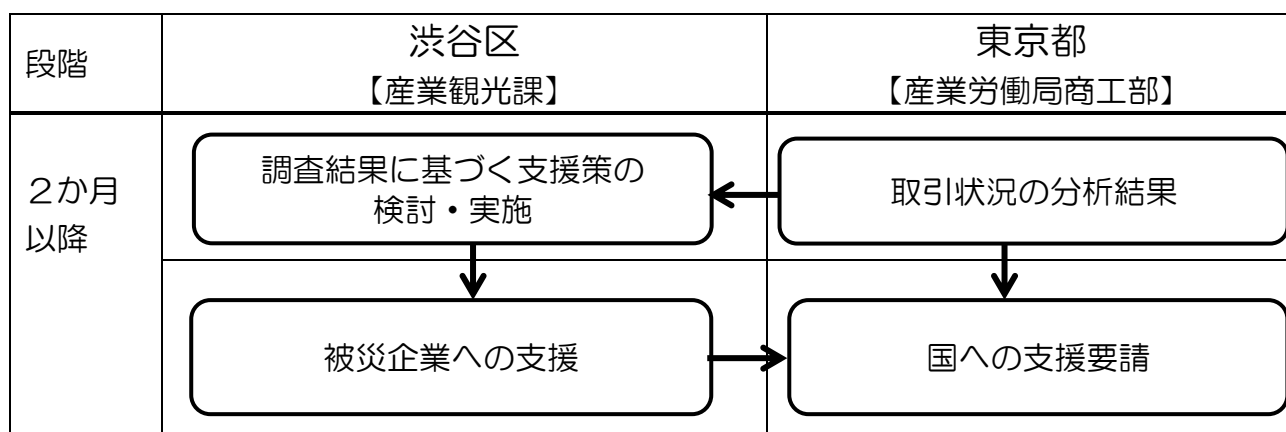
項 目	1 被害状況等の把握
対策名	(2) 取引状況調査に基づく支援策の検討
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

東京都から取引状況調査の分析結果の提供を受け、被災後の中小企業が順調に事業を継続・再開しているかの把握を行う。

企業の取引が滞り、事業継続に支障がある場合には、取引活動の阻害要因等を取り除くなど、支援策を検討し実施する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 調査結果に基づく支援策の検討・実施	【産業観光課】 ①東京都から取引状況の分析結果を入手する。 ②分析結果に基づいて新規支援策を立案・実施する。 ③被災企業の手形その他の債務の支払猶予（モラトリアム）について、東京都を通じて国に要請する。	被災後、 2か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 か月	2か月	3か月	6か月	1 年	2 年	2 年以降
(1) 調査結果に基づく支援策の検討・実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 一時的な事業スペースの確保支援
対策名	(1) 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供に向けた検討体制の整備等
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対し、東京都が共同仮設工場・店舗を設置することにより、事業主の自立再建を支援する。
区が独自に設置する場合には、東京都と連携した検討体制を整備する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局商工部】
2か月 以降～	検討体制の整備	仮設工場及び共同仮設店舗の設置に関する協議
	現地調査及び報告	東京都からの現地調査要請
	候補地の状況を確認	設置計画提案
	組合等への支援	「復興支援チーム」による総合的な指導

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 東京都と連携した検討体制の整備	【産業観光課】 ①区内事業所の被害状況に基づき、東京都と仮設工場及び共同仮設店舗の設置について協議する。 ②東京都との協議の結果により、区有地に仮設工場及び共同仮設店舗を設置することとなった場合には、現地調査を行った上で、東京都と建設について調整する。 ③引き続き、仮設工場及び共同仮設店舗の設置に関して、東京都と協議、調整を図る。 ④検討にあたっては、東京都と調整し、検討組織の構成機関を選定し、東京都及び構成機関で検討組織を設置する。	被災後、 2か月以降
(2) 東京都の要請を受けての現地調査及び報告	【産業観光課】 ①東京都の要請を受理する。 ②調査員を選定する。 ③現地調査を実施する。 ④調査内容の報告を行う。	
(3) 設置計画の策定に向けた東京都との調整	【産業観光課】 ①東京都の設置計画提案を受理する。 ②候補地の状況を確認する。 ③仮設住宅地内での店舗の設置に向け調整する。	
(4) 組合等への支援	【産業観光課】 ①商店街や産業集積地において仮設共同工場・店舗の設置を含めた復興方策を検討する組合等を支援する。 ②組合等に対し、区が助言、指導を行うほか、東京都が設置する「復興支援チーム」による総合的な指導を実施する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 か月	2 か月	3 か月	6 か月	1 年	2 年	2 年以降
(1) 調査結果に基づく支援策の検討・実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 一時的な事業スペースの確保支援
対策名	(2) 地域内の民間貸し工場・店舗情報の収集・提供
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対し、民間の貸し工場・店舗に関する情報を提供する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局商工部】
1 週間 以降	間貸し工場・店舗情報の 調査・取りまとめ	物件情報の提供依頼・情報の受理
2 週間 以降	被災事業主への集約情報の提供	物件情報の整理

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 東京都への物件情報の提供	【産業観光課】 ①東京都から物件情報の提供依頼を受理する。 ②区内の業界団体等から物件情報の提供を受けて、地域内の民間貸し工場・店舗情報の調査・取りまとめを行う。 ③収集した情報を整理した上、東京都に提供する。 ④収集した情報を整理した上、事業主等に提供する。	被災後、 1 週間以降
(2) 東京都集約情報の提供	【産業観光課】 ①東京都で整理された物件情報を受理する。 ②受理した物件情報を被災事業主へ提供する。	被災後、 2 週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	2 か月以降
(1) 東京都への物件情報の提供							
(2) 東京都集約情報の提供							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 施設の再建のための金融支援
対策名	(1) 資金需要の把握と関係金融機関への資金準備要請
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を制度融資取扱金融機関に要請する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局金融部】
1 週間 以内	取扱金融機関等に対し、 貸付資金の準備の要請	金融機関への資金準備要請
	事業主、組合等への情報提供	

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 区の制度融資の取扱金融機関等への資金準備要請	【産業観光課】 ①東京都から金融機関への資金準備要請を受理する。 ②区の制度融資の取扱金融機関等に対し、需要増が見込まれる貸付資金の準備を要請する。 ③事業主、組合等への情報提供を速やかに行い、周知を図る。	被災後、1週間以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1日	3日	1週間	2週間	1か月	2か月	2か月以降
(1) 区の制度融資の取扱金融機関等への資金準備要請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 施設の再建のための金融支援
対策名	(2) 既往融資制度の事業主・組合等への周知
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災した事業所の速やかな再建を図るため、東京都や区等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局金融部】
2 週間 以降	既往融資制度に関する情報の収集	既往融資制度に関する情報の提供
	↓ ・事業主・組合等への周知 ・区窓口でのリーフレット等の配付	

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 制度の事業主・組合等への周知	【産業観光課】 ①東京都や金融機関等の関係機関と連携し、既往融資制度に関する情報を提供する。 ②区窓口において、既往融資制度に関するリーフレット等を配付する。	被災後、 2 週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	2 か月以降
(1) 制度の事業主・組合等への周知							

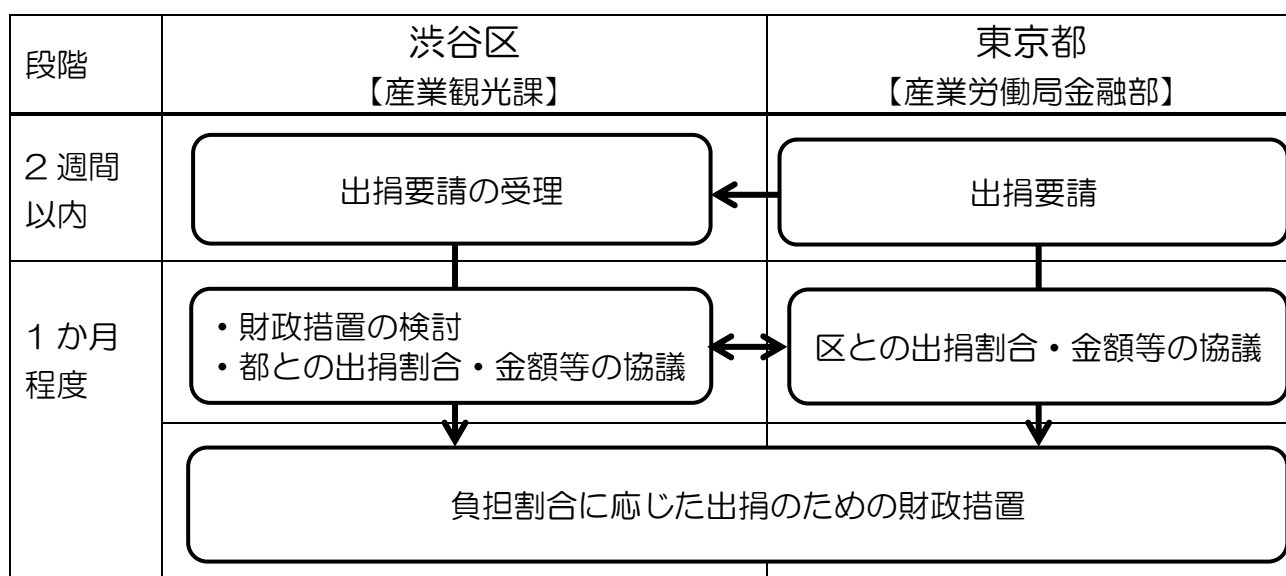
黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 施設の再建のための金融支援
対策名	(3) 信用保証協会基本財産の造成支援
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被害が甚大である場合、被災事業所の再建に要する資金需要規模が膨大なものとなり、それに伴う保証需要の増加に対応する必要があるため、東京信用保証協会から基本財産の増施要請があった場合には支援を検討する。

プロセスのポイント



事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 出捐要請の受理	【産業観光課】 ①東京都からの出捐要請を受理する。	被災後、 2 週間以内
(2) 出捐のための財政措置	【産業観光課】 ①出捐要請に対する財政措置を検討する。 ②財政措置すると判断した場合、東京都と出捐割合・金額等を協議する。 ③決定した負担割合に応じて、出捐のための財政措置を行う。	被災後、 1 か月以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 日	3 日	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	2 か月以降
(1) 出捐要請の受理							
(2) 出捐のための財政措置							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 新たな支援制度の検討・創設
対策名	(1) 新たな支援制度の事業主への周知
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災の状況に応じて、東京都が既存支援制度の拡充や新たな支援制度を創設する場合には、速やかに事業主・組合等へ制度の内容等を周知するとともに、リーフレット等を配付する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局商工部・金融部・ 総務部】
制度 創設後 随時	新たな支援制度に関する リーフレットの配布	新たな支援制度に関する 情報・リーフレットの提供
	↓ 各種支援制度の情報提供	

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 事業主・組合等への周知	【産業観光課】 ①東京都から新たな支援制度についての情報を入手する。 ②東京都から制度周知のためのリーフレットを入手する。 ③事業主等に対して、新たな支援制度に関するリーフレットを配布する。 ④広報誌等を活用し、各種支援制度の情報提供を行う。	制度創設後 随時

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	1 か月	2 か月	3 か月	3 か月	1 年	1 年 以降
(1) 事業主・組合等への周知							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 都市イメージの回復
対策名	(1) 情報発信、観光復興イベント等の開催
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課、都市データ活用推進担当課長

※担当課、支援課は組織順に記載

対策概要

観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災3か月以降を目途に都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、被災後1年以降を目途に観光イベントを開催し、観光客やコンベンションを誘致する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局観光部】
3か月 以降	都市イメージ回復のための 情報発信	
1年 以降	観光復興イベントの開催	東京都、民間事業者、 観光協会等と連携

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 都市イメージ回復のための情報発信	【産業観光課】 ①観光協会等と連携し、積極的な情報発信を行う。	被災後、 3か月以降
(2) 観光復興イベントの開催	【産業観光課】 ①幹線道路や交通機関の復旧と区民生活の安定化を踏まえて、東京都、民間事業者、観光協会等と連携しながら観光復興イベントの開催を検討するとともに、観光客等の誘致を行う。	被災後、 1年以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	2年	2年以降
(1) 都市イメージ回復のための情報発信							
(2) 観光復興イベントの開催							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 雇用状況の把握
対策名	(1) 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災後の混乱した状況の後、速やかな雇用安定化のためには、迅速かつ正確に雇用状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが必要である。

このため、東京都が東京労働局と連携して行う緊急雇用状況調査等の結果を基に、必要に応じて区独自の支援策の立案及び実施を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局雇用就業部】
2週間 以降	雇用状況を整理・分析	雇用状況調査結果
	・独自支援策の必要性を検討 ・支援策の立案・実施	新たな支援制度の検討・創設

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 雇用状況を整理・分析	【産業観光課】 ①都から調査結果を入手し、整理・分析を行う。	被災後、 2週間以降
(2) 新たな支援策を立案・実施	【産業観光課】 ①得られた分析結果を基に、独自支援策の必要性を検討する。 ②必要に応じて、新たな支援策を立案・実施する。 ③都が新たな支援制度の創設した際には、制度の趣旨及び概要を事業主・被災者に周知する。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	3か月	6か月	1年	1年以降
(1) 雇用状況を整理・分析							
(2) 新たな支援策を立案・実施							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	2 雇用の維持
対策名	(1) 事業者への雇用維持の周知
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

事業者や関係機関（第三セクター等）に解雇等の事態が極力発生しないように、テレワークの活用等による雇用維持を要請する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局雇用就業部】
2週間 以降	要請の受理	雇用維持に関する要請
	雇用の維持、雇用創出の要請	労働情報センター等を通じた 事業主への周知

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 雇用維持の要請	【産業観光課】 ①東京都からの雇用維持に関する要請を受理する。 ②事業者や関係機関（第三セクター等）に対し、解雇等の事態が極力発生しないよう、テレワークの活用等による雇用の維持を徹底するよう要請する。 ③事業者や関係機関（第三セクター等）に対し、必要に応じた雇用の機会の創出を図るよう要請する。	被災後、 2週間以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	3日	1週間	2週間	1か月	2か月	6か月	6か月以降
(1) 雇用維持の要請							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	3 離職者の再就職の促進
対策名	(1) 職業訓練施設への入校者募集の周知
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

被災離職者の円滑な再就職を促進するためには、被災離職者に対し、求人ニーズに対応した職業訓練の機会を提供する必要がある。

区においても、東京都で検討・実施する被災離職者向けの弾力的入校措置について情報提供を行い、職業訓練施設の入校者の募集について周知徹底を図る。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局雇用就業部】
1 か月以降	窓口等にて被災離職者向け職業訓練施設募集要項の配布	被災離職者向けの職業訓練施設募集要項
	職業訓練施設の入校者の募集について周知徹底	しごとセンター等での周知

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 職業訓練施設の入校者募集の周知	【産業観光課】 ①東京都から被災離職者向けの職業訓練施設募集要項を入手する。 ②区の窓口等にて被災離職者向け職業訓練施設募集要項を配布する。	被災後、 1 か月以降

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	2 週間	1 か月	2 か月	6 か月	1 年	1 年以降
(1) 職業訓練施設の入校者募集の周知							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	4 離職者の生活支援
対策名	(1) 雇用保険制度の活用促進
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

離職者の生活支援策としては、雇用保険の求職者給付制度が主要な対策となる。これは国の施策であるが、申請には事業主が発行する離職票が必要であり、事業主の迅速な対応が求められること、また、離職者の申請に基づいて給付されるものであることから、制度の活用を促進するため、制度の趣旨と内容について事業主及び離職者の双方に周知する。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【産業労働局雇用就業部】
1週間 以内	事業主及び離職者への周知	事業主及び離職者への周知
2週間 以内	↓ 支援策を取りまとめたリーフレット等の作成と周知	↓ 支援策を取りまとめたリーフレット等の作成と周知

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 事業主・離職者への周知	【産業観光課】 ①被災直後より、雇用保険制度の趣旨と内容について事業主及び被災離職者に周知する。 ②業界団体、各相談窓口等に対し、制度の趣旨と内容等について周知する。 ③国（厚生労働省）による特例措置が実施される場合は、対象者となる被保険者及びその雇用事業主に対する情報の周知徹底に留意する。	被災後 1週間以内
(2) 支援策の周知	【産業観光課】 ①事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレット等を作成し、各種相談所等にて配布し、周知する。	被災後 2週間以内

《対策実施スケジュール》

対策項目	1週間	2週間	1か月	2か月	6か月	1年	1年以降
(1) 事業主・離職者への周知							
(2) 支援策の周知							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務

項 目	1 相談・指導体制の整備
対策名	(1) 消費生活相談等の実施
担当課	産業観光課
支援課	グローバル拠点都市推進課

対策概要

震災後は、混乱に便乗した価格の引上げや悪質な商法による被害の発生が予想される。これらの被害を防止するため、区民に対し注意を喚起するとともに、相談窓口の運営等を行う。

プロセスのポイント

段階	渋谷区 【産業観光課】	東京都 【生活文化スポーツ局消費生活 部】
1 か月 以降	消費生活相談等の実施	東京都の相談窓口や 取引指導部門等との連携
	東京都や消費者団体との連携	得られた情報を集約し、 区市町村に情報提供

事前対策

事前対策

《行動内容》

項目	内容	実施時期
(1) 消費生活 相談等の実施	【産業観光課】 ①便乗値上げや悪質な商法に対する注意を喚起するための広報を行うとともに、相談の受付を行う。 ②相談先窓口について広報する。 ③悪質な商法について報告が寄せられた場合には、区民に対し注意を促す。 ④必要に応じて、東京都の相談窓口や取引指導部門等と連携を図る。	被災後、 1 か月以降
(2) 復興期に おける東京都や 消費者団体との 連携	【産業観光課】 ①便乗値上げや悪質な商法への的確な対応を図るため、東京都及び消費者団体と協議を行い、これらと連携して適切な措置をとる。	

《対策実施スケジュール》

対策項目	1 週間	2 週間	1 か月	3 か月	6 か月	1 年	1 年 以降
(1) 消費生活相談等の実施							
(2) 復興期における東京都や消費者 団体との連携							

黄色：災害対策本部業務 青色：震災復興本部業務